

石川県立歴史博物館

紀 要

34

2025

6



Ishikawa Prefectural Museum of History

〔論 文〕	新収蔵「蓮湖真景之図」について 中 村 真菜美	1
〔史料紹介〕	須須神社所蔵の神道裁許状とその関連文書 岡 崎 道 子	45
	下安江村肝煎文書の目録と解説 林 亮 太 吉 田 朋 生	61
	加賀藩江戸本郷邸の樋箱 林 亮 太	75
〔講演要旨〕	石川の歴史遺産セミナー要旨集	89

新収蔵「蓮湖真景之図」について

中村 真菜美

はじめに―令和六年能登半島地震の発生を受けて

本誌三十二号において近世能登の景観を伝える「能登名跡図巻」(本館蔵、登録番号…二一八二一二三三八)について詳報した⁽¹⁾。

その調査過程において筆者は「能登名跡図巻」に収録される道中絵図や真景図がどの地点を示すかを検討すべく、実際に能登の各地を巡ったが、その時にはよもや翌年元旦にマグニチュード七・六もの地震が発生し、親しんだ風景が一変することになるとは想像だになかった。拙論の中では平成十九年に発生した能登半島地震を念頭におきながら、「能登名跡図巻」について「開発や災害などで変化する以前の能登の様子を伝える貴重な記録」であると述べたものの、その貴重性を身を以て理解したのは今回の痛ましい急変を眼前にすることであったことを白状しなければならない。当館が加賀・能登地域の景観を描く絵画資料を重点的に収集してきた意味を改めて考える日々であ

る。

当館では一昨年、加賀藩御用絵師・佐々木泉玄(一八〇五〜七九)が手掛けた「蓮湖真景之図」(登録番号…二一八二一二七七〇)を新たに収蔵し、景観図コレクションを拡充するに至った。県下最大の潟湖・河北潟から流出する大野川の東西岸を描く作品である。企画展「れきはくコレクション2023」(会期…二〇二三年十二月十六日〜二〇二四年一月二十一日)で初のお披露目となったが、会期の折り返しに発生した令和六年能登半島地震は大野川沿いの低地に液状化などの大きな被害を引き起こした。そうした状況の中、本作を深く理解することの重要性を強く認識するところであり、本稿では、その描写内容および制作経緯を分析し、時の流れの中で失われてゆく土地の記憶を掘り起こすことを試みる。

一、作品概要

まず本作の概要を述べる。絹本着色、全二巻。作者は幕末から明治初期にかけて活躍した狩野派系絵師の佐々木泉玄である²⁾。名は守貞、後に守公、号は泉玄のほか椿鳴、一白居士がある。泉玄の父・泉景（一七七三～一八四八）は大聖寺出身で、京に出て禁裏御用絵師の鶴沢探索（一七二九～九七）・探泉（一七五五～一八一六）父子に学んだ絵師であり、泉玄も鶴沢家に弟子入りしている。泉景以来、佐々木家は加賀藩の御用を務めるようになっており、文政五年（一八二二）の竹沢御殿造営が当時十八歳の泉玄にとって最初の大きな御用であった。天保五年（一八三四）に法橋、嘉永五年（一八五二）に法眼に叙されている。

泉玄自筆の箱書は次のとおりである。句点は本稿筆者が補った。

【資料1】箱書（表）

蓮湖真景之圖 二巻

【資料2】箱書（裏）〔図1〕

蓮湖之勝概湖心之幽望濺蔭之際耳。故順流至大野湊両畔之佳景写得作二巻。盖所應嗽石島崎氏之需也。

文久二壬戌晩夏 泉玄記（朱文方印）「加賀画院」

本作の題にある「蓮湖」とは、金沢平野の北部に位置する河北潟の雅名である。ただし【資料2】で泉玄が断るように、本作の主眼は河北潟そのものを描くことではなく、そこから日本海へと流出する大野川の両岸の佳景を描くことにある。大野川左岸を描く一巻（外題「蓮湖東岸之圖」、以下「東岸巻」と略す）と右岸を描く一巻（外題「蓮湖西岸之圖」、以下「西岸巻」と略す）から構成される。本紙の寸法は東岸巻が縦三三・一センチメートル、横七一五・九センチメートル、西岸巻が縦三三・一センチメートル、横七二三・八センチメートル。両巻ともに七メートルを超える大作である。

各巻の末尾には以下のように記される。

【資料3】東岸巻 奥書〔図2〕

蓮湖東岸之眺望自大野湊舟陸再遊探得

真景縮寫之 法眼泉玄筆（朱文方印）「守公」

【資料4】西岸巻 奥書〔図3〕

蓮湖西岸之實景盖合前卷東岸之圖成全景

文久紀元辛酉冬日 法眼泉玄寫（朱文方印）「守公」

奥書と箱書の情報を統合すると、文久元年（一八六一）の冬に泉玄の絵が成立し、両巻が発注者へ引き渡す完成品として仕上がったのは、翌二年の晩夏と考えられる。半年近く空いた理由としては、その

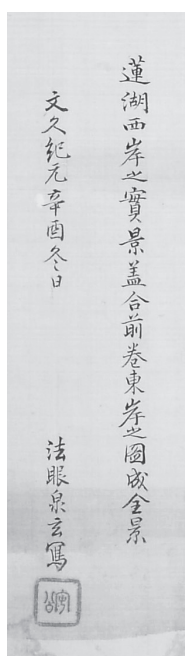


図3 佐々木泉玄 奥書（当館本西岸巻）

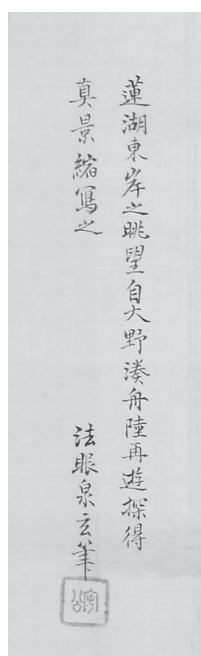


図2 佐々木泉玄 奥書（当館本東岸巻）

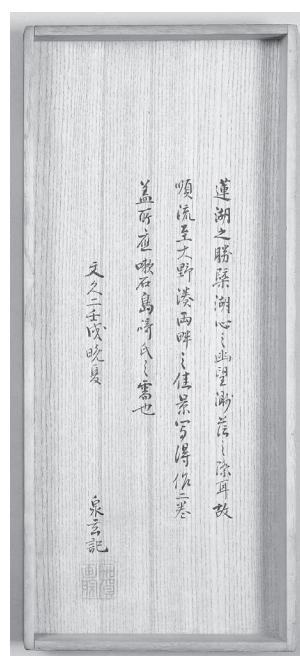


図1 佐々木泉玄 箱書（当館本箱裏）

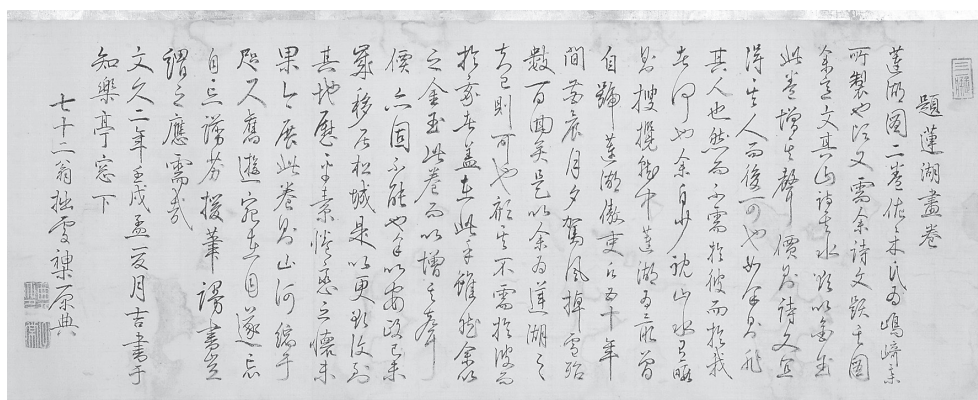


図4 榊原拙処 序文（当館本東岸巻）

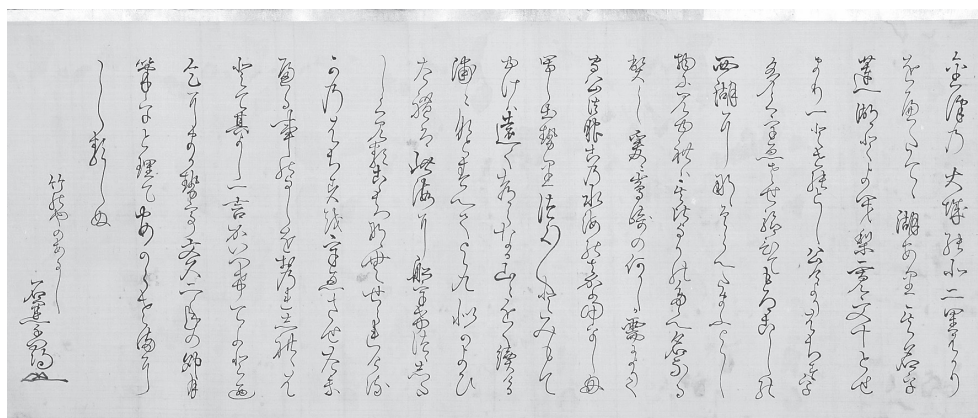


図5 石黒千尋 序文（当館本西岸巻）

間に序文の作成がなされたからだろう。東岸巻と西岸巻にはそれぞれ次のような序文が付される。句点は本稿筆者が補った。

【資料5】東岸巻 序文〔図4〕

（朱文長方印）「三痴」

題蓮湖畫卷

蓮湖圖二卷佐々木氏為嶋崎某所製也。頃又需余詩文題其圖。余意文其山詩其水欲以金玉此卷增其聲價。則詩文宜得其人而後可也。如余則非其人也。然而不需於彼而於我者何也。余自少耽山水有暇則搜攬。就中蓮湖為最曾自號蓮湖傲吏。凡五十年間花晨月夕駕風掉雪殆數百回矣。是以余為蓮湖之知己則可也。顧其不需於彼而於我者蓋在此乎。

雖然余以之金玉此卷而以增其聲價亦固不能也。余以安政己未歲移居松城。是以更欲復到其地慰平素倦戀之懷未果。今展此卷則山河縮于咫尺。舊遊宛在目遂忘自忘謫劣。援筆謾書豈謂之應需哉。

文久二年壬戌孟夏月吉書于知樂亭窓下

七十二翁拙處榊原典

（白文方印）「典印」 （白文方印）「子常」

【資料6】西岸巻 序文〔図5〕

金澤の南城の北二里ばかりをへだてゝ湖あり。其名を蓮湖とよべり。寛文十とせまり一とせのとし公命よりはちすを多くうへさせ給ひてもろこしの西湖になぞらへたまふよし。物にみゆれば其頃よりの

たゝへ名なるべし。爰に寫崎の何がしか需によりて守公法眼この水海のかのゆかしも写し出せり。つくゞとみもてゆけば遠くはるかなる山々近く続ける浦々などすべてよく似かよひたれば此海に舫うけつゝしたしく見るこちなむせられる。かのはちすをうへさせたまへる事のなしをおのれしればとて其よし一言かいつけてよとの乞にまかせて文久二年の卯月筆をとりてあからさまにしるしぬ。

竹のやあるじ

石黒千尋（花押）

東岸巻の序文は加賀藩人持組今枝家臣で書家・詩人としても著名な榊原拙処（一七九一〜一八七五、名を守典、字を子常、号は拙処のほか三痴、逸翁など）の筆になり³⁾、文久二年の四月に認めたことが分かる。序文の中には安政六年（一八五九）に「松城」、つまりは小松に移住した旨が記されるが、文久三年までの四年間、拙処は學問所・集義堂の教授として小松に在勤していた。また拙処は「蓮湖傲吏」と号したことが知られ、幼いころから山水を好み、中でも蓮湖を最良としたこと、おおよそ五十年間どんな季節にも訪れており、数百年に上るほどであることに因むと述懐している。

一方、西岸巻の序文は加賀の国学者・石黒千尋（一八〇四〜七二、名は克己、通称は嘉左衛門、斎号に竹之舎がある）による⁴⁾。嘉永五年（一八五二）に藩校・明倫堂の国学講釈御用を命じられた人物である。本序も【資料5】と同じく文久二年四月に著された。千尋は河

北潟が蓮湖という雅名を得た由来に言及し、寛文十一年（一六七二）に公命で蓮が植えられ、中国杭州にある風光明媚な湖として名高い西湖に擬えたが故だと説明する。寛文十一年は加賀前田家五代・綱紀（一六四三～一七二四）の治世である。十八世紀後半に改作奉行・郡奉行などを務めた高沢平次右衛門が著した『改作所旧記』の標目集『改作所年代摘要』における同年の項目には「粟崎潟筋に蓮植えさせらる。楓之木も又植添被仰付。肝煎誓詞前書。十一月十一日」とある⁽⁵⁾。夏には蓮、秋には楓を楽しめる趣向の植栽であったのだろう。西湖の景勝地を称える西湖十景には、湖に咲く蓮の花の美しさに注目した「曲院風荷」があるが、これを以て、河北潟は西湖と重ね合わせられたようだ。

拙処は序文の中で「余意ふに其の山を文し其の水を詩すこと、以て此の巻を金玉にし、其の聲價を増さんと欲すと。則ち詩文宜しく其の人を得てしかる後に可なるなり。余が如きは其の人に非ざるなり。然れども彼に需めず我に於いてするは何ぞや。」と謙遜の姿勢を示しているが、拙処と千尋という加賀藩が誇る学者たちの序は作品の価値を高めるものであったに違いない。

二、描写内容の検討―個人蔵本との比較

次に描写内容の検討に移るが、その前に泉玄が手掛けたもう一つの「蓮湖真景之図」の存在を確認しておきたい。金沢市大野町の個人が

所蔵し、平成二年に金沢市指定文化財に指定されている（以下、個人蔵本と略す）⁽⁶⁾。紙本著色、全二巻、内容は当館が所蔵する「蓮湖真景之図」（以下、当館本と略す）と同様、大野川の東西両岸の風景を描くもので、寸法は東岸巻が縦二九・五センチメートル、横六五七・七センチメートル、西岸巻が縦二九・五センチメートル、横六五七・八センチメートル。残念ながら、本稿筆者は個人蔵本を実見し得ていないが、粟崎の郷土史家・角島一治氏の著書『河北潟・大野川―その変遷と風物―』（私家版、一九九一年）に全図がカラーで掲載されているため、本稿ではこれに拠ることとする。

この古くから知られる個人蔵本に対し、新出となる当館本がどのような特徴をもつか比較してみると、まず個人蔵本は紙本、当館本は絹本であり、基底材が異なる点が大きな違いである。また個人蔵本には金砂子による雲の表現があり、地名の書き込みが認められる点が当館本と相違する。さらに個人蔵本の各巻の奥書を確認すると、個人蔵本の方が当館本より制作時期が先行することが分かる。

【資料7】個人蔵本 東岸巻 奥書

蓮湖東岸之眺望自大野湊舟陸再覽

探得真景縮寫之

法眼泉玄筆（朱文方印）「守公」

【資料8】個人蔵本 西岸巻 奥書

蓮湖西岸之實景蓋合前卷東岸之圖成全景

文久紀元辛酉初秋 法眼泉玄寫（朱文方印）「守公」

泉玄の奥書を記したのは、個人蔵本が「文久紀元辛酉初秋」、当館本が「文久紀元辛酉冬目」で、同年ではあるが個人蔵本の方が若干早く、さらに当館本は序が備わるのが翌年の文久二年春であるため、完成までに半年の違いがある。

以上の相違点を確認したところで、当館本と個人蔵本を比べながら、何が描かれているのかを順番に見ていくこととする。紙幅の関係上、全図を載せるのは当館本のみとし、個人蔵本については部分の掲載に留めることをご容赦いただきたい。合わせて角島氏の著書を確認いただければ幸いである。場面の区切りは、個人蔵本と比較しやすいように、角島氏の著書に即して便宜的に行ったものであり、画面の繋がりを分かりやすくするため、前後に重複のある形で掲載している。

西岸巻の奥書【資料4】【資料8】から考えると、東岸巻、西岸巻の順で鑑賞することが想定されているようなので、それに従って東岸巻から確認する。東岸巻では大野川河口から河北潟尻へと上るルート、西岸巻は逆に河北潟尻から大野川河口へと下るルートになる。

河北潟および大野川流域は近世から近現代に至るまで、掘削や川幅の拡張、整備が頻繁に行われており、「蓮湖真景之図」の示す景観は現状と大きく異なることが多い。描かれた場所の特定にあたっては、先に挙げた角島一治氏の著書や、昭和二十七年頃の上空写真をもとに歴史的事項をまとめた『よみがえる河北潟ノスタルジーマップ』

（河北潟を囲む会、二〇二二年）などを参照し、大きな示唆を得た。

東岸巻① 大野港く大野町〔図6-1〕

東岸巻巻頭は大野川河口の海浜の景が広がる。網を干す様子や、藁でできた舟小屋が点在する様子、浜辺に比較的大型の船が係留される様子などを捉える。また浜には人々が集まり、木杭に紐のようなものを張る。このあたりでは鰯漁が盛んであったが、それを干すための準備だろうか。

左岸側の大野町が見えてくる。個人蔵本には「大野」の書き込みがなされる。当地は享保から寛政年間にかけて、川港を同じくする向栗崎村や栗崎村と協力し合い、遠海交易権の回復を目指して、金沢の外港として特権を有していた宮腰町との間で長きに渡る抗争を繰り広げた歴史がある^①。そして大野村と栗崎村が宮腰町と同様の権利を得ると、今度は大野・栗崎の両村が優越を争うようになり、大野村は町格への昇格を以て、船問屋営業権の独占を図ろうとした。そうした経緯を経て、大野村が町格となったのは安政三年（一八五六）のこと、本作制作の五年前にあたり、直近の出来事であった。

中景の松林の中に千木を載せた屋根と鳥居がのぞき、大野日吉神社のものと考えられる。

東岸巻② 大野町く戸水村〔図6-2〕

遠景には急な山道を往來する人々が点景として描き込まれているが



図6-1 当館本 東岸巻①



図6-2 当館本 東岸巻②

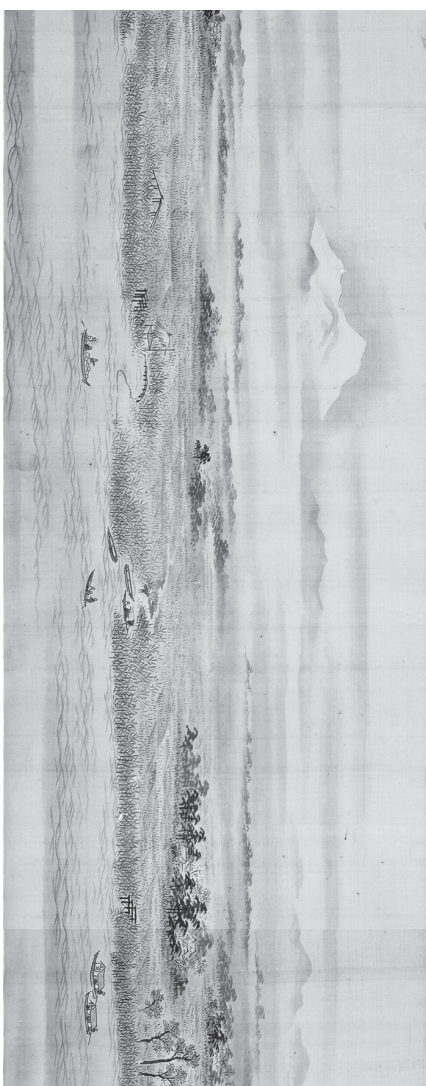


図6-3 当館本 東岸巻③

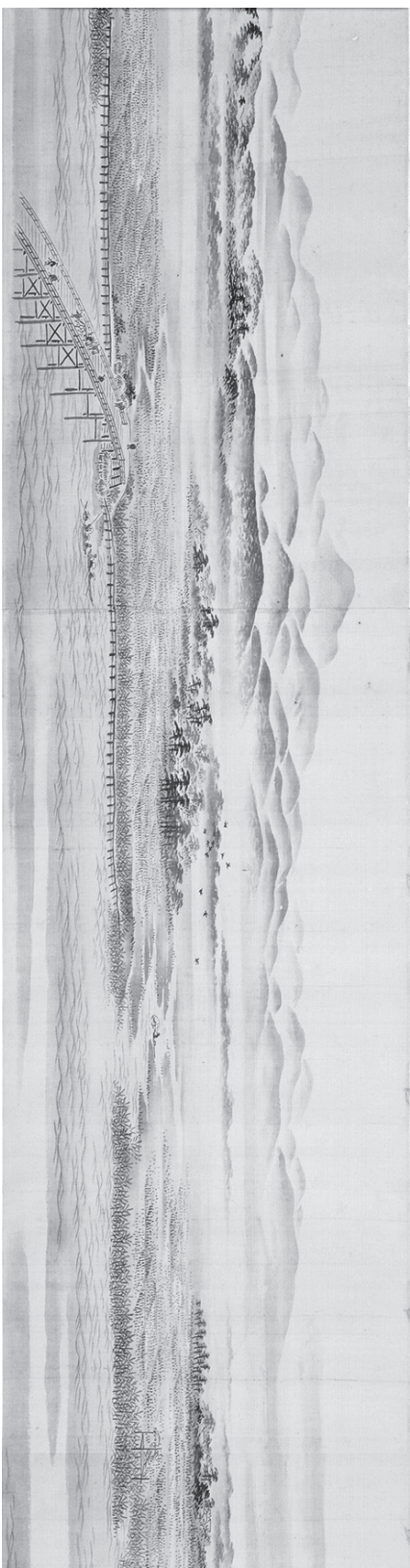


図6-4 当館本 東岸巻④



図6-5 当館本 東岸巻⑤

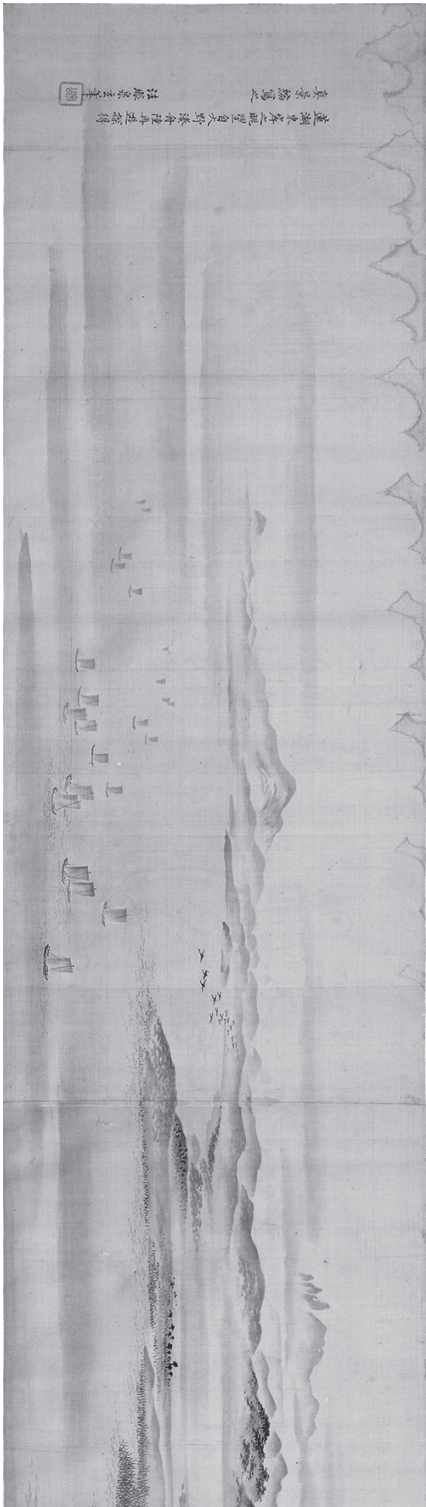


図6-6 当館本 東岸巻⑥



図6-7 当館本 西岸巻①

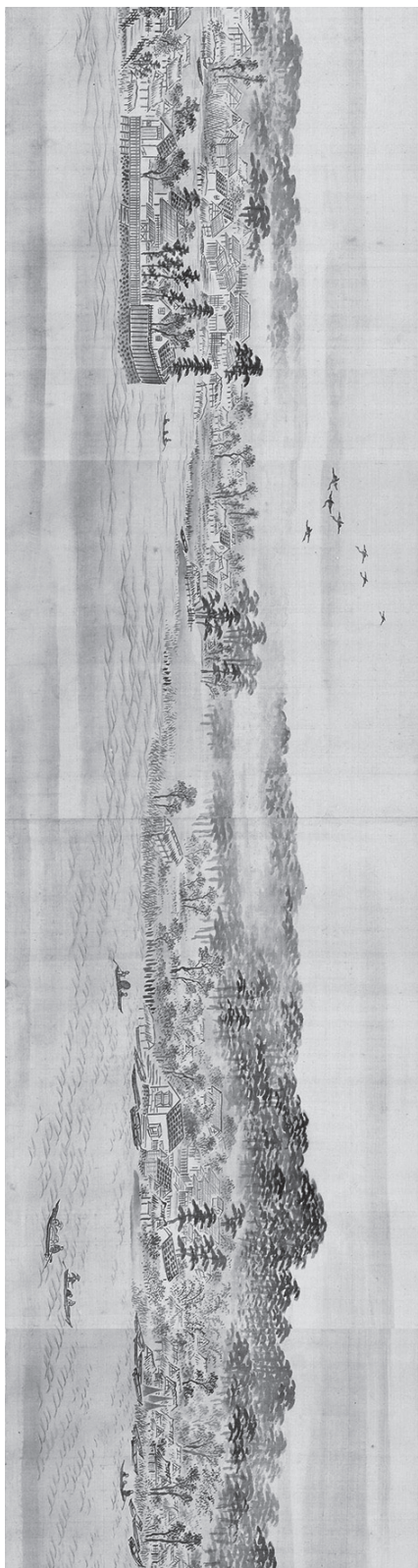


図6-8 当館本 西岸巻②

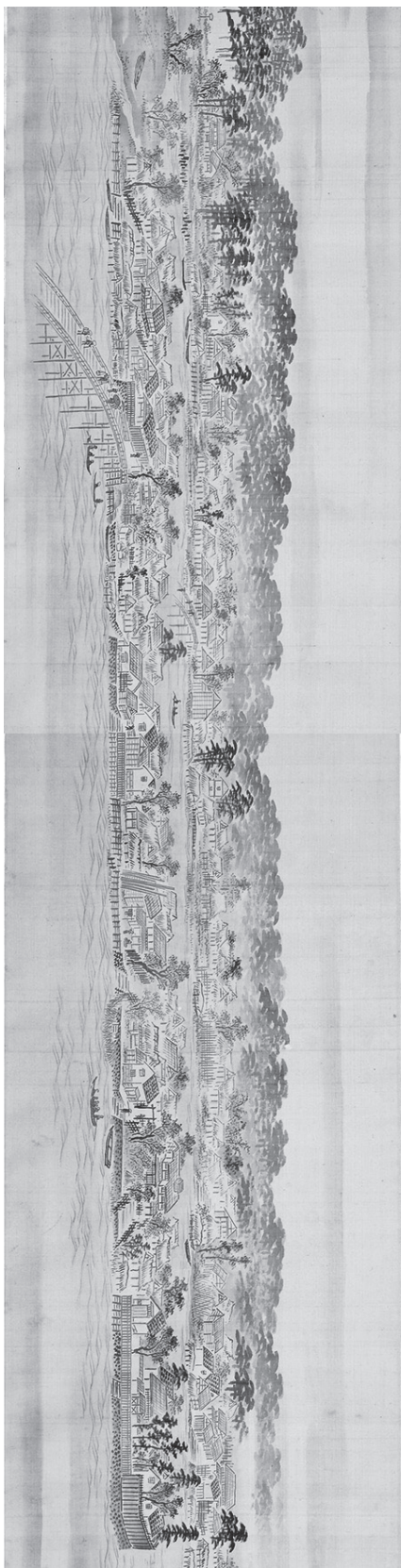


図6-9 当館本 西岸巻③

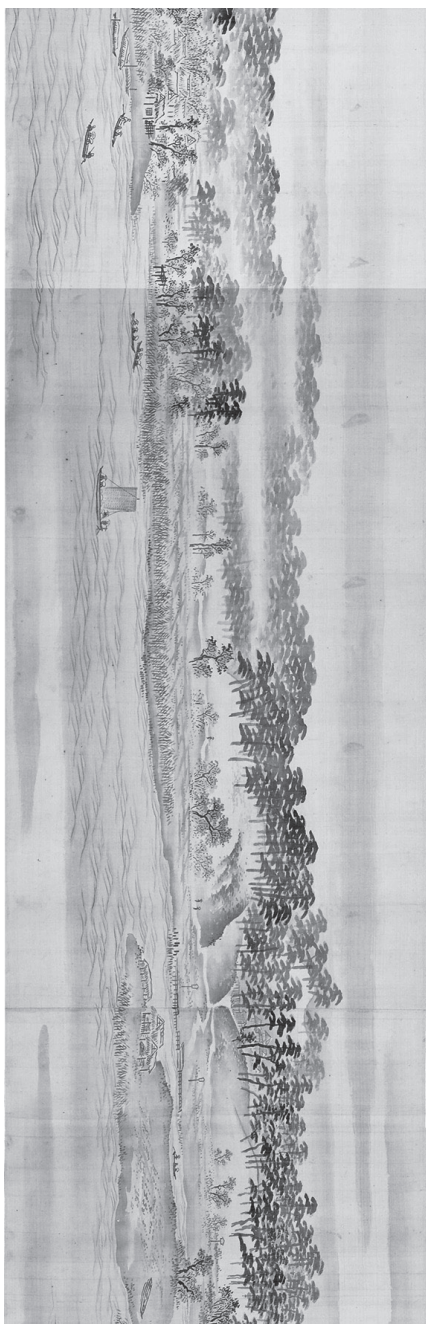


図6-10 当館本 西岸巻④

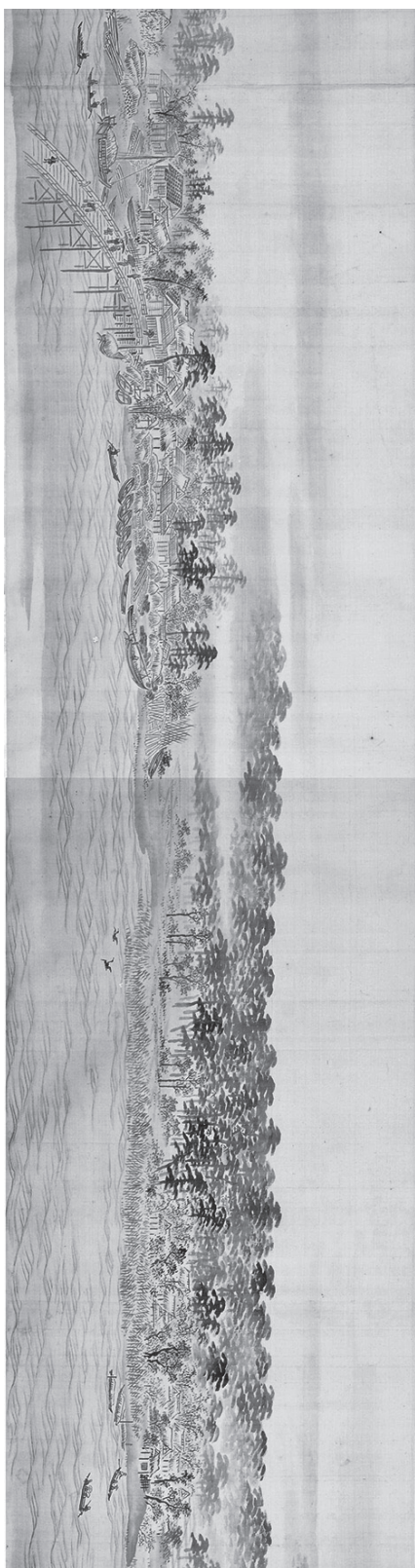


図6-11 当館本 西岸巻⑤

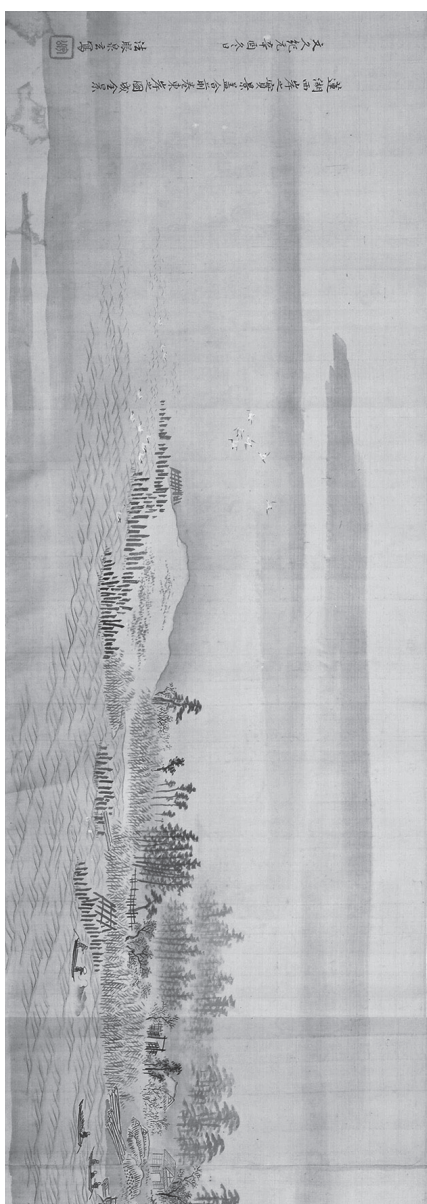


図6-12 当館本 西岸巻⑥

〔図7〕、金沢へと通ずる大野道を示すのだろう⁽⁸⁾。大野橋の上では馬上の貴人には刀を帯び、旗指物を掲げる伴人が付き従う。一方で橋のたもとでは裸の人々が川面へと飛び込み、水泳に興じている〔図8〕。これらの人物表現は洛中洛外図などの風俗図に頻出するものであり、泉玄もそうした図像を借りて画面を構成している。町並みの描写も詳しく、大野町がいかに繁栄していたのか、その賑わいが伝わってくる。そして大野橋から通りに入ると、左手には松に覆われるように一際大きな屋根をもつ建物が描かれており、名聲寺と考えられる。

川筋へと戻ると、大野町に対して回り込むように分岐している。この大きく蛇行する川筋は旧河道の古川である。大野川は排水に難があり、江戸時代を通じて幾度も護岸や川筋の切替がなされてきた。安永三年（一七七四）には排水の抜本的改善のため、大野村の北東で海に直結する水路を開墾し、古川に対して新川と呼んだ⁽⁹⁾。個人蔵本と当館本はともに、この大野新川と古川の切替の様子を捉えているが、当館本の方が視点を高くとり、古川の流れが明瞭である。慶應二年（一八六六）の大野川の流れを描く「栗ヶ崎・金石海辺之図」（金沢市立玉川図書館蔵）を見ると、古川と新川の切替や、古川が袋小路になっていることがよく分かる〔図9〕。

画中では新川から古川へと入ると、右手で更に川筋が分岐しており、大野川支流である大徳川を示すと考えられる。古川の突き当りには倉庫のような同一の建物が立ち並び、囲いがされる敷地に行き当たる〔図10〕。これは加賀藩の藩用地であり、御舟小屋と呼ばれた⁽¹⁰⁾。

藩主らの鷹狩や舟遊の基地として機能し、河北潟や後述の栗崎御亭に向かうための藩船が繋がれていた。その起源は加賀前田家五代・綱紀の治世にあたる延宝年間（一六七三〜八一）とされる。漕手である御舟足軽も配置され、近くの唄稽古場で御船歌の稽古に励んだ。さらに手前の見事な藤棚をもつ建物は、小松屋田右エ門家の茶屋、通称「藤茶屋」であり、藩主一行の休息所にも使用されたという⁽¹¹⁾。古川沿いには所々護岸のためと思われる柵がめぐらされ、堰のような構造体が描かれているが、古川の維持管理は周辺の村々の負担であった⁽¹²⁾。

再び新川の流れに目を転じると、古川とは逆方向へ川筋が分岐するように捉えられている。この分岐は「栗ヶ崎・金石海辺之図」にも認められ、さらに「無量寺村悪水川」と大徳寺川の支流に分かれるものであったらしい〔図9〕。岸から少し離れて集落があるが、個人蔵本の書入より、戸水村であることが分かる。

東岸巻③ 戸水村と大友御供田村〔図6-3〕

次いで大友御供田村が見える。個人蔵本には「大友御供田村」の書入が認められる。岸边には芦原が広がり、白鷺の姿もある。小舟が集まる湾処は戸水村と対岸の五郎島村の渡しを示している。

当館本と比して、個人蔵本の方がこのあたり一帯により長く画面を割いており、各地点で見える山の位置が異なっている。当館本では冠雪の高峰として白山が現れる。



図7 大野道の往来（当館本東岸巻②）

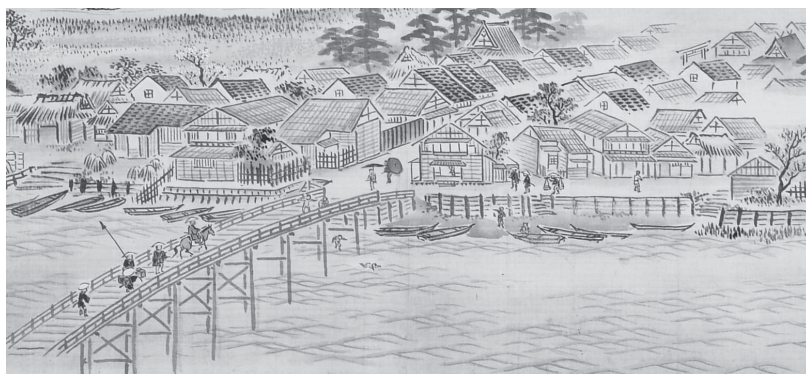


図8 大野橋周辺（当館本東岸巻②）大野日吉神社や名聲寺も見える



図9 「粟ヶ崎・金石海辺之図」（慶應2年（1866）、金沢市立玉川図書館蔵）大野町部分



図10 御舟小屋と藤茶屋（当館本東岸巻②）

東岸巻④ 直江村↪大河端村〔図6-4〕

個人蔵本の書入より、描き込まれた集落は順に直江村、近岡村、大川（河）端村であることが分かる。個人蔵本では白山がまず登場し、続いて両本とも大乘寺丘陵が展開する。その奥にそびえる一際高い円錐型の山は「加賀富士」の別称で知られる大門山であろう。

川筋を辿れば、当館本では個人蔵本に比べて、近岡川との合流が明確に描かれており、四ツ手網を用いた魚漁がなされている〔図11〕。

本流に戻ると、栗崎の新川橋に至り、橋の上では天秤棒での運搬に従事する人々などが往来し、下には釣船が集まっている。新川橋から南東の方角には小高い丘に建物が見えるが、個人蔵本の書入「御城」から金沢城を示すものと解せ〔図12〕、卯辰山が続く。

東岸巻⑤ 北間村↪須崎村〔図6-5〕

まず見えてくる集落は北間村であろう。大野川と集落をつなぐ小川が描かれているが、北間舟通し川である^{〔13〕}。次に見えるのは須崎村で、集落まではやはり川で繋がっており、船が入りしっている。当館本ではその入口部分が三角形に切り広げられているように描かれているが、現実においてもこの場所は「入湖水」と呼ばれる潟の一部を広げてできた船の休憩所であった^{〔14〕}。

須崎村から機具橋へと続く陸路は、能登街道の間道で、金沢城下と高松宿を結ぶ外浜通（栗崎道）である^{〔15〕}。機具橋が架けられるまでは、須崎から向栗崎まで渡舟を利用するルートであった。西岸巻①に

おいて詳しく述べるが、イタダキと呼ばれた頭上運搬に従事する女性たちが金沢城下から帰路につく様子が描かれる。

彼方に広がる山々の中でも、ドーム状に盛り上がり、斜面に筋状の窪みをもつのは戸室山、その後衛にあり、二コブの山頂部が特徴的なのは医王山、その手前に森本・津幡間の丘陵が展開する。

東岸巻⑥ 河北潟↪向栗崎村〔図6-6〕

河北潟に到達する。個人蔵本では近景として投網漁の様子や帆船などを細かく描くが〔図13〕、当館本では数多の帆船を捉えるのみである。帆船は潟尻へと向かっており、漁を終えて戻るところのようだ。両本とも上空からは雁の群れが飛来する。

最遠景には立山連峰が現れる。劔岳のシルエットが特徴的である。さらに能登半島を遠望し、その最高峰にあたる「能登富士」こと宝達山が存在感を示す。突端近くにも山容が確認できるが、位置関係から、加賀と能登をつなぐ要所であった末森山と考えられる。

西岸巻① 河北潟↪向栗崎村〔図6-7〕

西岸巻に移る。折り返して大野川の右岸を眺めながら、日本海に向かって下っていくルートである。巻頭には河北潟が広がり、そこでは二十艘余りの小舟が向き合うように列をなし、網を放っている〔図14〕。これは複数の漁船で魚群を包囲し投網を用いて捕える「巻打」と呼ばれる漁の様子で、河北潟ではフナやボラなどがこの方法で獲ら



図11 近岡川との合流 四ツ手網での漁（当館本東岸巻③）



図12 大門山・大乘寺丘陵と金沢城（当館本東岸巻③）



図13 河北潟周辺（個人蔵本東岸巻）

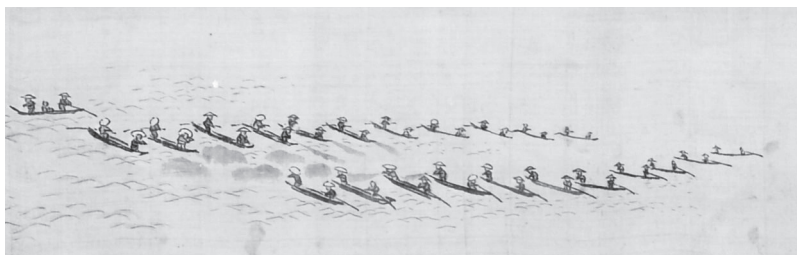


図14 巻打の様子（当館本西岸巻①）

れていた⁽¹⁶⁾。

奥には小高い丘が連なり、全体に白色で表されているのは内灘砂丘を示しているからであろう。個人蔵本では、その中の一丘に「黒津船田地」の文字が記され、当館本よりも高さが強調されている〔図15〕。「黒津船田地」は現在の内灘町宮坂にあたる黒津船地内のことを指すと考えられ、同地は黒津船権現と称された小濱神社の門前集落であった⁽¹⁷⁾。小濱神社自体は天保三年（一八三二）に五郎島へ移転しており（現在地の内灘町大根布への移転は明治二十二年（一八八九）、泉玄が本作を手掛けた当時、既に社殿は黒津船地内にはなかった。

手前の集落は向栗崎村である。松が生い茂る森の中に見える赤い鳥居と社殿の屋根は菅原神社のものであろう。向栗崎村と対岸の集落である須崎村をつなぐ機具橋が一際大きく描かれている。金沢の俳人・幾曉庵古来（森下屋甚兵衛、一七八六〜？）が文久二年に上梓した『後猿丸宮集』に収録される「機具橋記」からは、その架橋時期などをうかがうことができる。傍線は本稿筆者による。

【資料9】「機具橋記」（幾曉庵古来編『後猿丸宮集』所収）⁽¹⁸⁾

蓮湖の下流須崎栗ヶ崎のほとりに去年安政丁巳秋

九月あらたに橋をかけてけふ渡初の式を行ふその長き事歩行の足数はいづれたれど梁の高き事は帆はしらにさはらざるを規とすと見ゆ此わたりを機具淵といへる字のあるをもて遂にはしの名とはなりぬさればさゝ舟の

往きかふは杼の通ふとも見え波のうね／＼藍よりも青く秋風にちりうく紅葉はゞさながら錦を織るが如くあやなす番ひの水鳥は繡せしに似たりそも／＼

橋は道と道のはなれたるをしめつなぐの器にして神代の天のうき橋に始り双星をわたす

かささぎの橋の其えにしのひさしきをまなびて今も一家の三女夫を撰み渡初の式をなすになむしかばあれど常に此はしをわたる稲負ふ男の腰はかがみ

ながら根布の戴女は魚桶いだきながらうき橋

かささぎの橋の危きはしかる昇平の忍のはしをも思ひ世をた易くわたるにこそ彼の織ひめも是を羨み

綵楼雲閣に替へて爰にくだり秋の夜がたりに幾世の喜びを添へ紅葉のにしきに千機の業を

委ねあめに帰らむことをもうち忘れ賤の男をみな

もともに老を重ねるたのしみの久しかれど長き

はしにめでてことほぎぬ

わたり初めの橋見て居にや石たたき 越中 甫草

安政四年（一八五七）九月に架けられ、泉玄が当地を描いた際にはまだ五年ほどしか経っていない新しい橋であったことが分かる。下を通過する船の帆柱に当たらないように橋梁が高くなっている旨が記されるが、泉玄の描く橋杭も長く、特徴を捉えている。泉玄は盟のよう



図15 河北潟から機具橋の景（個人蔵本西岸巻）遠景の山に「黒津船田地」の文字が記される



図16 機具橋と大根布のイタダキ（当館本西岸巻①）右奥の社殿は菅原神社



図17 向栗崎・嶋崎徳兵衛邸（当館本西岸巻②）

なものを頭上に載せる人々の往来を描いており〔図16〕、これは「機具橋記」で橋を渡る人々の中に描写される「根布の戴女」を表すと考えられる。現在の内灘町大根布地域に大正期まで存在した、頭上運搬に従事する「イタダキ」と呼ばれた女性労働者のことで、海や潟でとれた生魚や、コンカイワシのような加工物を入れた小判桶を頭上に載せて、金沢の町方などの近郊へ売り歩いていた¹⁹⁾。当時、こうしたイタダキたちの姿は土地の珍しい風俗であるだけでなく、京の大原女のように情緒を誘う題材として当地の俳人や絵師たちに認識されていたのであろう。

またこの部分の上空には飛来する雁の群れが姿を見せる。当館本と個人蔵本では位置や描写の具体性は異なれども、共通するモチーフである。

西岸巻② 向栗崎村〜栗崎村〔図6-8〕

向栗崎村の集落が続き、一際大きな蔵持ちの邸宅が描かれる〔図17〕。当地を本拠地とした豪商・嶋崎家である²⁰⁾。同家の当主は代々徳兵衛を名乗り、海運業・資金貸付業などで富を誇った。当館本に描かれるのは丁度、同家の船が帰ってきたところだろうか。一艘の小舟が船着き場に向かって舳先を向け、青い傘をさした人物が乗る。一方、個人蔵本では船着き場に到着した様子が捉えられている。当館本と個人蔵本では川上の舟や人物などの点景は完全には一致せず、泉玄がバリエーションを持たせていることが分かる。

次に栗崎の集落に至る。一帯の家々には芦で屋根を葺いた舟小屋が描かれており、舟が生活に根付いた独特の景観を織りなしている。当館本では個人蔵本と比して、大野川の分岐がより詳しく、整理して捉えられている。手前から現河道である新川、間に浮かぶ中島、旧河道である古川、そして栗崎の集落が表され、位置関係が明確である。栗崎新川の掘削時期は不明だが、当館が所蔵する正保年間（一六四四〜四八）の国絵図には既に両河道とも確認できることが指摘されている²¹⁾。なお、古川は昭和四十五〜四十七年にかけて埋め立て工事となされ、現在は姿を消している。当館本と個人蔵本の制作時期は数カ月しか違わないはずだが、泉玄が大野川の分岐を正確に描くべく、修正を加えていることは注目される。

西岸巻③ 栗崎村〔図6-9〕

西岸巻②から描かれる中島に立ち並ぶ家屋は、加賀藩一の豪商と名高かった木谷家一門の邸宅である²²⁾。木谷家は栗崎村に居住し、屋号は木屋。当主は二代以外、代々藤右衛門を名乗った。享保期（一七一六〜三六）には北前船主としての活動を盤石なものとし、屋号のとおりに材木取引を主業として、加賀藩の作事方材木御用を務めるなどしていた。泉玄は中島に並ぶ家屋の軒先に材木が立て掛かる様を描いており、これは同家の屋号を示唆するモチーフと考えられる。

新川側には中島と東岸側をつなぐ新川橋を捉える。西岸巻②で指摘したとおり、古川の流れは個人蔵本には描かれてはいないため〔図

18)」、中島から西岸の栗崎在所へとつながる古川橋は当館本だけに登場する〔図19〕。なお新川橋に向かって左には中島を縦断するように流れる小川が表されているが、この小川は天明五年（一七八五）の「栗崎村絵図」（成巽閣蔵）にも確認でき⁽²³⁾、泉玄は地形の正確な描写を心掛けていたと言える。

西岸巻④ 栗崎村と五郎島村〔図6-10〕

古川と新川が合流する。合流直前の西岸には船着場があり、その奥に向かって道が伸び、松樹に覆われた屋敷が見える〔図20〕。個人蔵本には、この屋敷の上に「御旅屋」の書き込みが確認できる。寛文十年（一六七〇）に加賀前田家五代・綱紀が建造を命じた栗崎御亭（栗崎御旅屋とも呼ばれた）であり、船着場は御舟御上り場と呼ばれた⁽²⁴⁾。歴代藩主が鷹狩に出る際などの休息所として使用され、現在の栗崎小学校のあたりに明治八年頃まで存在した。貞享元年（一六八四）九月、御亭の修補に合わせて松の植樹がなされたと伝わり⁽²⁵⁾、御亭背後の高地にあった松林は俗に「御旅屋の松」と呼ばれ、船乗りたちが目印にしていたと言う⁽²⁶⁾。画中でも御亭の後ろでは小高い山に松が生えている。

栗崎村を過ぎ、五郎島村へと入る。田地が続いた後、村落が現れ、二艘の舟が岸に向かっている様を捉えるが、対岸の戸水村との間で運営されていた渡場を描くものと考えられる。そのやや上流では、村落に対し水流が奥に向かって川が入り込んでいるように描かれている

が、先に見た「栗ヶ崎・金石海辺之図」でも、五郎島村領には川が陸地に入り込んだ湾処があるように表現されており、これを示すものかと思われる。

西岸巻⑤ 五郎島村と大野町〔図6-11〕

五郎島村域が続く。松原に隠れるように千木を載せた屋根が見え、神社の存在を示すと思われる。個人蔵本では屋根のみ描かれるが、当館本では松原の間から鳥居ものぞいており、社殿であることがより明確になっている〔図21〕。これは西岸巻①で言及した小濱神社の新社殿であろう。小濱神社は天保三年に砂山崩壊の難を逃れて、黒津船地内より当地へと遷座していた。

なお、ここまで西岸側では松林の続く景観が印象的であったが、これは内灘砂丘からの飛砂防止のための植樹の結果と考えられる。再び『改作所旧記』によれば、享保三年（一七一八）段階で既に、栗崎村から五郎島村までの松林は長さ十五町、幅三町あり、大野村・五郎島村・栗崎村にはそれぞれ萩や芒、ねむの木などの植栽がなされるなど、加賀藩による砂防林の整備が進められていたことが分かる⁽²⁷⁾。

下流へと進むと大野町が見えてくる。岸辺は荷揚場や倉庫になっており、山積み材木や多数の小舟が描かれ、海運を主業とした港町の雰囲気を与える。町域は東西両岸に展開しており、画中にはその間に架かる大野橋が描かれる。前述のとおり、この川筋は安永三年に実施された切替によるもので、新川と呼ばれた。

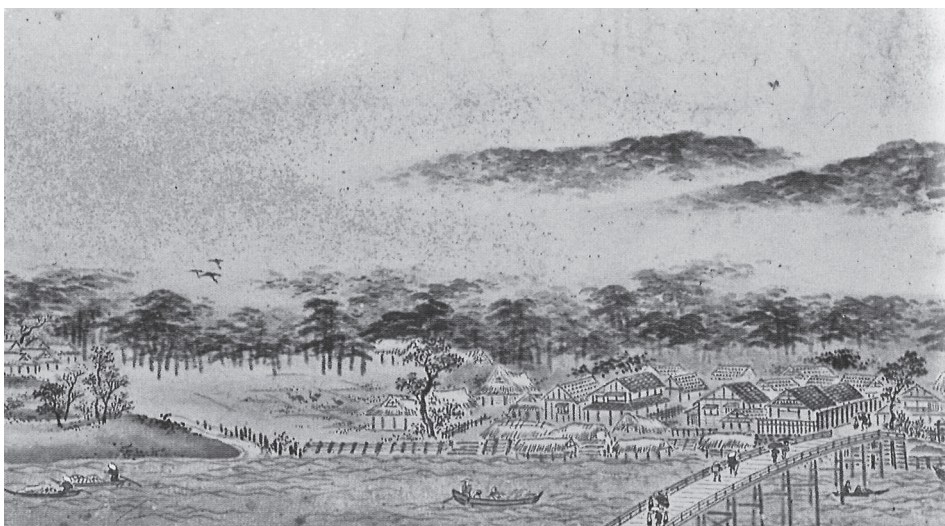


図18 栗崎新川橋付近（個人蔵本西岸巻）古川の流れが描かれていない

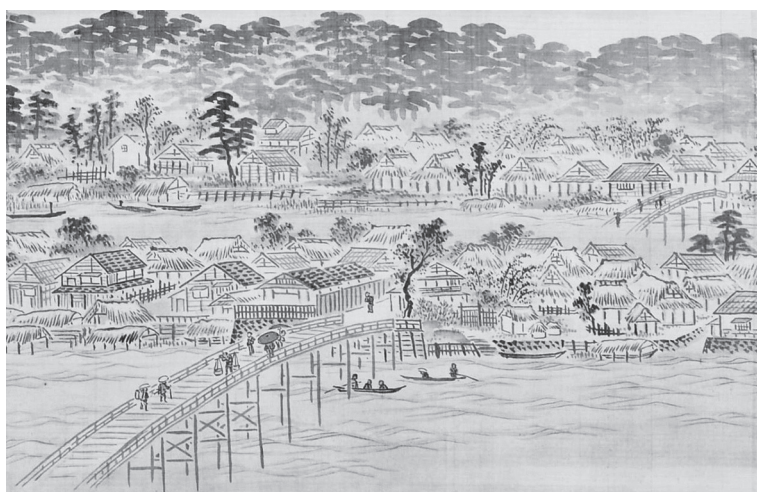


図19 栗崎新川橋と古川橋の連なり（当館本西岸巻③）



図21 小濱神社の鳥居と社殿（当館本西岸巻⑤）



図20 御舟御上り場と栗崎御旅屋（当館本西岸巻④）

西岸巻⑥ 大野川河口〔図6-12〕

大野川が日本海へと注ぐ。水上には投網漁に勤しむ一艘の小舟や、護岸のための杭出しや牛柁が描かれる。岸の先端部は盛り土をしたかのように小高くなっており、個人蔵本には「御臺場」の書き込みが認められる。大野の砲台場である。嘉永三年（一八五〇）九月朔日、加賀前田家十三代・斉泰（一八一〜一八四）は大野川の河口近くに新築を命じた砲台場の検分を行っており、長さは三十間余り、砲眼五ヶ所の規模であった⁽²⁸⁾。その位置は先に挙げた「栗ヶ崎・金石海辺之図」によれば大野川の西岸側であったことが分かる〔図9〕。海防危機が迫る時代背景を思わせる景物ではあるが、泉玄の描写に積極性は感じられず、主眼はあくまでも平穏な大野川の流れを描くことにある。無数の浜千鳥が集う広やかな日本海の様子を以て西岸巻は終わっている。

以上、「蓮湖真景之図」の描写内容の検討を当館本と個人蔵本の比較を通じて試みた。全体の特徴としては、第一に大野川の分岐を詳しく捉え、切替の痕跡や支流との繋がり、護岸のあり方、橋や渡舟といった兩岸を結ぶ通行手段などを明確にすることに主眼が置かれていると言える。とりわけ当館本は個人蔵本と比べて、その描写がより整理され、位置関係が明快になっている。大野川沿岸から遠望できる山々にも関心が高い。

第二に大小様々な舟や異なる漁法を描き分け、大根布のイタダキのような金沢城下近郊を代表する風物詩を描き込むなど、土地の風俗を

表すことへの意欲が感じられる。次章で改めて確認するが、大野川流域を本拠地とした豪商である向栗崎の嶋崎徳兵衛邸、栗崎の木谷藤右衛門邸の描写が詳細である点も特徴的である。

第三に加賀藩ゆかりの景観物を入れ込んでおり、栗崎御旅屋や御舟小屋によって、河北潟から大野川流域が藩主の遊興の地としての性格を有していたことを印象付けている。

これらの特徴から、泉玄が東岸巻の奥書【資料3】【資料7】で記した通り、舟路および陸路を駆使した現地取材の成果が生かされた描写内容だと評価できよう。

さらに泉玄は絵画作品ならではの情趣の演出を試みている。その一つに季節の表現が挙げられる。東岸巻と西岸巻では季節が異なり、前者が春景、後者が秋景となっている。東岸巻では集落の桜や桃が花盛りを迎え、黄色味を帯びた川辺の様も春の芽吹きを感じさせる。東岸巻①には春の訪れを告げる燕が飛ぶ。東岸巻②に登場した茶屋の藤棚も見頃だが、桜と一緒に咲く様は現実に即してはいないだろう。一方、西岸巻は紅葉が画面に色を添え、川辺の枯蘆が秋の風情を醸す。泉玄が河北潟から大野川流域を実際に訪れた時期がいつであったかは分からないが、この点については現実を離れて、季節による景観の変化を表現することに重きを置いたようだ。同じ場所の異なる季節を同時に楽しめるのは絵画の醍醐味であろう。

ただし、こうした季節感の付与については泉玄の創意というよりは、河川を描く先行作例に則ったものであったと考えられる。おそら

く本作制作において参考にされたのは、十八世紀半ばに成立した〈隅田川兩岸一覽図〉と称される一連の作品だろう⁽²⁹⁾。これらの作品は江戸・隅田川の東岸と西岸をそれぞれ描く構成をとり、各岸では川の流れに沿って四季がめぐるように表現される特徴がある。各岸で別の季節を表す「蓮湖真景之図」とは厳密には異なるが、川岸の景の季節による変化を演出するという発想の端緒は〈隅田川兩岸一覽図〉に求められるだろう。さらに東岸と西岸で一巻ずつ仕立て、東岸は河口から上流に向かって遡上し、逆に西岸は上流から河口へと下るという展開のフォーマットは、絵師・鶴岡蘆水（生没年不詳）が天明元年（一七八一）に手掛け、画巻ないし折本形式で出版された「隅田川兩岸一覽」（木版手彩色）と同じくするものであり、当時広く流布していたこの作品の影響が大きいと思われる⁽³⁰⁾。

金沢城下の河川を描く作品は佐々木派において既に泉景の代から積極的に取り組まれてきた。その作例を列挙すると、次のようになる。

【佐々木派による河川景觀図】

- ・佐々木泉景筆「金沢城下図屏風（浅野川口町図）」（個人蔵）⁽³¹⁾ 〔図22〕

浅野川周辺の景觀を描く六曲一双の屏風。「法眼泉景筆」の署名から泉景が法眼を叙任した文政四年（一八二二）以降の制作と見られる。右隻は卯辰山を背景に浅野川を捉え、左岸の日蓮宗寺院・静明寺、兩岸をつなぐ橋（一文橋あるいは天神橋と比定され

る）の描写が詳しい。左隻は浅野川大橋を中心に据え、手前に左岸の並木町・橋場町、奥に右岸の下博労町・橋爪町・観音町などが展開し、細かい風俗描写により町の賑わいを演出している。後で詳しく確認するが、左隻第四・六扇上部には遠景として河北潟と栗崎村を捉え、浅野川が合流する大野川の存在を示唆している。

- ・「浅野川四季風俗図巻」（個人蔵、金沢市指定文化財）⁽³²⁾

浅野川上流の常盤橋を起点として、兩岸の風景を捉える。川の流れに沿って岸辺の四季が展開し、人々の営みを詳細に描く点に特徴がある。無落款だが、描写から佐々木泉景の作品と見なされており、加賀前田家に献上されたとする伝承を伴う。

- ・佐々木泉龍筆「金沢城下犀川口図絵馬」（雨宝院蔵、天保十四年（一八四三）奉納）⁽³³⁾

作者の佐々木泉龍（一八〇八〜八四）は泉玄の弟にあたる。犀川右岸の川南町側に立ち、対岸の千日町境から寺町台までをやや高い位置から眺める構図をとる。同図様の別作品も確認されており、佐々木派の中で粉本化していたことが指摘されている。

また、これらの作例に加え、佐々木派による河川景觀図の可能性が考えられる作品として、『江戸時代図誌 十二巻 北陸道一』（筑摩書房、一九七六年）にて紹介された「温敬公犀川觀楓図巻」（成巽閣蔵）が挙げられる⁽³⁴⁾。加賀前田家十三代・斉泰の犀川河原での紅葉狩りを描くと説明されるもので、更なる調査を要するが、その筆致から



図22-1 佐々木泉景「金沢城下図屏風」(個人蔵) 右隻

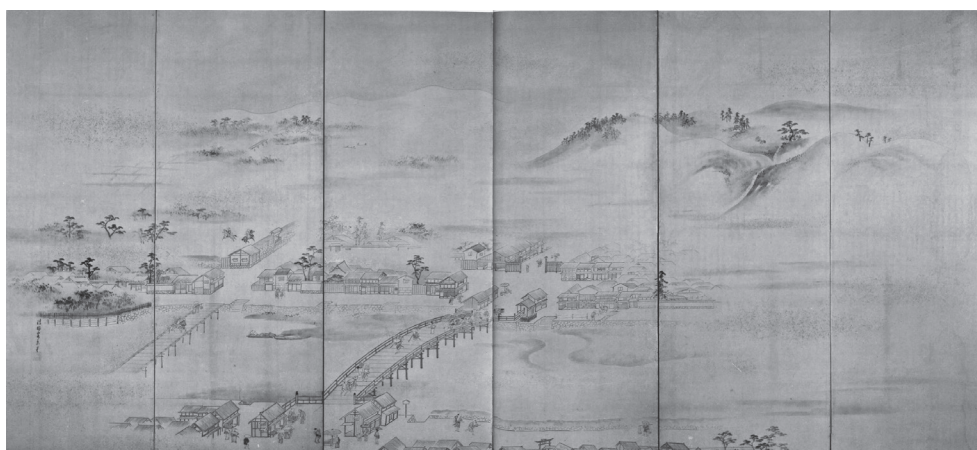


図22-2 佐々木泉景「金沢城下図屏風」(個人蔵) 左隻

佐々木派の画人の作と考えられる。

こうした金沢を代表する河川である浅野川と犀川を主題とした作品群は、佐々木派が河川景観図を得意とし、需要が高かったことを示している。大野川両岸を描く「蓮湖真景之図」の制作にあたっては、一派で蓄積されてきたノウハウが生かされたに違いない。

そして、一派の中でも泉玄には、実景に取材した遺作が多く、その腕に定評があったことを窺わせる。よく知られているものだけでも「金沢城二ノ丸御殿景観図」(安政五年(二八五八)、金沢市立玉川図書館蔵、金沢市指定文化財)、「兼六園絵巻」(江戸時代後期、当館蔵)、「異御殿絵巻」(文久三年(二八六三)、当館蔵)、「越中愛本橋真景」(江戸時代後期、公益財団法人前田育徳会蔵)、「辰巳旧園新造客殿図」(明治三年(一八七〇)頃、金沢市立玉川図書館蔵、金沢市指定文化財)といった作例がある。加賀藩の御用にかかる真景図を多数制作しており、「蓮湖真景之図」の制作当時、加賀藩領における景観図制作の第一人者としての地位を確立していたと考えられる。

三、発注者の問題―付属文書の解読

それでは、泉玄に対して、本作を発注したのはいかなる人物だったのだろうか。当館は当館本を東京の古美術商から購入しており、それ以前の伝来は不明である。しかし、佐々木泉玄、榊原拙処、石黒千尋それぞれが箱書や序文に「嗽石島崎氏」「嶋崎某」「嶋崎の何かしか」の需めによると情報を残していることが手掛かりとなるだろう。そして、この嶋崎氏が何者かを考えるにあたっては、本作の箱と一緒に納められていた文書類が検討の糸口となる。

本作の付属文書は次のとおりである。

【資料10】当館本付属文書①〔図23〕

覚

一 百四拾三匁八分

右絵絹縫二受取申上候

西十二月廿八日 佐々木泉玄

唐津屋

喜助様

【資料11】当館本付属文書②〔図24〕

証

一 白銀 壺封

一 御菓子料 壺封

一 鴨 壺羽

右調画為御謝義

御恵贈被下種々御叮嚀

千萬之所拝納仕候尚

来福目出度得貴面

御禮可申上候 以上

西十二月廿八日 佐々木泉玄

嶋徳兵衛様

【資料12】当館本付属文書③〔図25〕

覚

一 串胤 五拾入壺袋宛

一 求肥飴 壺箱宛

右榊原并野生方江

右先日蓮湖巻物序文

御認候二付右御触島崎氏

より就至来被下之段其外

之厚情過分之至ニ存候慮

少御序之節宜御挨拶

之程奉希候小松榊原氏

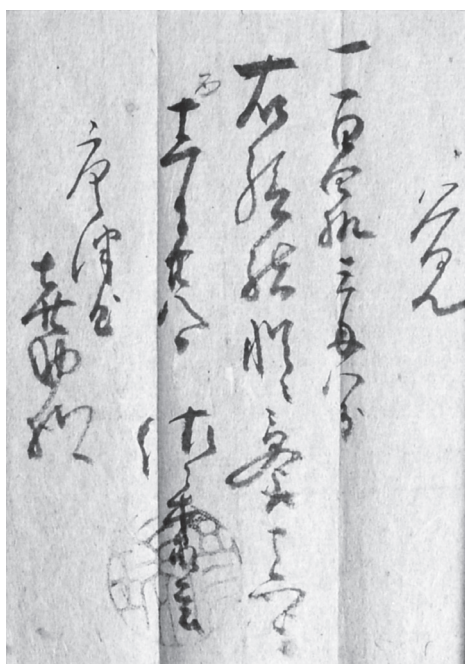


図23 佐々木泉玄覚書（唐津屋喜助宛）
当館本付属文書①

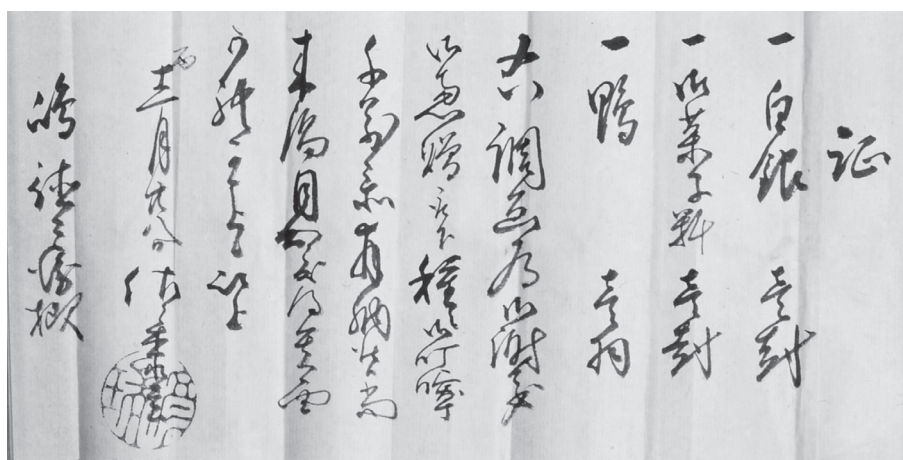


図24 佐々木泉玄証書（嶋崎徳兵衛宛）当館本付属文書②

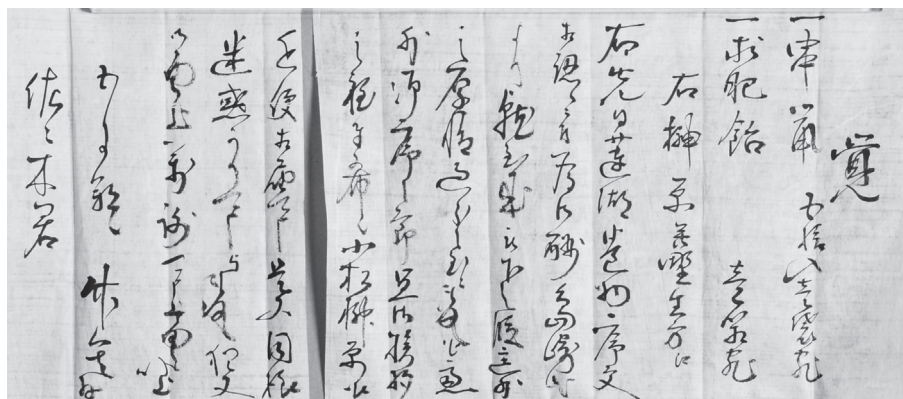


図25 石黒千尋覚書（佐々木泉玄宛）当館本付属文書③

近便相届可申是又同様

迷惑かり可申与奉存候猶又

御面上萬謝可申上存候 以上

五月朔日 竹舍翁

佐々木君

順番に確認していくと、まず【資料10】は、文久元年十二月二十八日に佐々木泉玄が唐津屋・喜助なる人物に宛てた覚書で、百四十三匁八分の絵絹を受け取ったことを示している。【資料11】は【資料10】と同日の証書で、泉玄が「嶋徳兵衛」なる人物に宛て、作画の謝礼として白銀壺封、御菓子料壺封、嶋壺羽を受け取ったことを記している。最後に【資料12】は西岸巻の序文の筆者である石黒千尋が泉玄に宛てたもので、「蓮湖畫軸序文推移／石黒君請取書入／文久貳年戊五月也」と記された包みに入っており、序文揮毫の謝礼が千尋と榊原拙処に「島崎氏」より届いたことを報告し、宜しく伝えてくれるように頼んでいる。

【資料11】【資料12】に現れる「嶋徳兵衛」と「島崎氏」は同一人物で、本作の発注者であると考えるのが自然であろう。嶋（島）崎徳兵衛が通称で、泉玄の箱書【資料2】によれば「嗽石」という雅号をもった人物であったようだ。【資料12】の文面からは、千尋たちは嶋崎と面識がなく、泉玄が仲介者の立場であったことが読み取れる。

一方、【資料10】の宛先である唐津屋・喜助については、絵絹を用

意した業者と想定したい。当時の絵画制作においては注文主が画材代を負担するのが通例であったことを踏まえれば、絵師が業者から絵絹を受取ったことは支払いのためにも注文主に対して証明する必要があると考えられる。【資料12】も序文の作者たちが謝礼を受領したことを保証する意味をもち、【資料10】と同様に、泉玄から注文主へ提出されたであろう。そして、注文主側では【資料11】と合わせて、制作に要した画材や謝礼に関する覚えとして保管したと見られる。

以上、迂遠ながら、本作の発注者が「嶋崎徳兵衛」なる人物であると確認したが、この名が第二章において既に言及した豪商と一致することは決して偶然ではないだろう。西岸巻②において一際大きく邸宅が描かれていた向栗崎の嶋崎徳兵衛家である。

嶋崎家に関しては由緒書などの史料に恵まれず、系図や活動の詳細は不明な部分が多いが、天明期（一七八一〜八九）には有力商人としての地位を確立していたことが指摘されている。本作の制作時期にあたる幕末の状況としては、天保十五年（一八四四）、加賀藩が江戸城本丸復興のための資金差上に対応すべく加越能の有力商人らに負担を求めた折には、嶋崎家は二五〇貫目を割り当てられ、これは最高額を負担した栗崎の木谷藤右衛門家の三〇〇貫目に次いで第二位の位置を占めていた。その繁栄ぶりが偲ばれよう。事業の中核は海運で、文久三年（一八六三）頃の持船数は七艘程度だが、他船を利用して廻漕する形態もとって全国に商域を展開しており、蓄えた財力を以て加賀藩

や福井藩などへの融資にも積極的であつたことが知られている。

つまり、本作は嶋崎家が最も栄華を極めた時期に制作され、題材となつた大野川は同家繁栄の基盤であつたと言える。本作の描写を改めてみると、西岸巻冒頭で嶋崎家の本拠地である向栗崎一帯を捉え、東岸巻冒頭で大野川河口に係留する大型船舶を捉える構成をとっており、同家の存在を、そして富の源であつた海運業を示唆しているように感じられる。

同家にまつわる史料の不足から、本作を発注した嶋崎徳兵衛が何代目に当たるかなどを明確にすることは難しいが、断片的な情報から考えてみると、『石川県河北郡誌』には嶋崎家は十一代の時に明治維新を迎え、木谷藤右衛門や越中伏木の藤井能三らと為替会社を興したとある³⁵⁾。この為替会社は明治二年（一八六九）に創業された金沢為替会社のことと、惣頭取役に嶋崎徳平の名が認められる³⁶⁾。この嶋崎徳平を十一代と仮定し、『内灘郷土史』に掲載される明治期の同家の戸籍情報を確認すると³⁷⁾、当時の戸主・徳兵衛は安政二年（一八五五）生まれ、その兄で嘉永四年（一八五一）生まれの徳平が没したため明治十三年（一八八〇）に家督を相続、彼らの母・やゑは文政四年（一八二二）生まれであることが分かる。この兄が十一代、弟が十二代とすると、兄弟の父で十代と考えられる徳兵衛の活躍期が本作制作の文久二年にかかるかと思われる。

本作は、戦前には嶋崎家の所蔵を離れていた可能性がある。昭和四年六月十四〜十六日に石川県立図書館にて開催された「本邦地理に関

する古書展覧会」において当該資料と思しき作品が出陳されていることが確認できる。この展覧会の目録には「栗ヶ崎両岸寫生図巻 文久元 佐々木泉玄筆」とあり³⁸⁾、同展を訪れた郷土史家の太田南圃（一八七四〜一九四五）は「去月、縣立圖書館で開催した地理展へ栗ヶ崎の木谷吉次郎が出品された、栗ヶ崎の両岸を寫生した可なり長い一對の巻物があつた。それは文久元年に佐々木泉玄が描いたもので、淡彩であるが至つて高雅な趣を表はした傑作であつて、相當觀覽者の推賞を惹いて居つた。」と評している³⁹⁾。筆者、形状、描写内容から考えて「蓮湖真景之図」と見てよいだろう。当時の所有者である木谷吉次郎（一八五八〜一九四九）は、栗崎の豪商・八代木谷藤右衛門（一八〇六〜四〇）の三男の長子として生まれた人物で、木谷家の分家筋にあたる。神戸で日本精米株式会社の経営にあたるなどした実業家で、還暦になつて故郷の栗崎に戻ると、蓄財を教育福祉事業に投じ、栗崎村長も務めた。

実は木谷吉次郎は、当館本を発注した嶋崎家と深い関係にあつた。嶋崎家では四代木谷藤右衛門（一六九四〜一七六二）の子を四代として迎えており、以来、互いの娘を嫁がせて縁戚関係を結んでいた。とりわけ八代藤右衛門の妻は嶋崎家の出である。その上、八代の子にあたる十代藤右衛門（一八二八〜九八、明治に藤十郎と改名）の三女が、先に十二代と想定した安政二年生まれの嶋崎徳兵衛に嫁している⁴⁰⁾。つまり木谷吉次郎にとっては、祖母および叔父が嶋崎家の出であり、極めて近い親戚であつた。嶋崎家と木谷本家はともに明治初頭には事

業への投資に失敗して、斜陽の一途をたどり、昭和初年に嶋崎家の当
代が証言したところによれば、退転を重ねたゆえ、古文書などの遺品
は殆ど失われたという状況であったという⁽⁴¹⁾。そうした中、親戚で
実業家としても成功していた木谷吉次郎が当館本を嶋崎家から譲り受
けた可能性は十分に考えられるだろう。

あるいは「本邦地理に関する古書展覧会」に出陳された「蓮湖真景
之図」は当館本ではなく、個人蔵本に該当する可能性も考えられるだ
ろうか。角島一治氏によれば、個人に蔵される直前の所有者は東京の
一誠堂書店であったというが⁽⁴²⁾、それ以前の伝来については不明で
ある。木谷吉次郎所蔵本が個人蔵本ではないかと考える理由として
は、目録で木谷吉次郎所蔵本の制作年代を文久元年とする点が挙げら
れる。当館本は泉玄の絵自体は文久元年の年内には完成しているが、
序も含めた作品としての成立は文久二年夏であり、齟齬がある。その
ため、木谷吉次郎の出品した「蓮湖真景之図」はもとより木谷家に伝
わった可能性も捨てきれない。

木谷家も「蓮湖之真景図」を泉玄に発注したかどうかについては、
角島氏が粟崎の古老から「加賀藩の豪商木谷藤右衛門が三力年をかけ
て画家をして大野川両岸（粟崎大野間）を描かせた有名な話がある」
と聞きとつていることが注目される⁽⁴³⁾。真偽は不明なものの、「三力
年」という具体的な情報もあり、これを信じれば、「蓮湖真景之図」
制作は木谷家肝いりの長期プロジェクトであったことになる。

本稿筆者はこれまでの検討を踏まえ、この伝承について、木谷家と

嶋崎家が取り違えられている可能性、あるいは「蓮湖真景之図」制作
が木谷・嶋崎両家共同の企画であった可能性を考える。両家の同族的
な関係は後者の蓋然性を担保するように思われ、両家がともに本拠地
とし、栄華を誇った大野川沿いを描く「蓮湖真景之図」を発注したと
しても決して不思議ではない。

さらに、この制作が複数年にわたるものであったかについては、そ
れを示唆する興味深い資料がある。『内灘町史』に嶋崎家直系子孫の
所蔵品として紹介される「蓮江栗崎真図」と題される紙本墨画の卷子
で、「蓮湖真景之図」より先行する万延元年（一八六〇）五月の年紀
をもつことが確認されている。図版が掲載されていないことが惜しま
れるが、桜井甚一氏による同資料の解説に描写内容が詳細に記述され
ているので、少し長くなるが引用してみたい。

【資料13】桜井甚一「蓮江栗崎真図」解説⁽⁴⁴⁾

紙本墨画蓮江栗崎真図 嶋崎吉兼（東京都）

機具橋を中心に、対岸の洲（須）崎村から栗崎村を描写し、卷子
本一卷とした風景図である。橋の左右に向栗崎村の家並が広がり、
川岸に投網を干し、舟小屋が建ち、川淵に数艘の屋形船と、十数艘
の小さな川舟が繋がれて、静かな水郷の暮色を感じさせる。わずかに
川下へさがったところに、老松の林を背景にした豪商嶋崎家の邸
宅をひととき大きく描いている。その川尻に豪商木谷藤右衛門の邸
宅と栗崎村、そこに架けられた栗崎橋を写し、そのはずれに御旅屋

を眺む。

一方、機具橋から湖畔の宮坂（黒津船）山頂に黒津船旧社地の森を望み、蓮湖（河北潟）の彼方に、能登の宝達山と末森城跡を遠望する。この図の右端に、

万延元年五月 蓮江栗崎真図 洲崎機子橋辺ニテ写

と、款記があり、作者は不明であるが万延元（一八六〇）年に描写されたことが知られる。

図は墨絵で、船や人の往来もみられない単調な湖畔の風景であるが、茅葺の家々や樹木の筆法に筆者の非凡な技量をみることができ。次に述べる佐々木泉玄筆の「蓮湖両岸真景之図」（筆者補…「蓮湖真景之図」個人蔵本を指す）は、翌文久元（一八六一）年の作品であり、要所に相通ずるものをみだすことができる。

作者情報はないようだが、「蓮江栗崎真図」は桜井氏が推察するところ、「蓮湖真景之図」に関連する資料と考えて差し支えないだろう。画面は西岸巻②④に相当する向栗崎村から栗崎御旅屋までの部分と西岸巻①に相当する河北潟周辺の部分に分かれていたようで、川岸に描き込まれたモティーフや嶋崎邸の背後に松林が広がる描写など細かな部分も「蓮湖真景之図」に合致している。款記は機具橋付近からの一次写生であることを示しており、泉玄が現地取材を行った際に制作されたものではないかと考えられる。発注者である嶋崎家に対して、構想図として事前に提供されたものかもしれない。

伝承のとおり、制作に三年掛ったかは不明だが、「蓮江栗崎真図」

の存在より、前年の万延元年には泉玄が準備を行っていた可能性は高い。さらに泉玄が現地取材に複数回にわたって訪れていたことは、当館本および個人蔵本の東岸巻奥書【資料3】【資料7】にある「再遊」「再覧」という言葉からも裏付けられる。「再」とある以上、泉玄による大野川流域の探勝は少なくとも二度は行われたと推測され、一度目の取材の折にも真景図が制作されたのではないだろうか。それが「蓮江栗崎真図」に当たるのか、あるいは著色の本画が制作されたのかは現段階では分からないが、個人蔵本と当館本に対してプロトタイプ版というべき「蓮湖真景之図」の存在が期待される。このように制作に複数年掛けたと考えられる「蓮湖真景之図」は、強い熱意を持った発注者の存在なくしては成り立たず、泉玄もそれに応える形で現地取材に力を入れていたことが窺える。

同時代的な動向を考えると、幕末において金沢城下の港町では景観の絵画化が活発であった。例えば、木谷・嶋崎と並ぶ豪商であった銭屋五兵衛が拠点としたことで知られる宮腰町では、安政五年（一八五八）頃の活況を描く「宮腰町風俗図屏風」（石川県銭屋五兵衛記念館蔵）が制作されている⁴⁶。また海商たちの崇拜を集めた大野湊神社では文政二年（一八一九）に泉景の弟子にあたる松波景栄（一七九四〜？）の手による「源平合戦図大絵馬」（金沢市指定文化財）が奉納されているが、画面に源平合戦の物語とは直接関係のない港町の光景が描き込まれ、大野湊神社周辺の現実の景観が反映された可能

性が指摘されている⁽⁴⁶⁾。

このように海運の発展とともに活気を帯びた幕末の金沢の外港では、豊かさを表出する手段として景観図制作に関心が高まっていた様子が指摘できる。前提として海運に関わる地域では船絵馬の制作が盛んであった。実船の反映を重視し、奉納者名を明記する船絵馬には、特定の船主の存在を強調し、その富を誇示する一面があったことは疑いなく、海商たちが絵画による繁栄の表出に関心を向ける素地となり得た。興味深い例としては、粟崎八幡神社に木谷家一門が奉納した船絵馬の中に認められる「福神丸・虎福丸図額」（文化十四年（一八一七）八月・木谷藤太郎奉納、石川県指定有形民俗文化財）が挙げられる⁽⁴⁷⁾〔図26〕。洋上航海する船だけではなく、木谷家の拠点・粟崎と考えられる集落や海岸での地曳網漁の様子の描写にも関心を示す特異な作例として注目を集めてきた。こうした景観図・風俗図の要素を備えた船絵馬が「蓮湖真景之図」の発注に関わった可能性のある木谷家の意向で、十九世紀初頭に制作されていたことは重視すべきである。

一方で、大型で衆目に触れることを念頭に置いた絵馬という媒体とは明確に異なり、卷子形式の「蓮湖真景之図」が想定している鑑賞者は極めて限定的で、発注者個人の風雅な楽しみに主眼を置いたものと言える。制作を計画した嶋崎徳兵衛はどのような趣味嗜好を持ち、いかなる文化的コミュニティに属していたのだろうか。

泉玄、拙処、千尋といった当時の加賀藩随一というべき文化人に依



図26 福神丸・虎福丸図額（文化14年（1817）奉納、粟崎八幡神社蔵、石川県有形民俗文化財）

頼して「蓮湖真景之図」の制作を計画した嶋崎徳兵衛は高い素養を身に付けていたと考えられる。竹松幸香氏の研究によれば⁴⁸⁾、天保期(一八三二～四四)から幕末にかけて金沢における俳壇の活発化は著しく、桜井梅室(一七六九～一八五二)門下で、庵号「翠台」の六代を継承した江波(一八一五～六〇、本名は梅田幸直、加賀藩御用絵師でもあり九栄(九代)とも名乗った)のもとに宮腰と栗崎の俳人が集い、それぞれの地域で有力な俳諧連が形成されていた。そして、宮腰の俳人の代表格が錢屋五兵衛(俳号・亀巢)、栗崎の俳人の代表格が九代木谷藤右衛門(俳号・亀齡)、十代木谷藤右衛門(俳号・仁甫)、嶋崎徳兵衛(俳号・玉碇)であったことが明らかにされている。この「玉碇」の俳号を名乗った嶋崎徳兵衛が何代に当たったかは不明だが、江波の編纂にかかる俳書『其如月』(弘化二年(一八四五)刊)・『花の賀』(嘉永二年(一八四九)・同五年刊)に名を連ねている。活動時期から考えて「蓮湖真景之図」を発注者と同一人物の可能性が高く、当時の金沢を席卷した文化ムーブメントの中心にいたことになる。佐々木派についても遺作の傾向から俳諧に対する造詣が指摘されており⁴⁹⁾、泉玄と嶋崎徳兵衛の間には俳諧を通じた文化的交流があったことも想定できよう。

以上を踏まえれば、「蓮湖真景之図」が何故制作され、いかに鑑賞されたのかという課題は、同時期の加賀藩領における文化的動向という観点なくしては読み解けないように思われる。そこで、本稿の締めくくりとして、江戸時代後期の文化人たちに加賀藩領の景勝、とりわ

け蓮湖がいかに愛賞されていたのかを概観するとともに、絵画化の状況について検討してみたい。

四 江戸時代後期の加賀藩領における風景愛好

―蓮湖をめぐる詩詠と作画の状況

江戸時代後期の文化的潮流として「山水癖」とも称される風景愛好趣味の高まりがある⁵⁰⁾。美術や文学の分野では、従来の名所観を離れて、現実の風景に相對することで作品制作の糧とした絵師や詩人が多く現れ、趣味を同じくする大名家や富裕な商家がこぞって各地の実景に取材した作品を制作させたことが知られている。これまでの検討結果を踏まえれば、「蓮湖真景之図」についても、こうした時代の動向を示す一例として評価できよう。

加賀藩領における風景愛好の高まりについては、畑中榮氏による漢文学の見地からの充実した考察があり⁵¹⁾、詩人名士たちによる領内名勝探訪とそれに基づく詩作が、十九世紀前半にあたる文化・文政期に一つのピークを迎えることを指摘されている。文政年間に三度、当地を踏んだ詩壇の雄・大窪詩仏(一七六七～一八三七)ら中央の刺激もあり、藩士から富裕町人や豪農まで広範な層が参入する熱狂的なムーブメントとなった。

当時、加賀藩領の名勝として特に愛されたのが、美しい水景を織りなす潟の数々であった。本稿が主軸を置く河北潟(蓮湖)以外にも、

能登の邑智潟、「加賀三湖」と称された木場潟（牙湖）、今江潟（琴湖）、柴山潟（芝湖）などが賞覧の対象となっており、詩友どうしの舟遊の地として愛され、時には蘇軾による十月既望の赤壁遊に擬えた特別な趣向の詩会も行われていたことが明らかにされている。こうした所謂、文人趣味を介したコミュニティは、領内各所が詩作にふさわしい勝地として名を成すことに大きく貢献した。

なかでも河北潟に強い執心を示した人物に、人持組横山藏人家第六代・横山政孝（号は致堂、一七八九〜一八三六）が挙げられる。致堂は家老役に就くなど藩政の中心にあつた一方、文芸の才でも世に聞こえ、詩仏より「文彩風流一代に卓絶す」と称賛されるほどであつた⁵²。自ら「蓮湖長」と号するほど河北潟を愛した致堂の詩集『致堂詩藁』・『致堂二藁』・『海棠園合集』に収録された蓮湖題材の詩は枚挙に暇がなく、この地にいかなる詩情が見出されていたかが窺える。試みに『致堂二藁』に収められた「閏六月十六日泛蓮湖即興」と題す七言律詩七首より、二首挙げてみよう⁵³。

好放輕舟傍曲碕 好んで輕舟を放ち曲碕に傍ふ
一群鷗鷺莫驚飛 一群の鷗鷺驚飛すること莫れ
官身已襲蓮湖號 官身已に蓮湖の號を襲ふ
擬就漁翁借釣磯 漁翁に就て釣磯を借るに擬す
よろこんで蓮湖に小舟を浮かべ、曲江に近づく

鷗や鷺の群れよ、驚き飛び去らないでくれ
官に仕える身の私ではあるが、既に蓮湖という雅号を得た
（唐の詩人・陸龜蒙が）漁夫に就いて釣磯を借り（世の束縛から放たれた理想の生活を送って、江湖散人と号し）た故事に擬えてのことである

雨過偏覺月光新 雨過ぎて偏に月光の新なるを覺ゆ
萬頃平波一色銀 萬頃の平波一色の銀
多許漁舸既歸去 多許の漁舸既に歸去し
蓮湖風物屬騷人 蓮湖の風物騷人に属す

雨が過ぎると月は一際鮮やかに輝き
広く穏やかな蓮湖の水面は銀一色に光る
数多の漁舟は既に帰り去り
蓮湖の風物は風雅の士に属する

広々と水をたたえる穏やかな湖面、鷗や鷺といった鳥が集う豊かな自然、数多くの漁船が行き来する賑やかな昼と月光に照らされた静かな夜の対比。こうした景を求め、河北潟に文雅の志ある人が訪れたことが窺える。金沢城下の近郊でありながら、世俗から隔絶した雰囲気味わえることも魅力であつたようで、致堂にとつては藩の運営を背負う重責を忘れ、自らが好んだ中国古典の世界を追体験できる場で

あった。

蓮湖は風雅の士どうしを結びつけることに寄与し、致堂はこの地で加賀藩儒の林蓀坡（一七八一～一八三六）や町人学者として名高い野村空翠（一七八四～一八六五）といった人々との交歓を図った⁵⁴。

空翠は「蓮湖之真景図」当館本の序文を認めた榊原拙処と親しく、度々ともに蓮湖で遊んだことが残された詩から窺える⁵⁵。領外から

の客を歓待する場にもふさわしく、例えば文政七年（一八二四）に北陸を再訪した詩仏は能登から宮腰に向かう途中、異雲屏（生没年不明、名は林、字は伯盛）なる人物に蓮湖のほとりで迎えられ、舟遊を興じている⁵⁶。また、卯辰山には春日社（現在の小坂神社）神官・

高井二百（一七八四～一八五五）が蓮湖を眺めるための御亭「望湖楼」を築き、そこには空翠のほか、加賀藩士にして藩史研究に力を注いだ富田景周（一七四六～一八二八）、蘭学者の松田東英（一七八八～一八四七）、国学者の中沢俊（生没年不詳、通称孫兵衛）といった多彩な面々が集い、詩作に耽るサロンと化していたことが知られている⁵⁷。おそらく「望湖楼」の名は、中国杭州の鳳凰山にあって、蓮

湖が擬えられた西湖を見下ろす著名な高樓に因んだものであろう。楼主・二百は眺望のため、東英に望遠鏡を制作させるほどの力の入れ具合で⁵⁸、蓮湖の絶景を介して同好の友との交際を楽しんだ。

このように十九世紀前半には蓮湖は詩材にふさわしい風光明媚な場所として加賀藩領内の幅広い層に膾炙していた。一方、その絵画化をめぐる事情はどうだったのであろうか。筆者の力及ばず、調査不足は否

めないが、幾つかの事例から「蓮湖真景之図」の前史を探ってみたい。

まず時期的に早い例としては、寛文十二年（一六七二）に前田綱紀の命で、御用絵師の狩野伯円（一六四二～一七二六）が「粟ヶ崎御屏風」を制作したという情報が『改作所旧記』に認められる⁵⁹。伯円が郡奉行の千秋半右衛門と林十左衛門に宛てた書簡が引用され、伯円自ら栗崎の現地に行つて取材するように指示がなされていたことが分かる。本作の現存は確認できず、どのような図様であつたかは不明だが、綱紀が栗崎御亭にて儒者の木下順庵（一六二二～一九八）、澤田宗堅（一六二四～一七〇七）、平石仙桂（一六一三～九二）らと宴を張つた折の詩が知られており⁶⁰、彼らが栗崎御亭周辺の景観として、蓮湖や大野川の水景の美しさ、白山や黒津船森の見晴らしを詠んでいることは注目される。伯円の手掛けた屏風もこうした漢詩に呼応するような山水画だったのでなかろうか⁶¹。「蓮湖真景之図」から遡ること二百年ほど前に、加賀藩御用絵師によつて蓮湖・大野川一帯の探勝が行われ、その景が描かれていたことは興味深い。果たして泉玄はこの先例を認識していたのだろうか。

ただし、管見の限りではあるが、伯円の「粟ヶ崎御屏風」以降、蓮湖とその周辺を描いた作例は十九世紀初頭まで見出せず、画題として定着はしなかったと思われる。あくまでも藩主のための特注品であり、広く知られるようなものではなかったのだろう。

次の事例は備前出身の絵師・淵上旭江（一七五三～一八一六）が諸国を遊歴した折に写生した名勝をまとめ、各々に詩を賦して出版した

画集『日本勝地山水奇観』（前篇四冊…寛政十一年（一七九九）刊、後篇四冊…享和二（一八〇二）年刊）である。後編第四冊「北陸奇勝」には「加賀春日山」の題で、卯辰山から「粟寄潟」こと河北潟、黒津船の森、そして遠景に能登を見晴らす風景が収められている（図27）。河北潟には二艘の舟が浮かぶほかは何もなく、茫漠たる印象を与える。先述の「望湖楼」からの景観はこのようであったかと思わせられる。本書は同時期の旅行熱の高まりもあり、大変な人気を博したことが知られており^②、河北潟一帯の佳景がビジュアルを伴う形で、全国的に認知されることに一役買ったと考えられる。なお「加賀春日山」の次頁には「琴湖」の雅名を誇るも、干拓のため失われてしまった今江潟の全景が捉えられており、多様な潟が織りなしてきた当地の景観の記憶を伝えている。

さて、既に述べた通り、二章で取り上げた佐々木泉景による「金沢城下図屏風」に

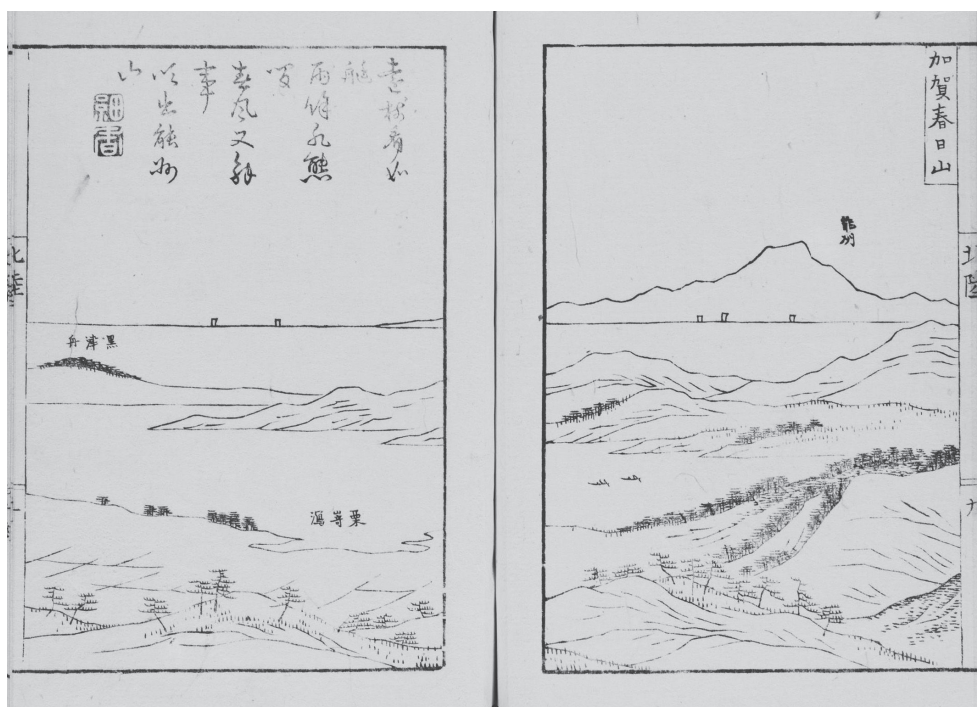


図27 「加賀春日山」（淵上旭江『山水奇観』の内）

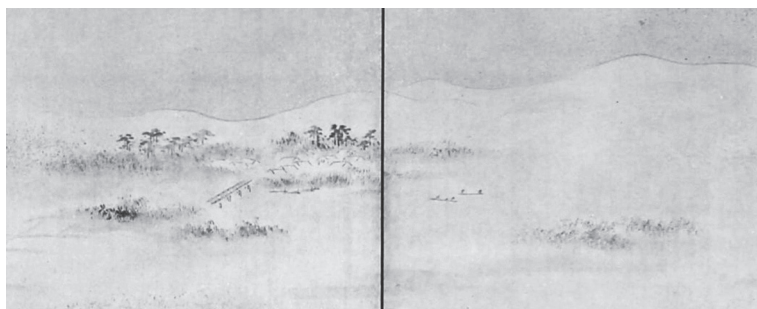


図28 河北潟部分（佐々木泉景「金沢城下図屏風」（個人蔵））

も河北潟の描写が認められる〔図28〕。文政四年の法眼叙任以降の作であり、河北潟を取り上げる作画としては比較的早いものと思われる。二艘の船が浮かび、湖畔に蘆草が茂る河北潟の際には橋と集落を捉えて栗崎村を示し、背後には白で賦色した山を描いて砂丘地帯を表す。河北潟自体に水面の広がり以上の特徴をつけにくいこともあつてか、周辺のランドマーク、特に栗崎村の新川橋と集落は河北潟を特定するモチーフとして機能していたことが、後に示す例からも窺える。また砂丘地帯を示す白い丘陵については「蓮湖真景之図」西岸巻①でも踏襲されており、泉景から泉玄へと受け継がれた河北潟描写の図像と考えられる。

天保年間（一八三〇～四四）頃には蓮湖周辺をめぐる図像が確立していたと想定できる。それは中国・洞庭湖周辺の八つの勝景、所謂「瀟湘八景」のローカライズ化、つまり金沢城下の八景を選定する行為の上に成立した。

このことを示す資料の一つに、天保十一年（一八四〇）に金沢で出版された『夷曲歌集百人一首』が挙げられる⁶³。町会所役人の傍ら狂歌師として活躍した西南宮鶏馬（生没年不詳、通称は瀬波屋宇一）の編纂にかかる狂歌集で、加賀の狂歌師百人の作からなり、一頁ごとに彩色版で作者の肖像画とその作歌が収められる。絵の作者は上堤町にて紙商を営みながら岸派に学んだ絵師・中山李喬（一八〇二～五二、通称は紙屋久兵衛）である。本書は金沢の出版業界が技術的な自立を果たした画期の記念すべき一冊であり、さらに巻頭には鶏馬によ



図29 中山李喬「金沢八景 栗崎帰雁」
（『夷曲歌集百人一首』（当館蔵）の内）

る「金沢八景」の詠に李喬の絵が付され、「金沢八景」の最初期例として評価されてきた。鶏馬が選定した金沢城下周辺の八つの景勝地は、戸室日出・一本松夕嵐・宮腰出帆・長谷山晚鐘・犀川夏月・栗崎帰雁・笠舞残雪・鞍嶽時雨であり、本稿懸案の河北潟周辺の景として「栗崎帰雁」が登場する〔図29〕。須崎側から栗崎村の新川橋と中島を捉えたと考えられ、ちょうど上空からは雁の一群が下りてくる。瀟湘八景の一「平沙落雁」に見立てた景である。

鶏馬による「金沢八景」以降、これらの題とそれに伴う図様はある程度定着したらしく、泉景門下の中浜鶴汀（一七九三～一八七〇）による「金沢八景図屏風」（紙本淡彩・六曲一双、当館蔵）のような作例も残されている⁶⁴。右左隻それぞれに四景ずつ描かれ、左隻左上



図30-1 中浜鶴汀「金沢八景図屏風」(当館蔵) 右隻



図30-2 中浜鶴汀「金沢八景図屏風」(当館蔵) 左隻



図30-3 粟崎帰雁部分(中浜鶴汀「金沢八景図屏風」(当館蔵))

部に展開する「粟崎帰雁」の画面構成は基本的に『夷曲歌集百人一首』に一致する〔図30〕。全体としては、鶏馬の題にはない浅野川の風景が挿入されるなどの差異もあり、「金沢八景」に幾つかのレパートリーが生まれていたことを窺わせる。

もう一つ重要な資料として、初代歌川広重（二七九七〜一八五八）が天保年間後期に制作したとされる「金城八勝」（八枚揃、横中版）を挙げたい⁶⁵。八勝の題は医王朝暉・白山晴雪・黒津舟夜雨・長谷山秋月・蓮湖漁火・帝慶紅葉・鶴間溪清泉・大聖寺晚鐘。注目するのは蓮湖漁火である〔図31〕。遙かに広がる河北潟越しに山々を望み、水面には帆船や屋形船、川舟といった大小さまざまな舟が浮かぶ。前景の集落は浮島をつなぐ二つの橋という特徴から栗崎村と考えられ、浮島の家々は木谷藤右衛門一門の邸宅と見るべきである



図31 歌川広重「金城八勝五 蓮湖漁火」（『金城八勝』の内）

う。ここに蓮湖の絵画化の一つの到達点が示されている。

これらの資料を以て「蓮湖真景之図」に翻ると、飛下する雁の群れ、漁舟の数々といったモチーフが、西岸巻①および東岸巻⑥において蓮湖一帯を象徴するものとして踏襲されていることが指摘できる。また泉玄は東岸巻⑥で漁を終えて戻り来る数多の舟を描いていたが、これは瀟湘八景の「遠浦帰帆」を彷彿とさせるモチーフであることも注目される。つまり、「蓮湖真景之図」を手掛けるにあたって、それ以前に当地で蓄積された金沢八景の図像イメージを引き継ぎ、そして八景に選定されるにふさわしい土地として蓮湖を演出する必要性を感じていたと言えよう。

その反面、泉玄は蓮湖を描く限界にも直面していたかもしれない。自筆の箱書【資料2】において、「蓮湖真景之図」と題しながらも、蓮湖のすぐれた景色は中心からの遙かなる眺めと水がそそぐ木陰の際のみであるため、大野川を描くことにしたと断っているのは、無論、本作の主眼が実のところ発注者の住む大野川流域を描くことにあることによるレトリックでもあるのだろうが、蓮湖だけを題材として画卷という大部な作品を仕上げるのは難しかったのも正直なところではないだろうか。蓮湖が擬えられた西湖の場合はそれを中心とした十景が選定されていた。しかしながら、蓮湖はあくまでも金沢城下の勝地の一であり、それを主に置いて特徴的な佳景を数力所選び取り、標題するといった試みまでには至らなかった。「蓮湖真景之図」の題と内容の乖離はこうした実情とも関係するのだろう。

最後に、「金城八勝」に話を戻すと、広重が金沢を訪れた形跡がないこと、版元名もないことから詳細は不明とされ、広重が何らかの種本に基づいて作画したと想定されるに留まっていた。本稿筆者もこの種本を明らかにするには至らないが、広重が参考とした図像の出処について推論を示し、「蓮湖真景之図」の前史として重視すべき作品であることを強調しておきたい。

注目されるのは八枚各図の上部に付された七言絶句の賛者である。賛者名を列挙すると、「菊潭」(医王朝暉・帝慶紅葉、「西園」(白山晴雪・蓮湖漁火)、「逸翁」(黒津舟夜雨・長谷山秋月)、「空翠」(空翠邨圓平)(鶴間溪清泉・大聖寺晚鐘)。彼らは何者なのだろうか。分かりやすいのは既に本論に登場した「空翠邨圓平」こと、野村空翠である。空翠は字・諱ともに圓平、通称次左衛門、姓を修して邨といった。改めて伝略を述べれば、空翠は金沢にて日傭頭や酒造を営む八田屋に生まれたが、好学にして家業より専ら文芸の道に生き、詩人・知識人として全国に知られた⁶⁶⁾。残りの人々を空翠の交友圏から推すに、「菊潭」は加賀藩士で明倫堂の助教も務めた曾田菊潭(一七八三〜?)、「西園」は岸駒門下の加賀藩御用絵師で、詩仏に師事し詩も能くした森西園(一七八三〜一八五九)⁶⁷⁾、「逸翁」は榊原拙処の別号と考えられる。ここに「蓮湖真景之図」の序を認めた拙処が登場するのは興味深い。

「金城八勝」の出版経緯は改めて考える必要があるが、十九世紀半ばにおける加賀文人の代表格と言うべき彼らが直接あるいは間接的に

関与したと見られ、八勝の題や広重が参考とした図像の出処は彼らに求められると推測できる。想像をたくましくすれば、その種本の作画にも西園が関係したのかもしれない。

先の『夷曲歌集百人一首』刊行も合わせて考えると、幕末の加賀藩領では俳壇・詩壇ともに景勝地選定の動きがあり、文と画が用意されたことが窺える。「蓮湖真景之図」の序者として榊原拙処に白羽の矢が立ったのもこうした領内名勝の権威というべき経歴と決して無関係ではないだろう。

おわりに

以上、当館が新たに収蔵した佐々木泉玄筆「蓮湖真景之図」を取り上げ、序文などの基礎的なデータをまとめた上で、描写内容および発注者について考察を加えた。最後に迂遠な議論になってしまったが、「蓮湖真景之図」の前提として、河北潟一帯が名勝と化すに至る詩詠と作画の状況について整理を試みた。

十九世紀における加賀藩領内の文化的な成熟は著しく、当地を拠点とする人々が自らのアイデンティティとなり得る勝地を探索し、詩や画を成すことで積極的に発信していったことが窺える。「蓮湖真景之図」もそうした大きな流れの中に位置づけられる作品と言えよう。周辺の話に終始してしまい、本題であるべき作者の佐々木泉玄および発注者の嶋崎徳兵衛の属した文化的ネットワークについて十分に考察を

深められなかったことは遺憾であるが、今後の課題として一旦筆を置きたい。

註

- (1) 拙稿「館蔵『能登名跡図巻』に関する覚書」『石川県立歴史博物館紀要』三十二号（石川県立歴史博物館、二〇一三年）
- (2) 佐々木派については『佐々木泉景展 郷土が生んだ加賀藩御抱絵師』展図録（加賀市美術館、一九九〇年）、『泉景文庫目録』（金沢市立図書館、一九九三年）、『泉景文庫展』目録（金沢市立図書館、二〇〇〇年）、合わせて泉玄が金沢藩庁に提出した『泉玄先祖由緒并一類附帳』（明治三年（一八七〇）十二月 金沢市立玉川図書館蔵）を参照。
- (3) 榊原拙処については、日置謙編『加能郷土辞彙』（金沢文化協会、一九四二年）三三四頁参照。
- (4) 石黒千尋については、註（3）前掲書三九頁参照。
- (5) 『改作所旧記下』（石川県図書館協会、一九三九年）三〇三頁参照。
- (6) 『蓮湖真景之図』個人蔵本については、後述の角島一治『河北潟・大野川―その変遷と風物』（私家版、一九九一年）のほか、桜井甚一「解説 紙本彩色蓮湖両岸真景図」『内灘町史』（内灘町、一九八二年）七七七～七七八頁、『江戸と金沢―北国下街道を歩いた人びと―』展図録（石川県立歴史博物館、二〇一五年）参照。
- (7) 『金沢市大野町史』（大野町史編集委員会、一九七六年）八九～九一頁参照。
- (8) 註（7）前掲書二二六～二二八頁参照。
- (9) 註（7）前掲書八四～八五頁参照。
- (10) 御舟小屋については註（7）前掲書一三一～一三二頁参照。
- (11) 中崎善治郎編『金石町誌』（文献出版、一九八〇年）九八、一二三〇頁参照。
- (12) 註（7）前掲書二二二～二二三頁参照。
- (13) 河北潟を囲む会編『よみがえる河北潟ノスタルジーマップ』（河北潟を囲む会、二〇二一年）二二～二四頁参照。
- (14) 註（13）に同じ。
- (15) 外浜通については『能登名跡志』（石川県図書館協会、一九三二年）一頁参照。
- (16) 河北郡編『石川県河北郡誌』（臨川書店、一九八五年）二八五～二八八頁参照。河北潟における巻打の様子を捉えた古写真が掲載される。
- (17) 註（6）前掲書『内灘町史』一九五～一九六頁参照。
- (18) 『後猿丸宮集』（国立国会図書館蔵）を底本に本稿筆者が翻刻した。出典は国立国会図書館デジタルコレクション（<https://dl.ndl.go.jp/pid/2540328>）。
- (19) 長岡博男「いたゞき聞書―北陸地方の頭上運搬について」『ひだびと』第六年第三号（飛騨考古土俗学会、一九三八年）参照。
- (20) 以下、特に断らない限り、嶋崎徳兵衛家に関しては、清水隆久「富商、嶋崎徳兵衛家について」『石川郷土史学会々誌』四号（石川郷土史学会、一九七一年）、『金沢市史 資料編8（近世6） 湊町と海運』（金沢市、一九九七年）三八二～三八三頁、長山直治「木谷藤右衛門家と福井藩関係文書」『福井県文書館研究紀要』四号（福井県文書館、二〇〇七年）参照。
- (21) 戸潤幹夫「研究ノート 加賀出土のこけら経」『石川県立歴史博物館紀要』五号（石川県立歴史博物館、一九九二年）参照。
- (22) 以下、特に断らない限り、木谷藤右衛門家に関しては、清水隆久『加賀百万石の豪商 木谷藤右衛門』（私家版、一九六九年）、清水隆久『木谷

- 吉次郎翁—その生涯と史的背景—」(故木谷吉次郎顕彰会、一九七〇年)、『北前船資料展—近世諸大名と豪商たち—』展図録(内灘町歴史民俗資料館、一九九二年)、清水隆久「加賀の海商、木谷家一門の系譜について」、『日本海史の諸問題・海運編』(文獻出版、一九九五年)、註
- (20) 前掲『金沢市史 資料編8』三七九〜三八三頁、『木谷藤右衛門家文書目録』(内灘町教育委員会、二〇〇六年)、註(20) 前掲長山論文参照。
- (23) 『金沢市史 資料編18 絵図・地図』(金沢市、一九九八年)に別刷19・図39として収録。
- (24) 栗崎御亭(御旅屋)については『石川県石川郡誌』(臨川書店、一九八五年)一二〇八頁、註(7) 前掲書一三二〜一三三頁、岡田悟・永井康雄「金沢藩、富山藩における御旅屋、御宿、本陣の類型について—金沢藩、富山藩の武士宿泊施設の研究(その6)—」、『日本建築学会計画系論文集』七八巻六九〇号(日本建築学会、二〇一三年) 参照。
- (25) 『加賀藩史料 編外備考』(清文堂出版、一九八〇年) 一七七頁。
- (26) 註(24) 前掲『石川県石川郡誌』に同じ。
- (27) 註(5) 前掲書一八〇〜一八一頁、山口隆治『加賀藩林制史の研究』(法政大学出版局、一九八七年) 七八〜九二頁参照。
- (28) 『加賀藩史料 第十七編(藩末篇 上巻)』(清文堂出版、一九八〇年) 二二六頁参照。
- (29) 「隅田川兩岸一覽図」をはじめ隅田川を題材とする絵巻については、小林忠「隅田川兩岸一覽図巻」の成立と展開『國華』一一七二号(國華社、一九九三年)、我妻直美「隅田川兩岸一覽図」の成立に関する考察—江戸東京博物館蔵「隅田川風物図巻」をめぐる—」、『東京都江戸東京博物館研究報告』第八号(東京都江戸東京博物館、二〇〇二年)、『特別展 隅田川—江戸が愛した風景』図録(東京都江戸東京博物館、二〇一〇年)、我妻直美「都市江戸の絵画化と墨田川 奈良県立美術館蔵『浅草吉原図巻』について」、『豊穰の日本美術—小林忠先生古稀記念論集』(藝華書院、二〇一二年) 参照。
- (30) 鶴岡蘆水「隅田川兩岸一覽」については註(29) 前掲書・論文に加え、池田美美「解説 隅田川兩岸一覽」板倉聖哲監修・大倉集古館編『描かれた都—開封・杭州・京都・江戸』(東京大学出版会、二〇一三年) 参照。
- (31) 本作については田中喜男ほか共編著『金沢図屏風』(文一総合出版、一九七七年) 一二一〜一二五、一七五〜一七八頁、田中喜男ほか共著『伝統都市の空間論・金沢—歴史・建築・色彩』(弘詢社、一九七七年) 八二〜八四頁、註(6) 前掲図録参照。
- (32) 本作については註(6) 前掲図録、『開館三十周年記念特別展 城下町金沢は大にぎわい!』図録(石川県立歴史博物館、二〇一六年) 参照。
- (33) 本作については戸潤幹夫「研究ノート 雨宝院所蔵の『金沢城下犀川口図』絵馬について」、『石川県立歴史博物館紀要』一三号(石川県立歴史博物館、二〇〇〇年) 参照。
- (34) 『江戸時代図誌 十二巻 北陸道一』(筑摩書房、一九七六年) 七四〜七五頁にカラー図版が掲載され、奇しくも同頁には「蓮湖之真景図」個人蔵本が掲載されている。人物や樹木の描法など両作品には相通じるものが認められ、「温敬公犀川觀楓図巻」に関しても泉玄の作にかかる可能性がある。調査の上、改めて詳報したい。
- (35) 註(16) 前掲書九九〇〜九九一頁参照。
- (36) 北村魚泡洞『石川県銀行誌』(北國新聞社、一九八〇年) 五一〜五二頁参照。
- (37) 中山又次郎『内灘郷土史』(内灘町、一九六三年) 二〇九頁参照。
- (38) 石川県立図書館・石川県図書館協会編『本邦地理に関する古書展覧会目

- 録』（一九二九年、当館蔵（村松家史料三八四）参照。
- (39) 太田南圃「記傳の上に破壊されたる泉景と泉玄」『石川県立図書館月報』第六四号（石川県立図書館、一九二九年）参照。
- (40) 註(37)に同じ。ただし、註(22)前掲論文「加賀の海商、木谷家一門の系譜について」には十代木谷藤右衛門の三女が嫁したのは十代嶋崎徳兵衛とあり、その場合は兄の徳平が九代、兄弟の父が八代と代数にずれが生じる。
- (41) 註(37)に同じ。
- (42) 註(6)前掲書『河北潟・大野川―その変遷と風物』三五頁参照。
- (43) 註(6)前掲書『河北潟・大野川―その変遷と風物』一二三頁参照。
- (44) 桜井甚一「解説」紙本墨画蓮江栗崎真図」註(6)前掲書『内灘町史』七七六頁参照。
- (45) 本作については、板崎弥一郎「安政五年の宮腰点描」『石川郷土史学会誌』五号（石川郷土史学会、一九七二年）、註(31)前掲『金沢図屏風』一二五～一二七、一七八～一八一頁参照。
- (46) 本絵馬については、太田昌子「大野湊神社所蔵の絵馬・扁額悉皆調査の中間報告」『芸術学学報』第四号（金沢美術工芸大学芸術学研究室、一九九七年）、大槻さち子「大野湊神社所蔵文政二年景榮筆の大絵馬考―物語絵画にみられる地域性と時代性」『芸術学学報』第五号（金沢美術工芸大学芸術学研究室、一九九八年）参照。
- (47) 本絵馬については、牧野隆信ほか編『日本の船絵馬―北前船』（柏書房、一九七七年）九〇～九一、二九三頁、太田昌子「金沢の絵馬悉皆調査報告(2)」泉野桜木神社、安宅住吉神社、栗ヶ崎八幡神社」『芸術学学報』第六号（金沢美術工芸大学芸術学研究室、一九九九年）、戸潤幹夫「点描 いしかわの絵馬」『石川県史だより』第五〇号（石川県立図書館、二〇一一年）、小嶋良一「栗崎八幡神社の船絵馬」『日本船舶海洋工学会講演会論文集』第二六号（日本船舶海洋工学会、二〇一八年）参照。
- (48) 竹松幸香『近世金沢の出版』（桂書房、二〇一六年）一二七～一三八頁参照。
- (49) 註(33)前掲論文参照。
- (50) 江戸時代後期における「山水癖」と絵画制作の関係については、内山淳一「山水癖の繪畫―谷文晁筆「東北地方寫行圖」をめぐる―」『國華』第一三五五号（國華社、二〇〇八年）、鶴岡明美『江戸期実景図の研究』（中央公論美術出版、二〇一二年）、『江戸の旅―たどる道、えがかれる風景―』展図録（仙台市博物館、二〇一二年）参照。
- (51) 畑中榮「百万石残照―琴湖と詩人達」『詩佛の再北遊と加越能文人たち（その1）』『詩佛の再北遊と加越能文人たち（その2）』『詩佛の再北遊と加越能文人たち（その3）』『詩佛の再々北遊と加賀文人たち』『金沢大学国語国文』三一・三八・四〇・四一・四二号（金沢大学国語国文学会、二〇〇六・二〇一三・二〇一五・二〇一六・二〇一七年）、「赤壁」考」『文政五年の加越文人』『北陸古典研究』二二・二七号（北陸古典研究会、二〇〇七・二〇一二年）参照。特に本稿執筆にあたっては「百万石残照―琴湖と詩人達」より多大なる示唆を得た。合わせて、同時代の加賀藩領における詩壇の実態については、註(48)前掲書『近世金沢の出版』二二八～二三八頁参照。
- (52) 菊池五山『五山堂詩話補遺』卷二（文政五年（一八二二）刊）所載。詩仏の北遊については註(51)前掲畑中論文と合わせて、大森林造『大窪詩仏ノート』（梓書房、一九九八年）一九七～二二二、二二八、二二一～二二三、二二七～二四〇、二五六～二六六頁参照。
- (53) 横山致堂『致堂二稟』卷三（天保四年（一八三三）刊）所載。本稿では明治期の復刻版の『致堂二稟』（宇都宮源平、一九〇六年）に拠った。
- (54) 註(51)前掲畑中論文「百万石残照―琴湖と詩人達」参照。

- (55) 註(54)に同じ。
- (56) 巽雲屏「奉迎詩佛先生到宮腰」「同宿宮腰」(『再北遊詩草附録』(文政十年(一八二七)刊)所収)。本稿では富士川英郎・佐野正巳『紀行 日本漢詩』第二卷(汲古書院、一九九一年)に拠った。
- (57) 望湖楼については、山森青硯『郷土工業物語』(私家版、一九八八年)四四頁参照。
- (58) 本康宏史「加賀の地域文化と地域蘭学」『国立歴史民俗博物館研究報告』第一一六集(国立歴史民俗博物館、二〇〇四年)参照。なお、二百が東英につくらせた当該の望遠鏡は当館の所蔵にかかる(松田東英「箱形望遠鏡」(登録番号:二一八二二六九六))。
- (59) 『改作所旧記 上』(石川県図書館協会、一九三九年)二四四～二四五頁参照。
- (60) 『石川県史 第三編』(石川県、一九二九年)二九八～二九九頁、『加賀藩史料 第六編』(清文堂出版、一九八〇年)四四二～四四三頁参照。
- (61) あるいは伯田には「隅田川納涼図屏風」(東京都江戸東京博物館蔵)の作例があり、同様の河川風俗画の方向性も想定できるだろうか。
- (62) 中村麻里子「淵上旭江筆『五畿七道図』と『山水奇観』」『岡山県立美術館紀要』五号(岡山県立美術館、二〇一四年)参照。
- (63) 『夷曲歌集百人一首』については、丸山敦「金沢名所考」『金沢学② パフォーマンス・金沢 都市文化を読む』(金沢学研究会、一九八九年)、註(33)前掲論文、『金沢市史 資料編15 学芸』(金沢市、二〇〇一年)一〇三～一六頁、濱岡伸也「江戸時代の中沢町人と文芸資料について」『石川県立歴史博物館紀要』二二号(石川県立歴史博物館、二〇〇九年)、註(48)前掲書『近世金沢の出版』四二～四三頁参照。
- (64) 「金沢八景図屏風」については、註(6)前掲図録、濱岡伸也「表紙解説 紙本著色金沢八景図屏風」『市史かなざわ』一〇号(金沢市、二〇〇

〇四年)参照。

- (65) 「金城八勝」については、鈴木重三『広重』(日本経済新聞社、一九七〇年)一七五頁、桧崎宗重『広重の世界・巨匠のあゆみ』(清水書院、一九八四年)一四三頁、『景勝をめぐる いしかわの景観史』展図録(石川県立歴史博物館、二〇〇二年)、森山悦乃・松村真佐子解説『広重の諸国六十余州旅景色』(人文社、二〇〇五年)六八～六九頁参照。鈴木書に全図の影印が掲載される。広重はのちに「金城八勝」の「蓮湖漁火」を「六十余州名所図会」(嘉永六年(一八五三)～安政三年(一八五六)刊)の「加賀 金沢八勝之内 蓮湖之漁火」として翻案した。
- (66) 野村空翠については、和田文次郎「野村空翠傳」『空翠雑話 上』(観文堂書店、一九一五年)、畑中榮「加越文人の交遊―野村空翠を中心として(その1)―」『金沢大学国語国文』三四号(金沢大学国語国文学会、二〇〇九年)参照。なお、空翠の著作『空翠雑話』(安政五年(一八五八)刊)の序者は当館本西岸巻序者の石黒千尋である。
- (67) 西園が当地の詩壇の中心にあったことは、小松集義堂の初代教授を務め、のちに今枝家に仕えた儒者・金子鶴村(一七五九～一八四一)の『鶴村日記』に詩会のメンバーとして頻出することからも窺える。
- 〔附記〕本稿は、れきほくゼミナール(二〇二四年十一月、於石川県立歴史博物館)および文人画研究会《星昌会》(二〇二五年一月、於オンライン)にて口頭発表した内容を大幅に修正、発展させたものです。星昌会のメンバーである星野鈴氏、太田昌子氏、宮崎法子氏、吉田恵理氏には貴重な意見を賜りました。また各資料の画像掲載に際し、ご所蔵者・関係機関には格別なるご高配を賜りました。

末筆ながら、ここに記して深く御礼申し上げます。

須須神社所蔵の神道裁許状とその関連文書

岡崎道子

能登半島の北東端、珠洲市三崎町に鎮座する須須神社は、式内社「須須神社」の論社であり、奥能登屈指の古社として知られる。同社は重要文化財「木造男神像」（鎌倉時代、五躯）をはじめ貴重な文化財の宝庫であり、中でも石川県指定文化財「須須神社文書」は、年紀を持つ古文書では石川県内最古である承安五年（一一七五）の「能登国司庁宣」を含む、県下屈指の文書群として知られる。

この「須須神社文書」について、森田平次編『松雲公採集遺編類纂』（明治初年）にその一部が掲載されていることから、前田綱紀（一六四三―一七二四）の時代には存在が知られていたとわかる。初めて本格的に調査がなされたのは明治初頭とみられ、前田家編輯方によって所蔵資料の手写が行われた¹。その後、大正年間に國學院大學教授の植木直一郎氏によって更なる文書調査が行われ、その成果が『須須神社誌』（須須神社社務所、大正十三年）に収録されている。

以降の調査としては昭和二十七年（一九五二）の日本常民文化研究

所の調査が挙げられ、須須神社にはこの時に作成された報告書が残る。その後も諸機関によって調査が行われ、『加賀藩史料』『珠洲市史』『珠洲市古文書目録』『加能史料』などで紹介されている。

当館でも令和五年度夏季特別展「いしかわの霊場―中世の祈りとみほとけ―」に須須神社文書をご出品いただいたことを契機に、同社所蔵文書の調査をさせていただいた。今回はその調査の過程で見つかった、近世に神道本所であった吉田家が発行した神道裁許状とその関連文書を紹介したい。文書は享保二年（一七一七）十月十一日の神道裁許状を最古とし、安政三年（一八五六）五月十二日の官位添状まで、延べ十六通確認された。内訳をみると、吉田家発行の文書は神道裁許状が四通、官位添状が四通あり、他に口宣案六通、宣旨一通、位記一通が確認できる。本稿の末尾に一覧【表】、翻刻ならびに画像を掲載したので、適宜参照されたい。なお官位添状はこれまで「神道啓状」と呼ばれてきた形式の文書であるが、松本勇介氏の論に基づき「官位

添状」と呼ぶ²⁾。

ほとんどの文書は完形で残っているが、安政三年の神道裁許状および位記は中間部分が欠失する。神道裁許状の欠失箇所は文章の書かれていない空白部分とみられ、全文の把握に支障はないが、位記は最低一紙以上が欠失している³⁾。

それぞれの文書の役割について述べると、まず神道裁許状は戦国時代から江戸時代まで発行された吉田神道の許状で、吉田家から各地の神社の神職等に授与された。江戸時代の場合、授与されるには吉田家に入門して数十日間にわたり神道の伝授を受ける必要があり、授与を希望する神職たちは上京の費用や吉田家への礼金を負担した⁴⁾。口宣案、宣旨、位記は朝廷が位階や受領名（甲斐守など）を授与する際に発行したもので、官位添状はこれら口宣案等が吉田家を介して出されたものであった場合に、吉田家が付した添書である⁵⁾。

文書全体を概観すると、享保二年の猿女君友胤、明和二年（一七六五）の猿女君友継、文化十三年（一八一六）の猿女君友能、安政三年の猿女君友儀と、計四回、四人分の神道裁許状とそれに伴い発行された文書であることが確認できる。享保二年の神道裁許状をみると、本文中に「恒例之神事参勤之時」とあるため、その神社の神職として初めて神道裁許状を受ける（前代の神職で神道裁許状を受けた者がいない）際に授与される「恒例裁許状」であることがわかる⁶⁾。すなわち、須須神社（江戸時代は高座宮・金分宮）の宮司が吉田家から許状をもらい始めたのは享保二年の友胤以降ということになる。なお次代

の友継以降に出された神道裁許状は、過去の代に恒例裁許状を受け取った神職がいる場合に発行される「先例継目許状」である⁷⁾。

許状を授与された人物を見ていくと、官位添状に前代の宮司との関係が記載されており、左のように友胤と友継、友能と友儀がそれぞれ親子で、友継と友能は祖父と孫の関係であることがわかる。須須神社所蔵の古文書・棟札からは、他にも寛文五年（一六六五）に友範、寛政十年（一七九八）に友寄、弘化五年（一八四八）に友龍がいたことがわかるほか、寛政三年に大宮司猿女中務なる人物がいたことも確認されるが、左の人物たちとの関連は不明である。

【官位添状に記載された歴代大宮司、―は父子関係―】

友胤―友継―？―友能―友儀

次に口宣案の内容を見ていきたい。口宣案は明和二年、文化十三年、安政三年の計三回分が現存し、各回につき二通出されている。それぞれ、明和二年・文化十三年は従五位下授与と大宮司補任、安政三年は従五位下授与と甲斐守補任の口宣案である。なお享保二年の口宣案は現存しないが、同年の官位添状に「今度従五位下勅許冥加之至也」とあるため、この時は従五位下授与の口宣案のみ発給されたとみられる。

「大宮司」は江戸時代中期よりみえる須須神社宮司の名称で、歴代の宮司たちはこの名乗りを継承することを重視していた⁸⁾。中世に高座宮神主友永が名乗った「大宮」に由来するとみられ、十六世紀末～十七世紀中期には宮司を「三崎大宮」と呼んでいたことが同社所蔵文

書よりわかる⁹。それがなぜ安政三年の友儀の代で「甲斐守」に変わったのか、理由は不明だが興味深い。

最後に授与された回ごとに文書を見てみると、全体として最も残りが良いのは安政三年の友儀の時で、神道裁許状一通、口宣案二通、宣旨一通、位記一通、官位添状一通と、計六通が残っている。このうち宣旨は甲斐守補任により出されたもので、他三回の授与の際に発行された可能性は低い。それ以外の文書は他三回でも発行されたとみられるが、現在のところ未発見である。

今回取り上げた文書は過去の調査の際にも確認されていたと思われるが、これまで言及されてこなかった。須須神社に限らず江戸時代の神道裁許状類は注目されることが少ないが、神社にとつては由緒を示す大切な文書であり、歴代の宮司の名前や、いつ頃から許状を得始めたか等わかることも多い。これから注目していきたい資料である。

註

- 1 前田家編輯方手写「須須神社古文書」明治年間、加越能文庫一六・六一―一七二、金沢市立玉川図書館蔵。
- 2 松本勇介「江戸時代の吉田家のいわゆる「神道啓状」と「神道之状」について」『國學院雜誌』第一二二巻第四号、二〇二〇年。
- 3 嘉永元年（一八四八）に能登国の石倉比古神社神主藤原忠照に従五位下を授与した際の位記は三紙を継いで作成されている。同時代に作成された本文書も三紙分あったとみられ、現在は第一紙と第三紙のみ残る。
- 4 松本勇介「江戸時代における神道裁許状の様式の変遷」『國學院雜誌』第一二二巻第六号、二〇一九年。

5 前掲註2に同じ。

6 前掲註4論文で提示された名称を採用。

7 前掲註6に同じ。

8 同社所蔵文書の享和二年（一八〇二）六月二十六日「寺社奉行申渡状」ならびに、（年未詳）四月三日「小谷重次郎・小谷図書書状」からは、須須神社側が大宮司号にこだわり、継承に苦心していた様子がうかがえる。

9 江戸時代初頭には、高座宮・金分宮は一人の神主が兼帯していたとみられる。

【謝辞】

調査にあたり、須須神社禰宜猿女豊信氏、同社権禰宜多田千鶴氏ならびに石川県文化財保存修復協会代表理事梶青華氏より格別のご高配を賜りました。末筆ながら謹んで御礼申し上げます。

【表】須須神社所蔵の神道裁許状および関連文書

No.	文書名	西暦	神職名	発給者	法量(cm)	概要
1	神道裁許状 享保二年十月十一日	1717	猿女君友胤	神祇管領長上従二位卜部朝臣兼敬	縦44.8×横58.0	大宮司猿女君友胤に風折烏帽子と紗の狩衣の着用を許可する。
2	官位添状 享保二年十一月二十六日	1717	猿女君友胤	神祇管領長上従二位卜部朝臣兼敬	縦45.0×横57.3	大宮司猿女君友胤が従五位下に叙された際に発給された添状。
3	神道裁許状 明和二年三月七日	1765	猿女君友継	神祇管領長上従二位卜部朝臣兼碓	縦45.0×横58.2	大宮司猿女君友継に風折烏帽子と狩衣の着用を許可する。
4	後桜町天皇口宣案 明和二年三月八日	1765	猿女君友継	蔵人左中弁藤原伊光	縦33.4×横50.6	猿女君友継に従五位下の位階を授ける。
5	後桜町天皇口宣案 明和二年三月八日	1765	猿女君友継	蔵人左中弁藤原伊光	縦33.4×横50.6	従五位下猿女君友継を大宮司に補任する。
6	官位添状 明和二年三月十日	1765	猿女君友継	神祇管領長上従二位卜部朝臣兼碓	縦45.6×横57.4	友継が大宮司従五位下を賜った際に発給された添状。
7	神道裁許状 文化十三年六月十五日	1816	猿女君友能	神祇管領長上侍従卜部朝臣良長	縦45.0×横59.8	大宮司猿女君友能に風折烏帽子と狩衣の着用を許可する。
8	光格天皇口宣案 文化十三年七月二日	1816	猿女君友能	蔵人頭左中弁兼中宮亮経定	縦33.6×横51.7	猿女君友能に従五位下の位階を授ける。
9	光格天皇口宣案 文化十三年七月二日	1816	猿女君友能	蔵人頭左中弁兼中宮亮経定	縦33.7×横51.7	従五位下猿女君友能を大宮司に補任する。
10	官位添状 文化十三年七月五日	1816	猿女君友能	神祇管領長上侍従卜部朝臣良長	縦44.8×横59.5	猿女君友能が大宮司従五位下を賜った際に発給された添状。
11	神道裁許状 安政三年五月三日	1856	猿女君友儀	神祇管領長上正三位卜部朝臣良照	断簡① 縦45.8×横27.2、 断簡② 縦45.8×横13.4	折り目で破れ、2枚の断簡として残存。 大宮司猿女和泉猿女君友儀に風折烏帽子と狩衣の着用を許可する。（「猿女和泉」は誤記か）
12	孝明天皇口宣案 安政三年五月十一日	1856	猿女君友儀	蔵人頭左中弁藤原光愛	縦33.4×横50.7	猿女君友儀に従五位下の位階を授ける。
13	孝明天皇口宣案 安政三年五月十一日	1856	猿女君友儀	蔵人頭左中弁藤原光愛	縦33.5×横50.8	従五位下猿女君友儀を甲斐守に補任する。
14	猿女君友儀任甲斐守宣旨 安政三年五月十一日	1856	猿女君友儀	大外記兼掃部頭造酒正中原朝臣師身	縦36.5×横56.0	従五位下猿女君友儀を甲斐守に補任する。
15	位記 安政三年五月十一日	1856	猿女君友儀	孝明天皇	断簡① 縦26.4×横46.8、 断簡② 縦26.4×横46.7	もとは3紙以上あったとみられるが、第一紙と最終紙のみ残る。 猿女君友儀を従五位下に叙す。
16	官位添状 安政三年五月十二日	1856	猿女君友儀	神祇管領長上正三位卜部朝臣良照	縦46.0×横58.0	猿女君友儀が甲斐守従五位下を賜った際に発給された添状。

【史料翻刻】※へは割注、（ ）は翻刻者注

1. 神道裁許状 享保二年十月十一日

能州珠洲郡須々神社高座金分兩社之大宮司猿女君友胤、恒例之神事参勤之時、可着風折烏帽子紗狩衣者、神道裁許之状如件、

享保二（丁酉）年十月十一日

神祇管領長上從二位卜部朝臣兼敬（朱印）

2. 官位添状 享保二年十一月二十六日

能州珠洲郡須々神社之大宮司猿女君友胤、今度從五位下勅許冥加之至也、彌國家安全之御祈禱可抽誠精者、神道啓状如件、

享保二年十一月廿六日

神祇管領長上從二位卜部朝臣（花押）

3. 神道裁許状 明和二年三月七日

能登國珠洲郡須々神社高座金分兩社大宮司猿女君友繼、着風折烏帽子狩衣、任先例可專神役者、神道裁許之状如件、

明和二年三月七日

神祇管領長上從二位卜部朝臣兼雄（朱印）

4. 後桜町天皇口宣案 明和二年三月八日

（端裏）
「口宣案」

上卿別当
明和二年三月八日 宣旨

猿女君友繼

宣叙從五位下

藏人左中辨藤原伊光 奉

5. 後桜町天皇口宣案 明和二年三月八日

（端裏）
「口宣案」

上卿別当
明和二年三月八日 宣旨

從五位下猿女君友繼

宣補大宮司

藏人左中辨藤原伊光 奉

6. 官位添状 明和二年三月十日

能登國珠洲郡須々神社大宮司故友胤男猿女君友繼、今度大宮司從五位下勅許冥加之至也、彌國家安全之御祈禱可抽精誠者、神道啓状如件、

明和二年三月十日

神祇管領長上從二位卜部朝臣（花押）

7. 神道裁許状 文化十三年六月十五日

能登國珠洲郡須々神社高座金分兩社大宮司猿女君友能、着風折烏帽子狩衣、任先例專守社職格式可抽太平精祈者、神道裁許状如件、

文化十三年六月十五日

神祇管領長上侍從卜部朝臣良長（朱印）

8. 光格天皇口宣案 文化十三年七月二日
(端裏)

「口宣案」
上卿 万里小路中納言
文化十三年七月二日 宣旨

猿女君友能

宣叙從五位下

藏人頭左中辨兼中宮亮藤原経足 奉

9. 光格天皇口宣案 文化十三年七月二日
(端裏)

「口宣案」
上卿 万里小路中納言
文化十三年七月二日 宣旨

從五位下猿女君友能

宣補大宮司

藏人頭左中辨兼中宮亮藤原経足 奉

10. 官位添状 文化十三年七月五日

能登國珠洲郡須々神社大宮司故友繼孫猿女君友能、申大宮司從五位下、蒙勅許之旨、神皇盛恩謹可仰尊、寶祚延長國家安全懇禱、益可抽丹心者、神道之状如件、

文化十三年七月五日

神祇管領長上侍從卜部朝臣(花押)

11. 神道裁許状 安政三年五月三日

能登國珠洲郡須々神社高座金分兩社大宮司猿女和泉猿女君友儀、着風

折烏帽子狩衣、任先例專守社職格式可抽太平精祈者、神道裁許状如件、
安政三年五月三日

神祇管領長上正三位卜部朝臣良熙(朱印)

12. 孝明天皇口宣案 安政三年五月十一日
(端裏)

「口宣案」
上卿 万里小路中納言
安政三年五月十一日 宣旨

猿女君友儀

宣叙從五位下

藏人頭左中辨藤原光愛 奉

13. 孝明天皇口宣案 安政三年五月十一日
(端裏)

「口宣案」
上卿 万里小路中納言
安政三年五月十一日 宣旨

從五位下猿女君友儀

宣任甲斐守

藏人頭左中辨藤原光愛 奉

14. 猿女君友儀任甲斐守宣旨 安政三年五月十一日

從五位下猿女君友儀

正二位行權中納言藤原朝臣正房

宣奉 勅、件人宜令任甲斐守者、

安政三年五月十一日大外記兼掃部頭造酒正中原朝臣師身 奉

15 位記 安政三年五月十一日

猿女君友儀、

右可從五位下、

中務修其祝嘏致敬明神言念精誠抑可褒進宜授榮爵式光祠壇可依前件主者施行、

(天皇御璽朱印)

安政三年五月十一日

二品行中務卿職仁親王

宣

正四位下行中務大輔臣卜部朝臣久隆

奉

正五位下行中務少輔臣藤原朝臣資生

行

正二位行權大納言兼右近衛大將臣

基豐

正二位行權大納言臣

實萬

正二位行權大納言臣

正二位行權大納言兼左近衛大將臣

忠香

正二位行權大納言臣

正二位行權大納言臣

(中欠)

(天皇御璽朱印)

月日辰時正四位下行大外記兼掃部頭造酒正中原朝臣師身

左中辨光愛

關白從一位朝臣

太政大臣關

從一位行左大臣

從一位行右大臣朝臣

内大臣從一位朝臣

式部卿關

正三位行式部大輔以長

參議從二位行左大辨俊克

告從五位下猿女君友儀、奉制書、如右符到奉行、

從四位上行式部少輔兼備前守義修

大錄

(天皇御璽朱印)

少錄友也

少錄

安政三年五月十一日

16 官位添狀 安政三年五月十二日

能登國珠洲郡須々神社大官司故友能男猿女君友儀

申甲斐守從五位下、蒙勅許之旨、神皇盛恩謹可仰尊、實祚延長國家

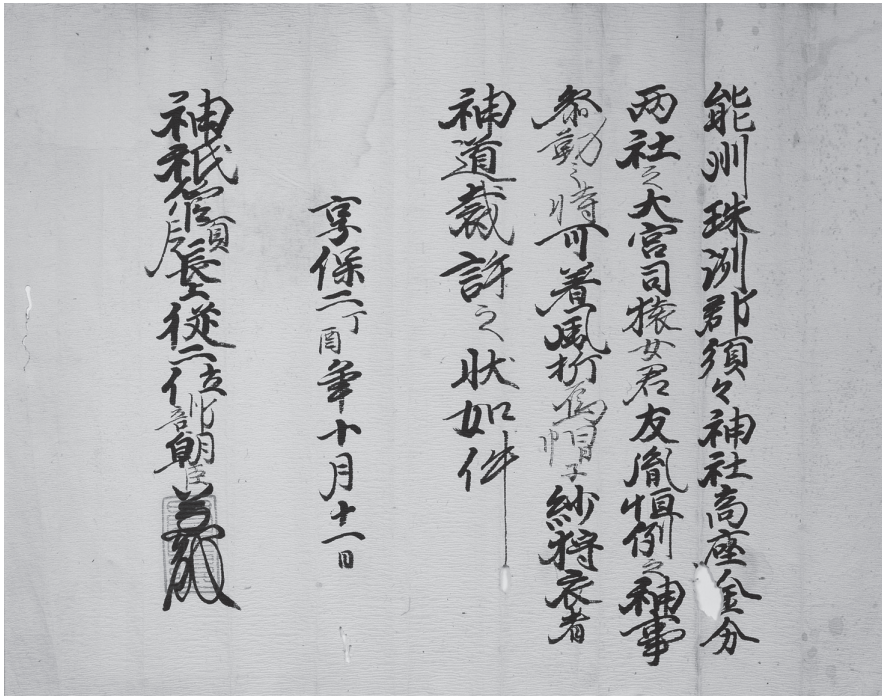
安全懇禱益可抽丹心者、神道之狀如件、

安政三年五月十二日

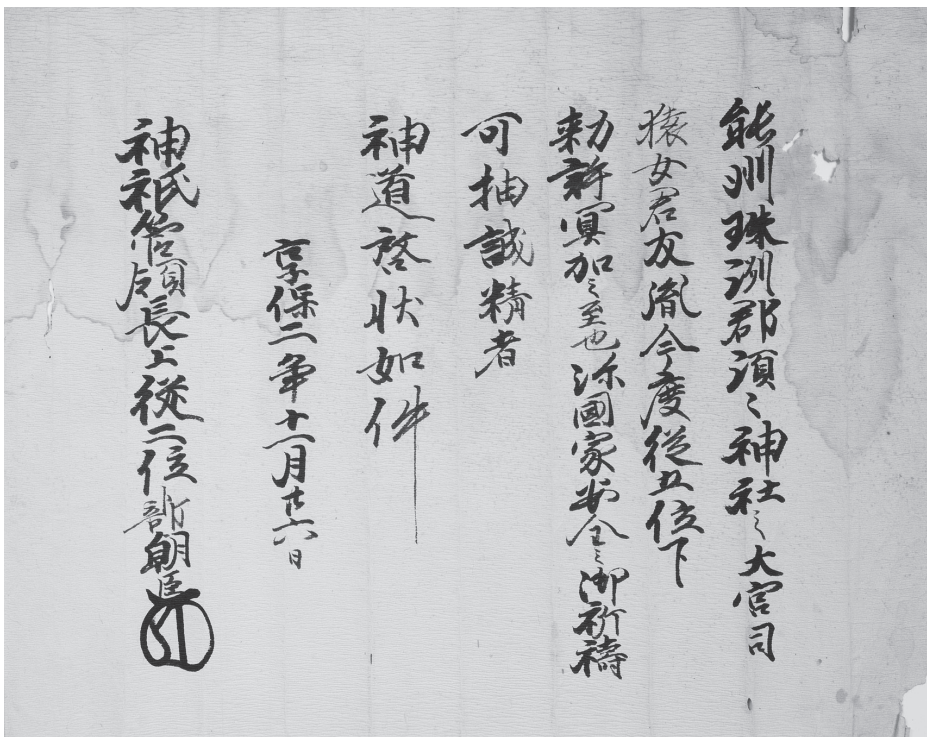
神祇管領長上正三位卜部朝臣(花押)

【史料画像】

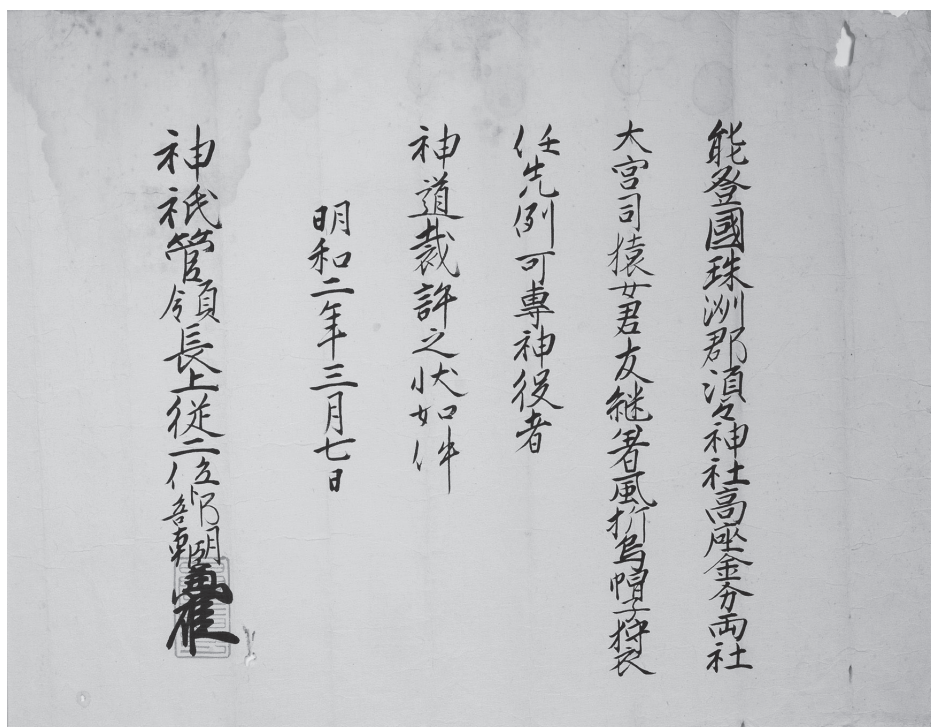
1. 神道裁許状 享保二年十月十一日



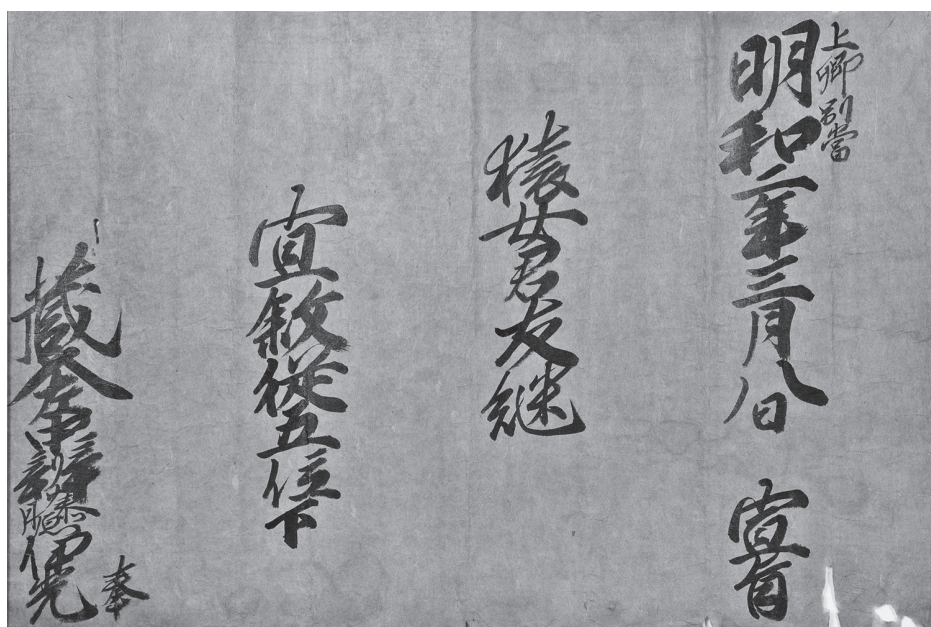
2. 官位添状 享保二年十一月二十六日



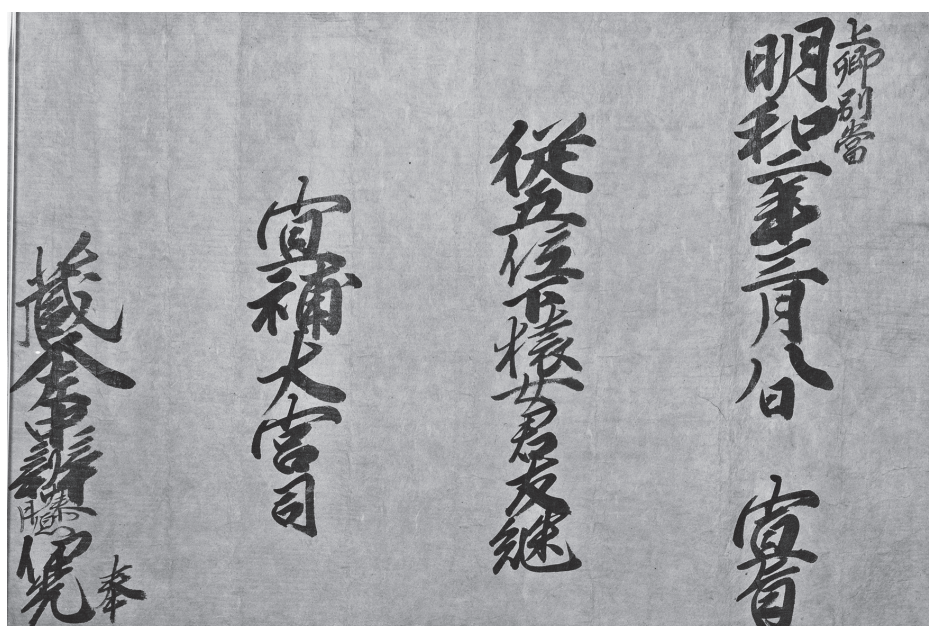
3. 神道裁許状 明和二年三月七日



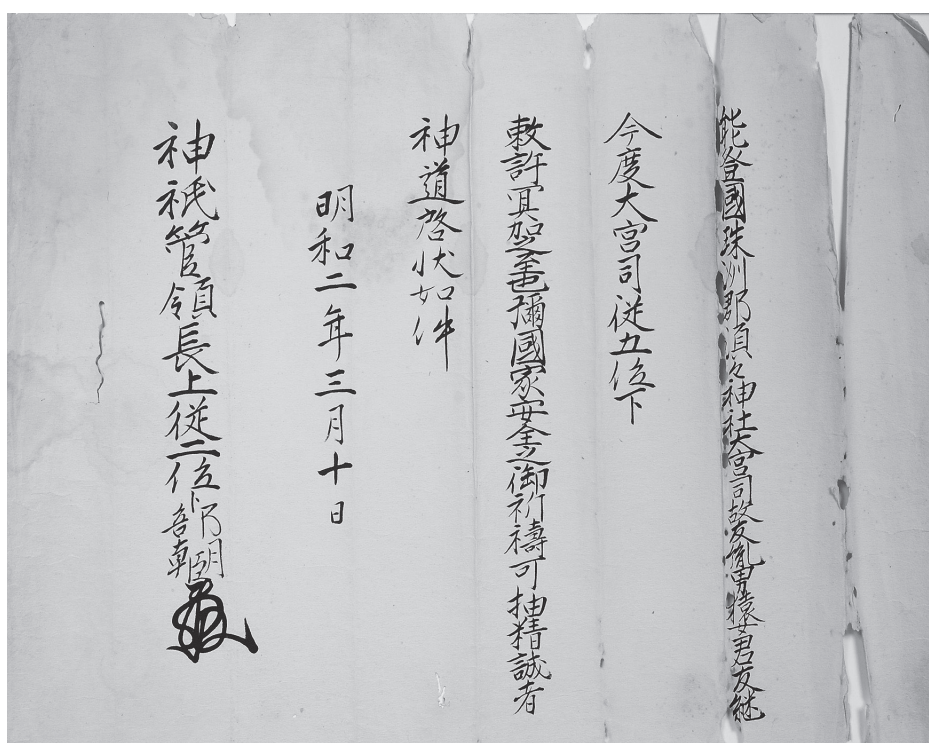
4. 後桜町天皇口宣案 明和二年三月八日



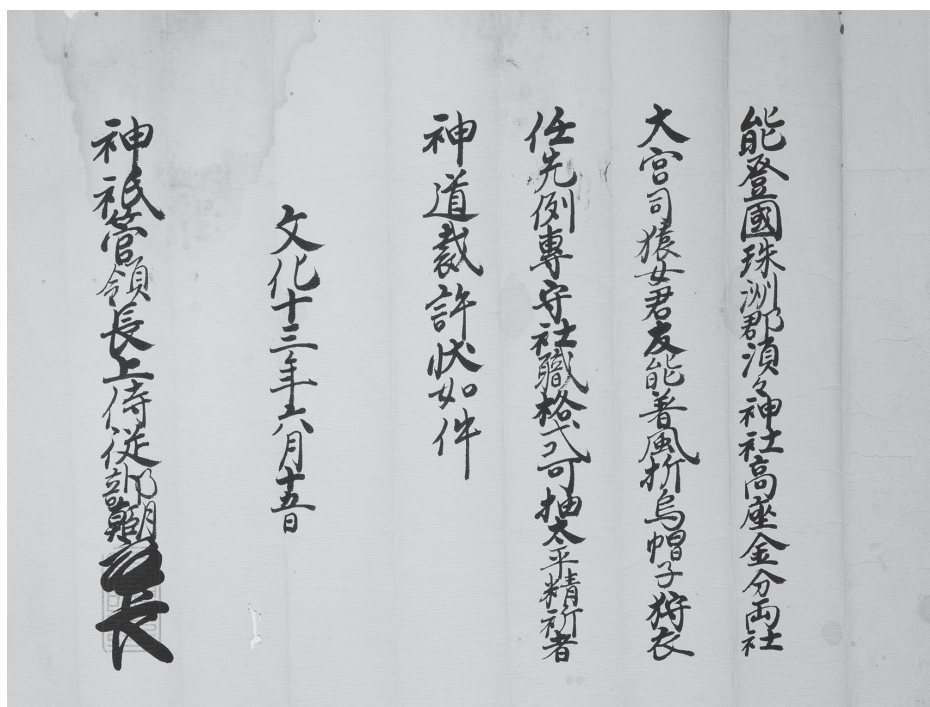
5. 後桜町天皇口宣案 明和二年三月八日



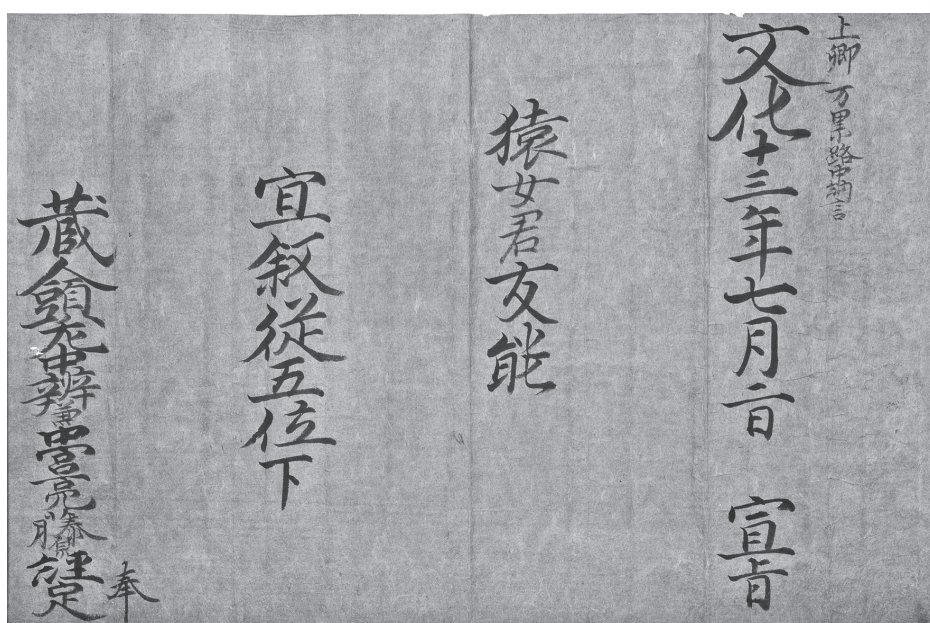
6. 官位添状 明和二年三月十日



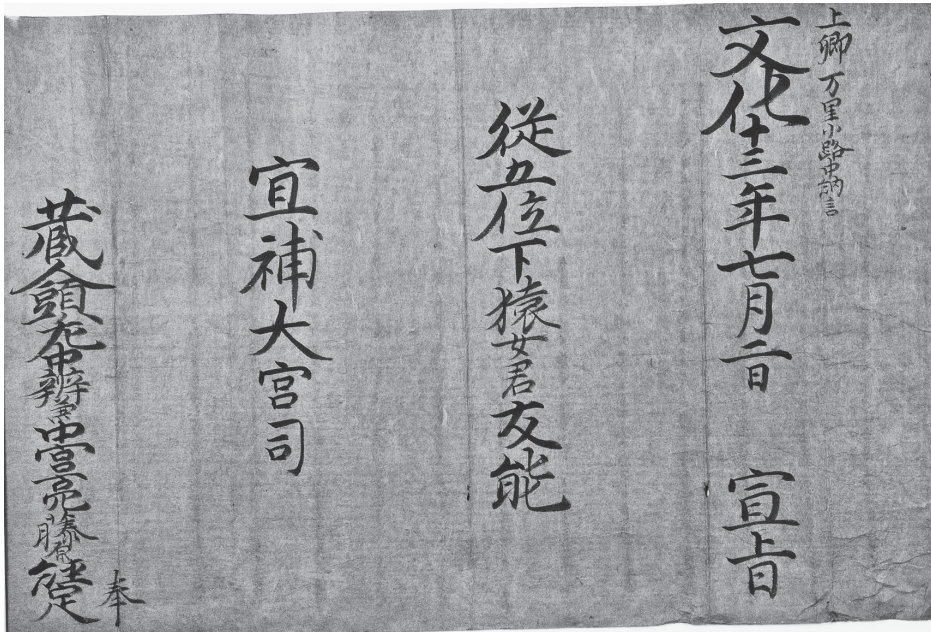
7. 神道裁許状 文化十三年六月十五日



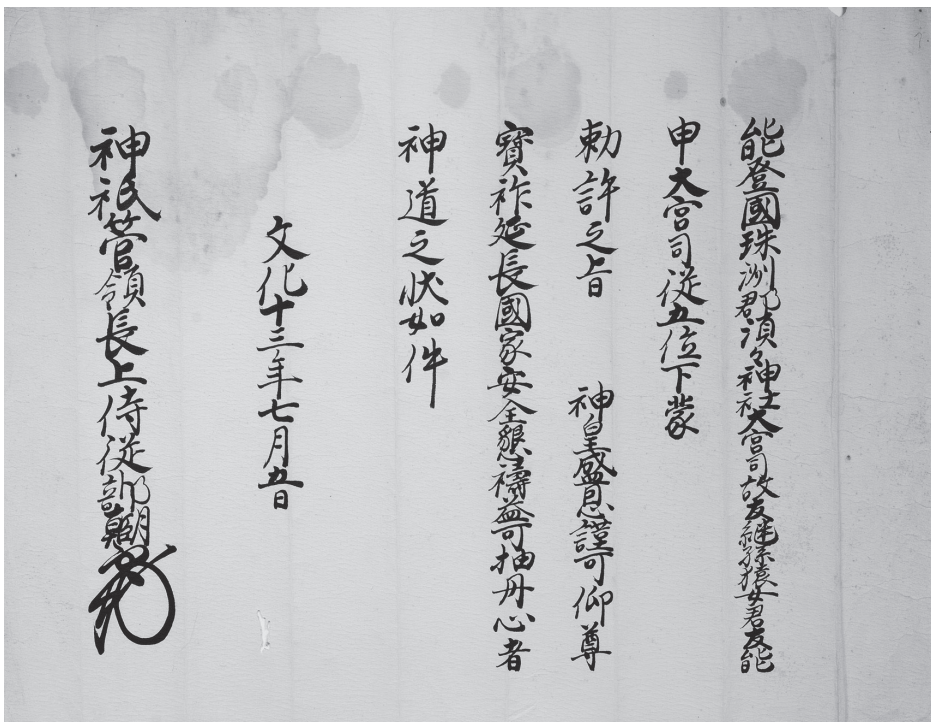
8. 光格天皇口宣案 文化十三年七月二日



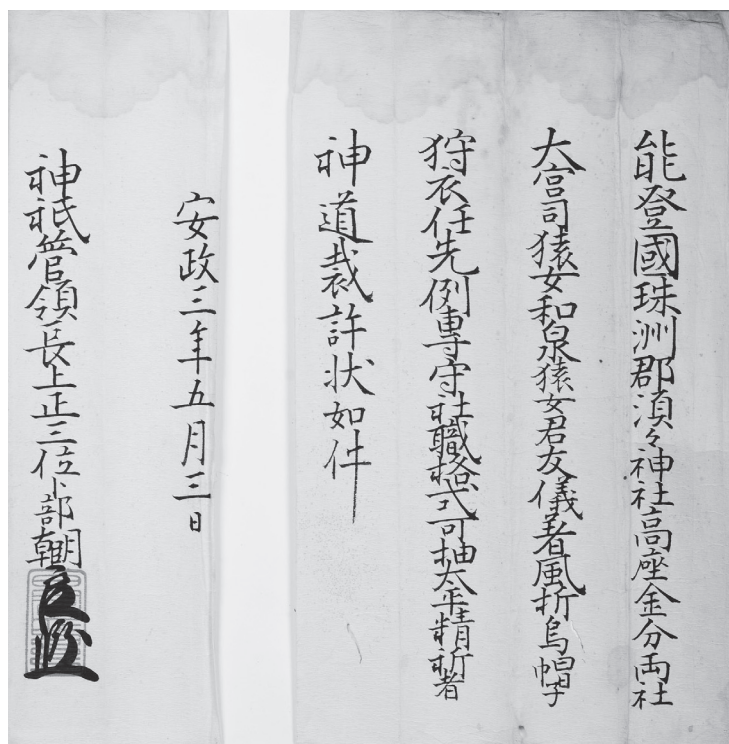
9. 光格天皇口宣案 文化十三年七月二日



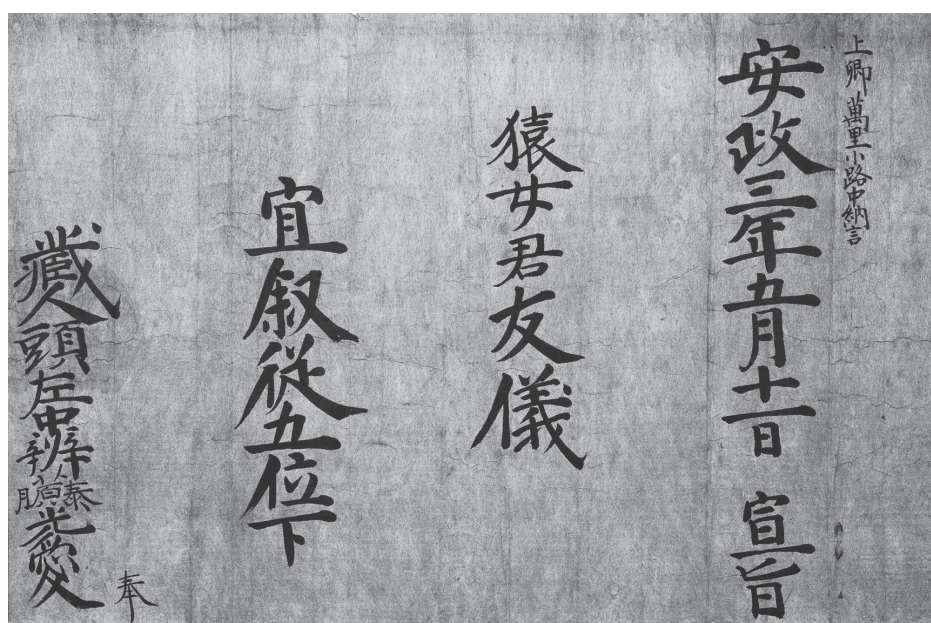
10. 官位添状 文化十三年七月五日



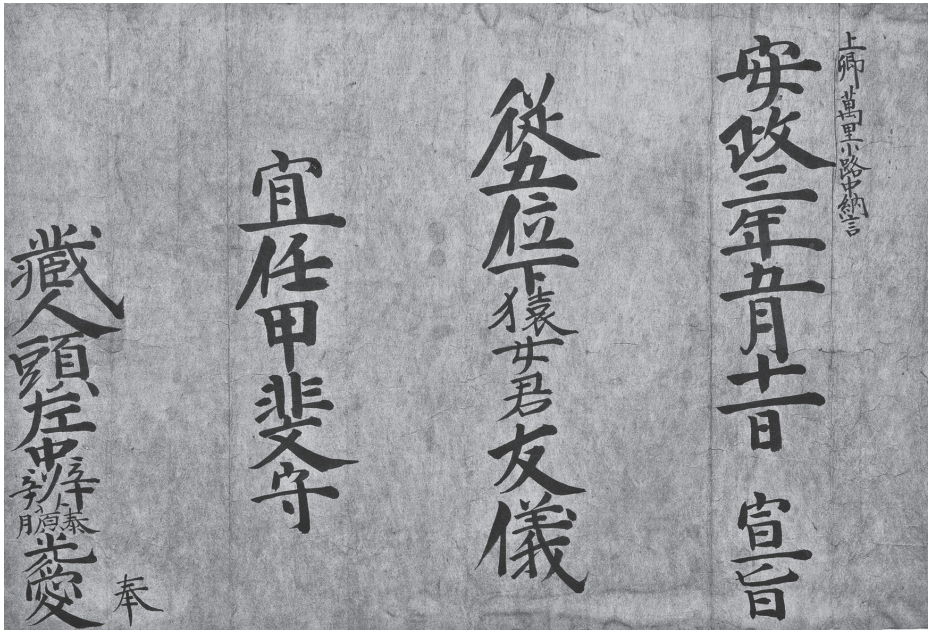
11. 神道裁許状 安政三年五月三日



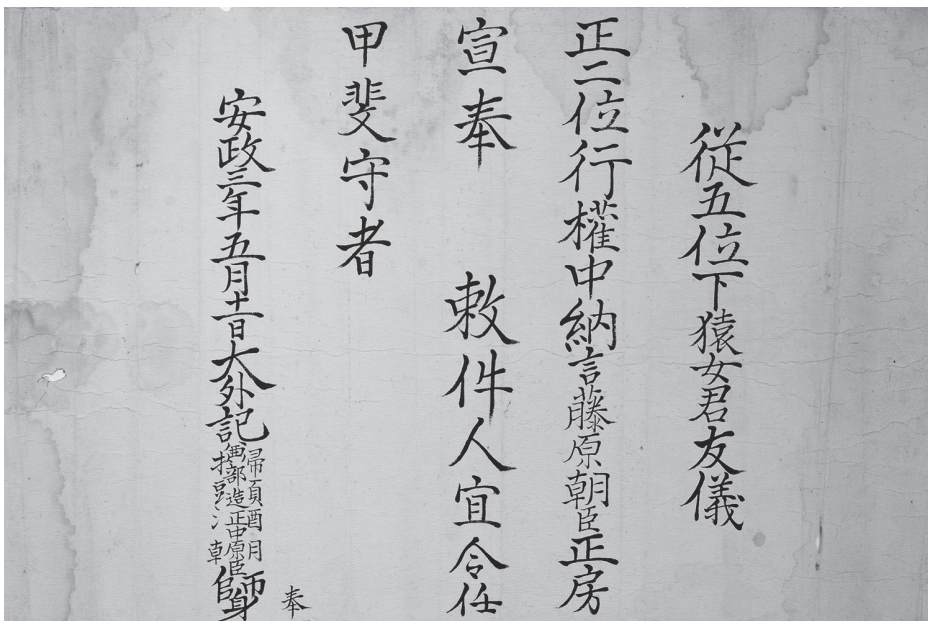
12. 孝明天皇口宣案 安政三年五月十一日



13. 孝明天皇口宣案 安政三年五月十一日



14. 猿女君友儀任甲斐守宣旨 安政三年五月十一日



15. 位記 安政三年五月十一日 断簡①

豫女君友儀
右可從五位下
中務修其祝嘏致敬明神
言念精誠抑可褒進宜授
榮爵式光祠壇可依前件
主者施行
安政三年五月十日
二品行中務卿幟仁親王 宣
正位行中務大輔朝發隆 奉
正位行中務少輔膳齋資生 行
正位行權大納言近衛大將 基豐
正位行權大納言 實萬
正位行權大納言 忠香
正位行權大納言
正二位行權大納言

15. 位記 安政三年五月十一日 断簡②

日晨時日晨時 外外 託掃部頭造酒正唐朝師身
左中辨光受
關白從一位朝臣
太政大臣關
從一位行左大臣
從一位行右大臣朝臣
內大臣從一位朝臣
式部卿關
正位行式部大輔以長
參議從位行左大辨俊克
告從五位下豫女君友儀奉
制書如右符到奉行
從位行式部輔備守義脩
大錄
少錄友也
少錄
安政三年五月十日

16 官位添状 安政三年五月十二日

能登國珠洲郡須神社高司故能男遠著儀
申申斐守從五位下蒙
敕許之旨 神皇盛恩謹可仰尊
寶祚延長國家安全總禱無可抽丹心者
神道之狀如件
安政三年五月十二日
神祇管領長生三位下朝朝

下安江村肝煎文書の目録と解説

林 亮 太
吉 田 朋 生

一 文書群の概要

平成二十年（二〇〇八）、当館は金沢市の安本由香氏より歴史資料八件、民俗資料四件、美術資料二件の寄贈を受けた^①。その歴史資料のうちの一件が、今回紹介する「下安江村肝煎文書^②」である。

これは、代々「長右衛門」を名乗り、下安江村の肝煎や組合頭を務めた家に伝わった文書群である。文書の総点数は22点であり、点数としては少量のため、大部分はある時期に散逸したと考えられる。

長右衛門家の由緒は不明な部分が多いが、三代はいわゆる「天保義民」のひとりであった（歴代当主は「表1」参照）。天保九年（一八三八）、組合頭であった三代長右衛門は石川・砺波両郡の肝煎などと共に、凶作を理由に秋縮御請を拒否し、奉行の見立てを強要した^③。藩側は、これを厳しく処罰し、入牢させるなどの処分を行い、長右衛

門は同年秋に獄中で死去している^④。また、五代長右衛門の嫡子にあたる安本常松は、大正時代に弓取村（明治二十二年に下安江村ほか数か村が合併）の村会議員、助役を経て、弓取村が大正十四年（一九二五）に金沢市に編入されるまで、その村長を務めた人物である。

次に長右衛門が居住した下安江村について説明していく。寛文十年（一六七〇）の下安江村村御印（No. 1、「図1」）によれば村高九三五石、免六ツ八歩であった。その後、検地引高や手上高により、高七九一石になっている。

同村は、現在の金沢市北安江町、北安江一ノ三丁目、広岡一丁目・同三丁目・堀川町・西念一丁目の範囲にあたる。浅野川の左岸、上安江村の北に位置した。もともとは広域の村であったが、近世初期に金沢城下が拡大したため西方に移転、縮小したという。「図2」は、安政期頃の金沢城下の絵図である。矢印部分が下安江村付近である。「図

2」の下安江村周辺は空白となっているが、周辺および城下の隅の武家地に隣接する部分も村域内であり、畑地などとして利用されていた。城下町に近いため、村地が御用地に召し上げられたり、相對請地になったりすることも多かった⁵⁾。以下、いくつかの項目に分けて本文書群の史料を紹介していく。

二 相對請地關係史料

本文書群には、寺院・武士などからの願いで下安江村の村地が相對請地化していることがわかる史料がある（No. 3・11・15・16・18）。ここでは、智覚寺と前田図書の相對請地の事例をみよう。

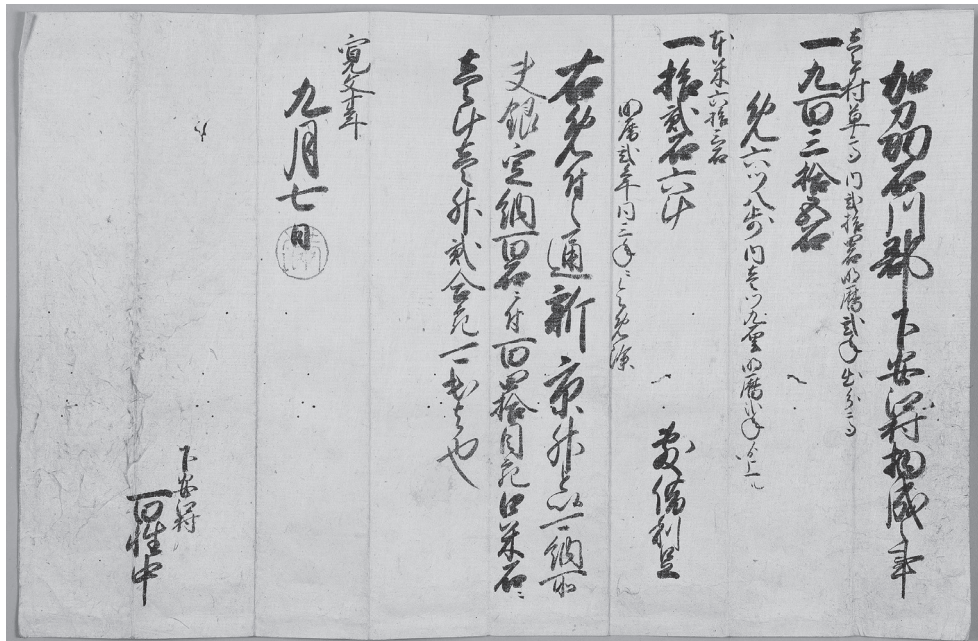
（1）智覚寺の相對請地

真宗大谷派智覚寺は、大永三年（一五二三）から河北郡本根布村（現、内灘町）にあったが、周辺の家数が減少し、同寺の経営にも影響したのであろうか、

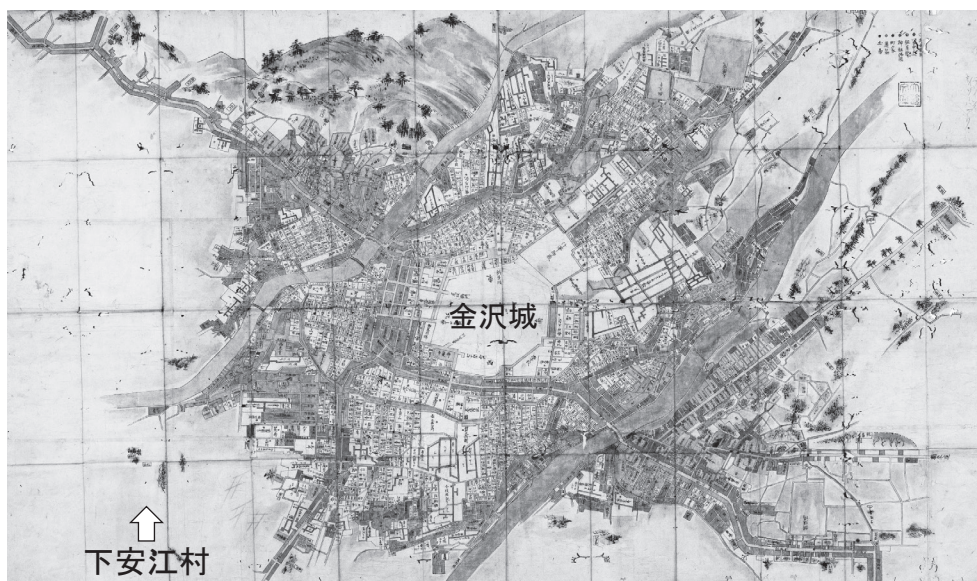
〔表1〕 安本家歴代当主の生没年

氏 名	生 年	没 年 月 日
初代長右衛門	不詳	天明 7 年(1787)1 月 4 日
二代長右衛門	不詳	寛政 8 年(1796)7 月 4 日
三代長右衛門	不詳	天保 9 年(1838)10 月 20 日
四代長右衛門	不詳	慶応 4 年(1868)6 月 2 日
五代(安本)長右衛門	安政 3 年(1856)	明治 41 年(1908)8 月 22 日
安本常松	明治 13 年(1880)	昭和 20 年(1945)11 月 21 日

註：生没年月日は、安本由香氏のご教示による。



〔図1〕 下安江村村御印（No. 1）



〔図2〕「安政頃金沢町絵図」(石川県立歴史博物館蔵)



〔図3〕「安政頃金沢町絵図」(一部拡大)

下安江村に百歩の請地を願った⁽⁶⁾。正徳四年（一七一四）四月、下安江村の百姓はこれに対し納得した旨を智覚寺に伝え、それをもって智覚寺は触頭である専光寺に請地願の件を寺社奉行に伝えるように願っている。その後、寺社奉行への報告、下安江村が属していた田井組（文政四年に「鞍月組」と改称）の裁許十村である上野村惣右衛門から算用場への報告を経て、改作奉行から請地の許可が出された。それが、No. 2 の史料である。

〔No. 2〕河北郡本根布村智覚寺屋敷替のため下安江村領畠請地の儀申

渡状

河北郡本根布村^(智)知覚寺屋敷替願之通被^(平出)仰付候旨、寺社奉行中

申来候条、下安江村領畠地百歩百姓相対を以請地仕候様百姓江可申渡候、勿論以後申分無之様念を入可申候、以上

（正徳四年）
午八月四日

佐藤仲左衛門（花押）

河合右平次（花押）

中村四兵衛（花押）

堀孫左衛門（花押）

今村源大夫（花押）

山東武左衛門（花押）

高畠権大夫（花押）

菊田逸角（花押）

大塚弥五大夫（花押）

この正徳四年八月の改作奉行九名からの書状をもって智覚寺の請地は許可されたのである。史料には宛名がないが、同史料については『改作所旧記』に写があり、それから宛名が十村の上野村惣右衛門であることがわかる。この後、惣右衛門から下安江村の役人に対し、請地の許可の件が伝えられたと考えられる。

〔図3〕の①が、下安江村移転後の智覚寺である。なお、同寺は現在金沢市新神田に移っている。

（2）前田図書の相対請地

藩士の相対請地の史料としては、No. 18 の土門覚右衛門の事例もあるが、ここでは七〇〇石で人持組に属した上級武士である前田図書の請地証文をみよう。前田図書は、〔図3〕の②部分に屋敷を構えており、下安江村と近い場所に居住していたことがわかる。

〔史料No. 16〕請地証文之事

請地証文之事

一、六百八拾九歩

石川郡

下安江村領

此地子米

四石八斗式升三合 但壹歩二付、七合宛

右当屋鋪請地之義御聞届二付、立会打立之上、右地面請取申処相違無之候、依而右地子米毎歳十一月金沢町蔵ニ而相渡可申処、如件

前田図書内

慶応二年正月

橋爪市右衛門（印）

野村五郎（印）

下安江村肝煎

同村 組合頭 中

前田図書の屋敷として六百八拾九歩（六八九坪）の村地を請地にしたことがわかる。請地にするかわりに、地子米として四石八斗貳升三合を毎年十一月に金沢の町蔵に収める必要があった。この請地については、事前に下安江村が属した鞍月組の裁許十村から問い合わせがあったようである。その問い合わせに対する回答が史料No.15である。

〔史料No.15〕前田図書請地方伺に付回答書

私共在所領之内玉井勘解由様御下屋敷後五百歩斗之处、今般前田図書様御請地之義御達御座候二付、於村方指支之筋も無之哉与御詮議之趣被仰渡被得其意候、百姓中江も申談候处、御地ニ相成候而茂指支之品無御座候間、地子米壹歩二付七合宛毎歳御渡被下様被仰上可被下候、右就御尋書附を以御答申上候、以上

（慶応元年）
丑十二月

石川郡下安江村肝煎

十左衛門

組合頭

長右衛門

同

吉右衛門

同

権四郎

田辺次郎吉殿

御扶持人衆中

裁許十村が下安江村の役人に対し、玉井勘解由（人持組士・五〇〇〇石）の屋敷（〔図3〕③）の後ろの村地を前田図書の請地とするこゝについて意見を聞き、村側が特に「指支之品」がない旨を伝えたことがわかる。差出人として名を連ねている組合頭の長右衛門が、安本家の先祖にあたる。

以上から、武士が村地の相對請地を願う際は、その村が属する組の裁許十村に話が伝わり、十村がその情報を村役人に伝え、村内での詮議・了解を経て、武士から村役人に対して相對請地の証文が出される、という流れであったと考えられる。

三 裁許十村と村役人の役務

(1) 田井組の裁許十村

下安江村は、石川郡の田井組に属しており、本文書群には田井組の裁許十村と村役人との役務上のやり取りが窺える史料が含まれている。田井組の裁許十村の変遷は「表2」を参照されたい。

No.5・6は、住吉神社の常番人設置に関わる史料であるが、奥書に署名している田井村次郎吉は、天明二年（一七八二）正月に相合谷村喜左衛門跡組の当分裁許を命じられた人物である。

その次に田井村の十村を命じられた相合谷村五郎左衛門は、在任期間が天明七年（一七八七）六月から享和三年（一八〇三）五月であり、No.7の養子願の出願先となっている。No.8の末三月付の文書についても、差出人に相合谷村五郎左衛門を含むため、在任期間中の寛政十一年（一七九九）のものと思われる。改作方に関わるものとして次節で紹介する。

さらに、No.13の江筋（用水）の普請に関する文書は、文政三年（一八二〇）四月～天保十年（一八三九）二月あるいは弘化元年（一八四四）七月～嘉永二年（一八四九）十一月に裁許十村を務めた田井（村）五兵衛によって出されたものであるが、後述するように浅野川洪水に関連する可能性がある。

(2) 改作方関係

肝煎文書として特徴的なのが、石川郡の改作方に関わる史料が含まれている点である。改作奉行から十村を通して村々に出されたNo.4「改作方縮に付申渡状」と、十村から肝煎ほか村役人に宛てられたNo.8「当秋稲茹附より人別改め米帳面に記すべき旨申渡状」がそれである。

No.4は、八つの条項から成る覚書で、①廻村の際の「御改作之御法」の嚴重申渡しについて、②「改作不情之者」の追放について、③鎌留のため収納を拒否する百姓について、④収納すべき米の密売の縮りについて、⑤検地や年季引免の村の選定について、⑥造用と称する出費について、⑦納米の不縮りに伴う請紙面の提出について、⑧御法度の土地の借貸の取締りについて定めている。同様の申八月付の文書とそれに対する元文五年（一七四〇）九月付の請書が砺波郡平村上松尾区（現、富山県南砺市）に残されており、『越中五箇山平村史』⁸⁾ですでに紹介されているため、ここでは翻刻は割愛する。本史料の特徴としては、下安江村の百姓三七名の御請印形が付されていることであり、元文年間段階の下安江村の主要な構成員を知る上でも重要である。

No.8は次に掲げるように、久安村の入百姓の把握に関する文書である。

〔No.8〕当秋稲茹附より人別改め米帳面に記すべき旨申渡状

今般詮儀之上其方中久安村加役肝煎申渡候間、久安村役人中申談相勤可申候、元来入百姓人之義者其処二馴不申者二候間、介抱を

[表2] 田井組（文政4年以降、鞍月組）の裁許十村の変遷（18世紀中頃～）

名前	在任期間	備考
福留村喜左衛門	明和3年(1766)7月～ 安永4年(1775)11月	明和3年7月より当分才許（後藤家文書「歴代書上」）。
相合谷村喜左衛門	安永4年(1775)11月～ 安永6年(1777)10月	安永4年11月6日より上野新村和兵衛組へ引越し、相谷村へ居住。安永6年10月、病死（林家文書「由緒」）。
瀨上村源五郎	安永6年(1777)10月～ 安永7年(1776)6月	安永6年10月より当分才許（後藤家文書「歴代書上」）。
野々市村少左衛門	安永7年(1778)6月～ 天明2年(1782)正月	安永7年6月より当分才許（後藤家文書「歴代書上」）。
田井村次郎吉	天明2年(1782)正月～ 天明7年(1787)6月	天明2年正月より相合谷村喜左衛門跡組当分才許（「田辺家由緒書」）。
相合谷村五郎左衛門	天明7年(1787)6月～ 享和3年(1803)5月	天明7年6月2日より相合谷村喜左衛門跡十村。享和3年5月、病死（林家文書「由緒」）。
田井村次郎吉	享和3年(1803)5月～ 享和3年12月	享和3年5月26日より相合谷村五郎左衛門跡組当分才許（「田辺家由緒書」）。
相合谷村喜兵衛	享和3年(1803)12月～ 文政2年(1819)3月	享和3年12月18日より相合谷村五郎左衛門跡十村。文政2年3月、河北郡へ引越（林家文書「由緒」）。
田井村次郎吉	文政2年(1819)3月～ 文政3年(1820)4月	文政2年3月19日、相合谷村喜兵衛元組当分才許（「田辺家年譜」）。
田井村五兵衛 ※文政5年4月、 次郎吉と改名	文政3年(1820)4月～ 天保10年(1839)2月	文政3年4月8日より相合谷村喜兵衛先組平十村役。文政4年(1821)7月より鞍月組（旧田井組）主付（「田辺家由緒書」）。
田井村次郎吉	天保10年(1839)12月～ 弘化元年(1844)6月	天保10年12月より鞍月組（旧田井組）才許。弘化元年6月20日、死去（「田辺家年譜」）。
瀬尾吉郎兵衛 朽木兵左衛門	弘化元年(1844)6月～ 弘化元年7月	弘化元年6月より当分才許（後藤家文書「歴代書上」）。
田井村五兵衛	弘化元年(1844)7月～ 嘉永2年(1849)11月	弘化元年7月より鞍月組才許。嘉永2年11月21日、死去（「田辺家年譜」）。
瀬尾吉郎兵衛	嘉永2年(1849)11月～ 嘉永3年(1850)正月	嘉永2年11月より当分才許（後藤家文書「歴代書上」）。
田井村吉他郎 ※嘉永5年10月、 次郎吉と改名	嘉永3年(1850)正月～ 明治3年(1870)9月	嘉永3年正月18日より鞍月組当分才許。嘉永3年7月より鞍月組才許。文久2年6月4日より瀨上村源五郎跡組、当分才許（「田辺家年譜」）。

出典：増泉村喜左衛門「先祖由緒并一類附書上申帳」（石川県立歴史博物館蔵・林家文書No.70）は、林家文書「由緒」、後藤家文書「昔年ヨリ文政四年迄石川郡十村歴代書上申帳」（石川県立歴史博物館蔵・後藤家文書No.80）は、後藤家文書「歴代書上」と略した。「田辺家由緒書」と「田辺家年譜」は、清水隆久『加賀藩十村役 田辺次郎吉一十村役の実像を求めて一』（加賀藩十村役 田辺次郎吉刊行会、1996年）を参照した。

以出作丈夫ニ才許可有之候、尤御縮之儀者其処役人より一統申渡答
ニ候得共、其条開作方へ抱り候義者地百姓・入百姓村方役人申談打込。万端取
捌可被致候、別而当秋稲刈附より在所不残百姓中手前人別相しら
へ出来米帳面ニ記置、四五日二一偏宛步入相改、此方共へ可被申
聞候、全ク皆済ニ至候迄諸事綿密ニ可被致勢子、猶更時々勤方之
儀可申談候、以上

(寛政十一年)
末

三月

内嶋村

孫作 (印)

田井村

次郎吉 (印)

田中村

三右衛門 (印)

福留村

六郎右衛門 (印)

相合谷村

五郎左衛門 (印)

野々市村

孫丞 (印)

割出村肝煎

長左衛門殿

下安江村組合頭

与三兵衛殿

久安村肝煎

八郎右衛門殿

発給者は、砺波郡無組御扶持人十村の内嶋村孫作および石川郡の各組の十村である。宛名の三名については、本文中に「久安村加役肝煎申渡」とあるが、加役肝煎とは、各組で功績のあつた肝煎が臨時で他村の村役人を担うことをいう⁽⁹⁾。本史料から、下安江村の組合頭与三兵衛が久安村の役職を担っていたことが分かる。

改作方との関係をもう少し掘り下げてみる。本史料は、「開作方」に関わることで、入百姓による出作（他村へ出かけて耕作すること）を推奨しており、その代わりに人別の把握を徹底するよう求めている。その後、藩主前田斉広が進め、内嶋村孫作が御用主附を務めた改作方復古においても、こうした入百姓による耕作は推奨された。文化八年（一八一二）三月に改作奉行によって出された「郡方御触」には、「作人不足之処は如昔入百姓に而茂為致候与歟、品々詮議之次第可有之⁽¹⁰⁾」とあり、入百姓の促進は耕作人が不足した際に行われる方策として認識されていた。

(3) 村内における普請への対応

用水や堤防などの普請は、周辺の村々の利便性の向上や水害対策に

つながる。それは、ひいては安定的な年貢徴収という裁許十村と村役人の役務に関わる。次に掲げるのは「水吐江筋」(排水路)の付け替えに関する書状である。

〔No.13〕智覚寺前々下安江村領へ江筋附替に付書状

智覚寺前々其村領江水吐江筋附替之場所、先達而御詮義ニ付村方
 答書附御達申置候所、今度右附替之義御聞届ニ付、明廿五日朝
 五半時過方御普請会所御屋敷方御役人出役、右溝歩御打渡被成候
 旨被仰渡候、依而明日右刻限其元中場所江罷出、江筋附申ヶ所等
 指図いたし間違無之様相心得可被申候、猶更右ニ付相分兼申義も
 有之候ハ、今日夕方手代与三兵衛方へ罷越可被申候、以上

九月廿四日

田井五兵衛

下安江村

組合頭中

智覚寺前から下安江村までの「水吐江筋」を普請するにあたって、翌九月二十五日に行う溝の仕様の確認への立ち合いを組合頭に求めたものである。智覚寺が下安江村に移転した正徳年間以降の文書と推定されるが、差出人の田井(村)五兵衛がそれ以降に十村を務めたのは、文政三年(一八二〇)〜文政五年(同年に次郎吉に改名)、弘化元年(一八四四)〜嘉永二年(一八四九)である。

排水路の普請が行われる背景としては、単に生活の便を向上させる

目的のほか、水害への対策という意味合いもあったと考えられる。下安江村が隣接する金沢城下の主要部は、犀川・浅野川に挟まれているため水害とも隣り合わせだった。文政三年に、田井村五兵衛が裁許十村としての政務を記した「日記万覚留」には、「浅の川筋・才川筋、五月廿六日・六月九日右両度洪水ニ付流出仕候、川除普請図リ帳定検地所へ上ル^⑪」(七月十日条)とあり、同年に発生した二度の洪水への対応として、「川除普請」(河川の改修工事)が行われたことがわかる^⑫。文政三年の洪水の後も、文政八年や弘化二年(一八四五)にも浅野川が氾濫しており^⑬、城下町周辺の村々は度々水害に悩まされていた。水捌けを良くするための排水路の整備は、そうした水害への対策として、裁許十村や村役人にとって重要な課題として認識されていたであろう。

四 おわりに

以上のように、下安江村肝煎文書は、主に村役人の政務に関わる書類としての性格を有する地方文書である。当館が所蔵する地方文書としては、石川郡押野村の十村後藤家や河北郡白尾村の十村岩佐家をはじめとする十村文書^⑭が中核を成し、各地域における広域的な動向を押さえる上で有用な文書群となっている。加えて、鳳至郡長沢村の肝煎谷内家の伝来文書や、石川郡示野村の肝煎文書がまとまった点数をもつ文書であり^⑮、各村の具体的な様相を知ることができる。

今回紹介した下安江村肝煎文書もまた、当該地域の歴史を理解する上で貴重であり、城下町周辺の相對請地の展開や、十村と肝煎の役務など、金沢城下やその周辺村落にも関わる論点を提供してくれるものである。本目録の紹介が、金沢城下近隣の村落研究の進展の一助となれば幸いである。

〔付記〕解説の執筆にあたり、安本由香氏に格別のご高配を賜りました。また、資料整理の過程で、令和六年度博物館実習生の方々にご協力いただきました。記して厚く御礼申し上げます。

註

- (1) 資料の内訳は、『石川れきはく』第九十号（石川県立歴史博物館、二〇〇九年）の「平成20年度収蔵資料一覧」を参照されたい。
- (2) 当館の登録名は「下安江村古文書」であるが、ここではより内容に則した「下安江村肝煎文書」とする。
- (3) 『金沢市史』通史編2近世（金沢市、二〇〇五年）六六三頁。
- (4) 大場芳朗『天保義民と加賀藩の農政』（天保義民顕彰保存会、一九六六年）八八頁。
- (5) 以上、下安江村の説明は『石川県の地名』（平凡社、一九九一年）による。
- (6) 『改作所旧記』巻十五『改作所旧記』下編復刻、石川県図書館協会、一九七〇年、一三二頁。
- (7) 天保十年に増泉村喜左衛門（相合谷村の十村林喜兵衛の甥）が提出した「先祖由緒并一類附書上申帳」（石川県立歴史博物館蔵・林家文書No.70。番号は『館蔵地方文書目録』による）によれば、林五郎左衛門は、天明七年六月二日に相合谷村喜左衛門跡十村役を仰せ付けられ、享和二年十

月より石川郡内検地并歩荷御用主附などを務め、同三年五月に病死した。『越中五箇山平村史 下巻』（平村、一九八三年）六六八～六六九頁。

- (8) 『河合録』三之巻（藩法集研究会編『藩法集6 続金沢藩』創文社、一九六六年）八五四頁。

- (10) 『加賀藩史料』第十二編（石黒文吉、一九三九年）六一～六二頁。

- (11) 清水隆久『加賀藩十村役 田辺次郎吉—十村役の実像を求めて—』（加賀藩十村役 田辺次郎吉刊行会、一九九六年）四二六頁。

- (12) この時の洪水について、森田平次が著わした『金沢古蹟志』の「智覚寺水災」の項『金沢古蹟志』第十一編（金沢文化協会、一九三四年）所収巻廿八、五七頁）では、

此の寺地は、西堀川町の末、金沢北の街尾にて、浅野川の辺りなるにより、正徳四年移転後、水難の事度々なり。中にも文政の洪水に浅野川の小橋流れ来りて、此の寺内へかかりける事、于今人口に膾炙す。綿津屋政右衛門自記に云ふ。文政三年犀川・浅野川洪水にて、大橋流れゆき、堀川の末一向宗智覚寺の御堂へはせこみ、見物人多し

- (13) 石川県・金沢地方気象台編『石川県災異誌』（財団法人日本気象協会金沢支部、一九七一年）の「石川県の気象災害年表」による。

- (14) 各文書群の概要は、『石川県立郷土資料館紀要第一号 後藤家文書目録』（石川県立郷土資料館、一九七〇年）、『石川県立郷土資料館紀要第二号 岩佐家文書目録・珠洲市の農具』（石川県立郷土資料館、一九七一年）、『十村新田家文書目録』（石川県立歴史博物館、一九九二年）を参照。

- (15) 『館蔵地方文書目録』（石川県立歴史博物館、二〇〇〇年）では、谷内家文書・示野村文書をはじめ、九件の地方文書を収録している。併せて参照されたい。

下安江村肝煎文書目録

(凡例)

- ・ 本目録は、「下安江村古文書」(資料番号2-18-2-2348)を収録したものである。
- ・ 目録の記載順は、整理番号、表題、年月日、差出、宛名、形態、点数、備考とした。
- ・ 原則として、年代順に配列した。整理番号は保管上の収架番号ともなっているので、閲覧を希望される場合は番号を明示されたい。
- ・ 表題は原題を活かしつつ、無表題のものは仮題を付し、意味の通じやすいよう文言を補ったものもあるが特に記号は付けなかった。
- ・ 虫損により判読不能な箇所は□で表した。

下安江村肝煎文書目録

No.	表題	年月日	差出	宛名	形態	点数	備考
1	下安江村村御印	寛文10年9月7日	印「満」(前田利常)	下安江村百姓中	堅紙	1	柱書「加州石川郡下安江村物成之事」
2	河北郡本根布村知覚寺 屋敷替のため下安江村 領畠地請地の儀申渡状	午(正徳4年) 8月4日	佐藤仲左衛門(花押) 河合右平次(花押) 中村四兵衛(花押) 堀孫左衛門(花押) 今村源大夫(花押) 山東武左衛門(花押) 高島権大夫(花押) 菊田逸角(花押) 大塚弥五大夫(花押)		切続紙	1	
3	智覚寺請地証文	享保16年8月1日	石川郡下安江村 智覚寺(印)	下安江村肝煎 与右衛門・同村組頭 権右衛門・同 六郎兵衛・同市郎右衛門	切紙	1	正徳4年の100歩に加え、享保16年に80歩請地か

No.	表題	年月日	差出	宛名	形態	点数	備考
4	改作方縮に付申渡状	申 (元文5年) 8月	大塚弥五 太夫印 栗田源右衛門印 不破門左衛門印 丹羽伊太夫印 横山三郎兵衛印 小谷兵左衛門印 熊谷四郎兵衛印 行山伝左衛門印 芝山三郎左衛門印	諸郡御扶持人・平十村 中	切続紙	1	(奥書) 下安江村百姓 四郎右衛門 (印) ・同仁兵衛 (印) ・同仁左衛門 (印) ・同吉兵衛 (印) ・同長左衛門・同次兵衛 (印) ・同七郎右衛門 (印) ・同長三郎 (印) ・同市十郎 (印) ・同治兵衛 (印) ・同徳右衛門 (印) ・同彦右衛門 (印) ・同八兵衛 (印) ・同太兵衛 (印) ・同助右衛門 (印) ・同権兵衛 (印) ・同又兵衛 (印) ・同藤右衛門 (印) ・同安右衛門 (印) ・同七右衛門 (印) ・同三郎兵衛 (印) ・同七兵衛 (印) ・同善左衛門 (印) ・同藤左衛門・同利右衛門 (印) ・同次右衛門 (印) ・同三右衛門 (印) ・同五右衛門 (印) ・同源右衛門 (印) ・同六兵衛 (印) ・同太郎右衛門 (印) ・同次郎右衛門 (印) ・同六右衛門 (印) ・同佐次兵衛 (印) ・同少兵衛 (印) ・同市郎右衛門 (印) ・同惣兵衛 (印) → 下安江村肝煎 孫兵衛・与合頭与三兵衛門・同権右衛門・同六郎兵衛
5	住吉宮常番人設置願に付書状	寅 (天明2年) 6月	下安江村肝煎六郎右衛門・組合頭与三兵衛・同仁兵衛・同仁左衛門	田井村次郎吉	切続紙	1	(奥書) 相合谷村喜左衛門跡組才許田井村次郎吉 → 近土斎宮機尾左膳
6	住吉宮常番人指置願に付縮方申渡状 (前欠)	壬寅 (天明2年) 12月	加州 御郡奉行 (印) 改作奉行 (印)		切紙	1	
7	養子願状	寛政9年6月	石川郡下安江村百姓吉右衛門 (印)	相合谷村五郎左衛門	切紙	1	(奥書) 同村肝煎六郎右衛門 (印) (裏書) 相合谷村五郎左衛門 (印) ・鵜川村政右衛門 (印)

8	当秋稲刈附より人別改め米帳面に記すべき旨申渡状	未 (寛政11年) 3月	内嶋村孫作 (印) ・ 田井村次郎吉 (印) ・ 田中村三右衛門 (印) ・ 福留村六郎右衛門 (印) ・ 相合谷村五郎左衛門 (印) ・ 野々市村孫丞 (印)	割出村肝煎 長左衛門 ・ 下安江村組合頭 与三兵衛 ・ 久安村肝煎 八郎右衛門	切続紙	1	相合谷村五郎左衛門の十村としての同村での在任期間は、天明7年6月～享和3年5月
9	養子願状	文化9年8月	上田村百姓 庄三郎 (印) ・ 下安江村頭振彦右衛門 (印)	鵜川元組御裁許 本江村宗助 ・ 相合谷村兵衛	切続紙	1	(奥書) 上田村肝煎 嘉左衛門 (印) ・ 下安江村肝煎 六郎兵衛 (印) (裏書) 鵜川元組才許 本江村宗助 (印) ・ 相合谷村喜兵衛 (印)
10	与三左衛門養子願承に付申上状	文化9年8月	下安江村組合頭五人組 与三兵衛 (印) ・ 同村五人組 七郎右衛門 (印) ・ 同村同 又右衛門 (印) ・ 同村一家源右衛門 (印)	同村肝煎六郎兵衛 同村組合頭長右衛門	切紙	1	
11	請地証文	文政5年2月	七ツ屋主 ^(カ) 屋吉郎兵衛 (印)	下安江村肝煎 長右衛門 ・ 組合頭 与三兵衛 ・ 内 吉右衛門 ・ 十右衛門	切続紙	1	(奥書) 新保屋与三兵衛 (印) ・ 組小者庄助 (印) ・ 安口や八口衛門 (印) ・ 大川や庄助 (印) ・ 越中や徳次郎 (印) ・ 磯部や市左衛門 (印) ・ 越中や三六 (印)
12	所持高家貳護状	文政11年6月	下安江村百姓 藤右衛門 ・ 兄藤兵衛 ・ 二男次右衛門 ・ 三男理左衛門 ・ 本家人兵衛 ・ 一類源右衛門 ・ 五人組善兵衛 ・ 同孫助 ・ 同四郎右衛門		切続紙	1	(奥書) 下安江村肝煎長右衛門 ・ 組合頭与三兵衛 ・ 同十兵衛 ・ 同吉右衛門
13	智覚寺前々下安江村領へ江筋附替に付書状	(文政～嘉永期) 9月24日	田井五兵衛	下安江村組合頭中	切続紙	1	田井村五兵衛が十村の期間は文政3年4月～文政5年4月および弘化元年7月～嘉永2年11月

No.	表題	年月日	差出	宛名	形態	点数	備考
14	冥加銀指上に付証書	安政3年正月29日	金沢御坊役所 (印)	下安江村長右衛門	切紙	1	
15	前田図書請地方向に付 回答書	丑 (慶応元年) 12月	石川郡下安江村肝煎 十右衛門・組合頭 長 右衛門・同吉左衛門・ 同権四郎	田辺次郎吉・御扶持人 衆中	切紙	1	
16	請地証文之事	慶応2年正月	前田図書内 橋爪市右 衛門 (印)・野村五郎 (印)	下安江村肝煎・同村組 合頭中	切紙	1	
17	鞍月組下安江村領之内 土門覚右衛門殿江相对 御地打立帳	慶応4年閏4月	石川郡		横半帳 (墨付2丁)	1	「土門覚右衛門江相对御地打立帳并絵図入」と記 載の包紙あり
18	請地証文	慶応4年閏4月	土門覚右衛門 (印)	下安江村肝煎中・組合 頭中	切紙	1	下安江村領字東ノ畑貳百拾四歩四分七厘
19	鷹狩禁止日案内状	2月	清水平八	中石川惣肝煎中	切紙	1	清水平八(土鷹匠
20	家作新建願状	明治6年3月	第十三区七つ屋三番組 越村伊助 (印)	惣代 西野十右衛門 助役 安田八兵衛・澤 田二平	切純紙	1	(奥書) 月番 玉井吉郎兵衛 (印)・新村伝右衛 門 (印) (奥書) 村役人 西野十右衛門 (印)・安田八兵 衛 (印)・澤田二平 (印)
21	土蔵建築二付諸費記帳 (断簡)	明治34年2月	安本長右衛門		切紙	1	表紙のみ
22	家賃受領状	明治40年1月9日	兼杉外次郎 (印)	安田幸次郎	切紙	1	

加賀藩江戸本郷邸の樋箱

林 亮 太

はじめに

近世初期の加賀藩の江戸上屋敷は、江戸城に近い辰口（現在の千代田区大手町）にあったが、明暦の大火で焼失したため筋違橋外（現在の千代田区外神田）に移った。その後、再び天和二年（一六八二）の大火により焼失し、翌年にはそれまで下屋敷であった本郷邸（現在の文京区本郷）が上屋敷となり、以降、その状態が続いた^①。

敷地面積約八万八千坪という広大な土地にあった本郷邸は、御殿空間・詰人空間から構成されていた。御殿空間は壁で囲われており、当然、屋敷廻りも壁で囲われていたので、外部からみれば二重の壁で隔てられていたことになる。御殿のなかには、家臣が日々役務のために詰めていた諸部屋などがあった表御殿、藩主やその家族、女中が生活した奥御殿（広式）に大きく分れる。詰人空間には、家臣が居住した長屋や各役所などがあった^②。当然のことだが、本郷邸の空間構造は

その時期により変化した。たとえば、將軍家斉の娘溶姫が一三代前田斉泰の正室として輿入れした際には、表御殿の隣に溶姫の生活空間である「御住居^{おすまい}」が造られている。

さて、今回紹介する史料は、主にこの本郷邸内で藩主や溶姫などが使用した樋箱の図面である。江戸城内で使用された樋箱については、それを描いた史料や解説した研究があるが^③、加賀藩関係の樋箱の史料は、これまで確認されていないため、以下で内容を紹介し、史料画像・翻刻を掲載する。同史料には樋箱の図面のほか、「御拝所」「炉縁」の図面も描かれているので、それらについてもあわせて簡単に紹介する。なお、史料の表題は、ここでは仮に「加賀藩江戸本郷邸樋箱等図面帳」と呼ぶこととする。

一 「加賀藩江戸本郷邸樋箱等図面帳」の概要

「加賀藩江戸本郷邸樋箱等図面帳」の形態は袋綴、法量は縦二七・七cm×横二〇・二cm、墨付は六丁である。この史料は、金沢市の杉谷和子氏が所有する史料群のうちの一つである。杉谷氏の先祖は大工であり、大正時代の当主杉谷助八は棟梁として、金沢市高岡町にあった横山章（旧加賀藩年寄横山家の分家で政治家・実業家）邸の「新御殿」の建築に関わったという⁽⁴⁾。近世段階における当主の経歴は不明だが、金沢城の櫓図や寺社関係の指図などの図面類が含まれる史料群から考えると、大工であった可能性が高い。

史料に描かれている図は、表1のとおりである。まず史料の内容年代を考えてみたい。その際、史料中の用語として注目されるのが樋箱が置かれていた「御住居」という場所、樋箱の使用者などとして名がみられる「真龍院」という人物である。

まず御住居から説明する。御住居とは、先述したように溶姫の輿入れにあたり造られた御殿を指す。これは、將軍の姫君を正室に迎えた際に、門や玄関が独立した住居を新たに建築する慣例にならい造られたものである。溶姫は、文化一〇年（一八一三）四月に「溶姫君様」と称することが定められた。文政六年（一八二三）四月に斉泰と婚約し、同八年七月から御住居の造営が始まった。そして、同一〇年一月に御住居へ引移り、婚礼がおこなわれた⁽⁵⁾。御住居は、その後「御守殿」と呼称されるようになった。「御守殿」とは、一般的に官位

表1 史料の内容

1丁表	御拝所の書院図
1丁裏	御拝所書院の仕様書
2丁表	藩主御寝所の閑所にあった小用樋箱
2丁裏	真龍院溜入隅にあった藩主用の小用樋箱
3丁表	御対面所・御寝所・御納戸・御休息之間・御小座敷・御亭仮御閑所・御物見などにあった溶姫用の樋箱
3丁裏	溶姫用樋箱の金具など（3丁表の詳しい仕様）
4丁表	御住居御寝所・真龍院溜・御亭仮御閑所などにあった藩主用の樋箱
4丁裏	真龍院溜・御物見などにあった真龍院用の樋箱
5丁表	御通抜時に御馬見所・御亭に置かれた將軍用の樋箱
5丁裏	御通抜時に御馬見所・御亭・御小座敷などに置かれた將軍用の小用樋箱
6丁表	梅之間・御輿廊下閑所の樋箱
6丁裏	御座之間・御寝所・御休息之間・御小座敷などの炉縁 真龍院溜・松之間などの炉縁 御化粧之間の炉縁

が三位より上の人物の夫人、その住居を指した。斉泰は輿入れ時、三位に達していなかったが、その後、従三位権中納言に叙任したため⁽⁶⁾、溶姫からの働きかけによって安政三年（一八五六）二月に「御守殿」への改称が許可された⁽⁷⁾。

次に真龍院とその居所について説明する。真龍院は、関白鷹司政熙

の娘で、はじめ夙姫（のちに隆子）といった。一二代前田斉広の正室となったが、斉広が文政七年七月に死去したことで、翌月から真龍院と称した。その後、御住居の造営に伴い、同九年、本宅広式に住んでいた真龍院を本宅居間に一時転居させて、本宅広式分の改築がおこなわれた⁽⁸⁾。同一〇年十一月、溶姫が引移り、天保三年（一八三二）二月には真龍院が本郷から駒込の中屋敷に移った。その後、同九年八月に真龍院は江戸を發して金沢に向い、金沢城の金谷御屋敷（同月、「金谷御殿」に改称）に入り、生活した⁽⁹⁾。真龍院関係の樋箱の図面については、本郷邸以外で使用したものであるという考え方もできるが、史料全体の内容から推測すると本郷邸で使用したものである可能性が高い。

以上の説明から史料の内容年代は、溶姫が御住居で生活し始めた文政一〇年十一月から、真龍院が中屋敷に移った天保三年二月までのものではないかと考えられる。史料所蔵者である杉谷氏の近世後期頃の当主助八の活動内容は不明であり、史料に描かれている樋箱の製作に助八が関与したのか、あるいは図面を写しただけであるかは現段階では判然としない。

二 史料の内容

史料の内容を順に確認しよう。史料には、御住居の諸部屋などの名称が多く出てくるので、場所が判明したものはその場所名の後ろに図

1内の番号を付けた。

・御拝所

一丁表には、徳川家先祖の霊を祀る場所である御拝所⁽¹⁰⁾（図1①）の図面が描かれている。書院を描いたものであろう。御拝所は御住居の奥にあり、その周辺は溶姫の居住空間にあたる。図1には「御拝所」と書かれていないが、別の絵図には同じ場所に「御拝所」と書かれている（図2）。一丁裏には、この書院の部材に関する詳細な寸法・仕様の記述がある。柱の太さ、鴨居の厚さなどの寸法のほかに、欄間に関する仕様が書かれている。

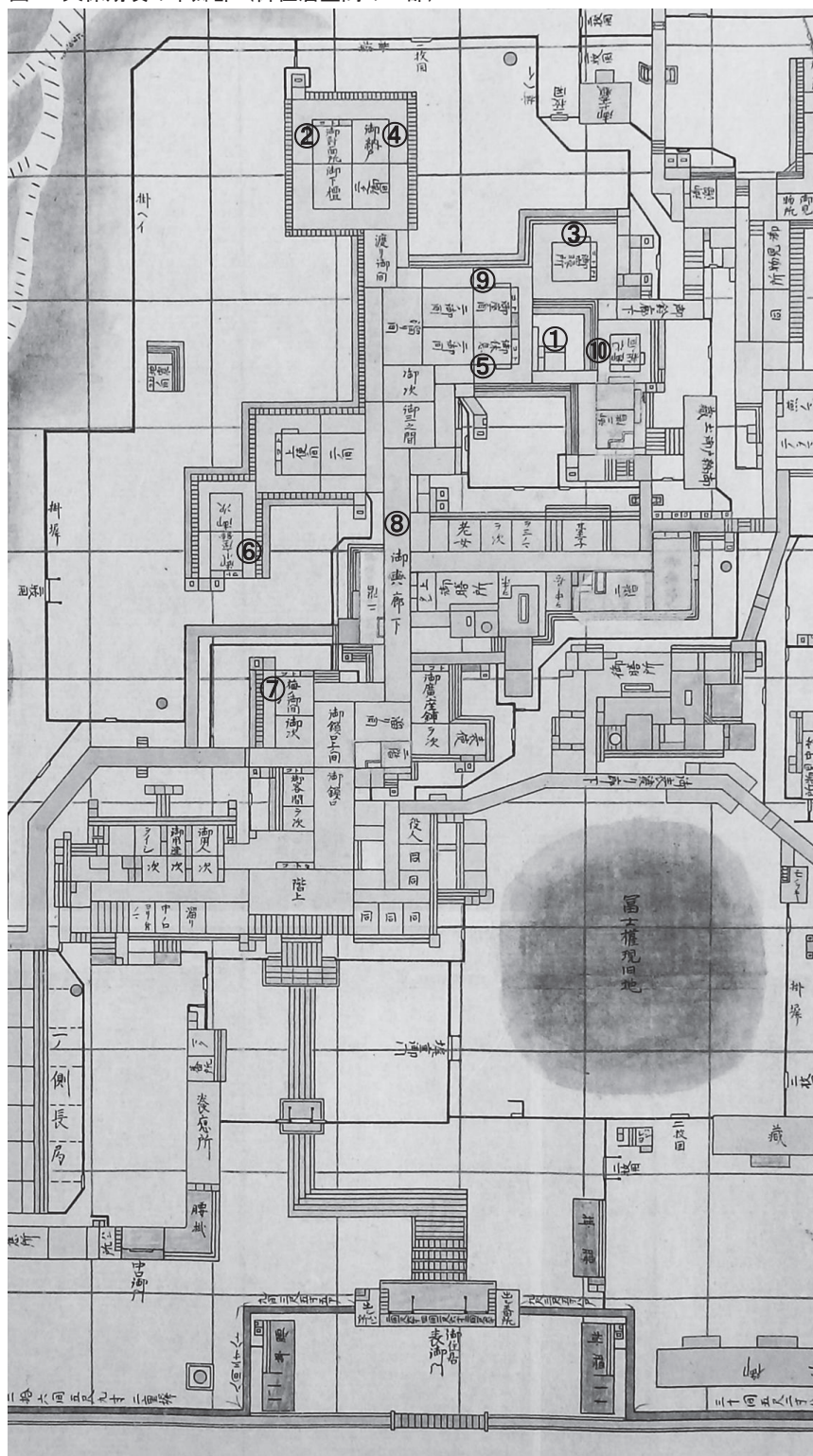
・樋箱

二丁表から六丁表は、樋箱が描かれている。

二丁表には、藩主御寢所の閑所にあつた小用樋箱が描かれている。すべて杉柁で作られていた。「小用所」とあるので、藩主が使用した小用便器であることがわかる。先述した史料の内容年代が正しければ、当時の藩主は斉泰である。樋箱本体の図面の下には、「フミ板」の図面があるが、これは樋箱のなかに勾配を付けて設置した板であろう。

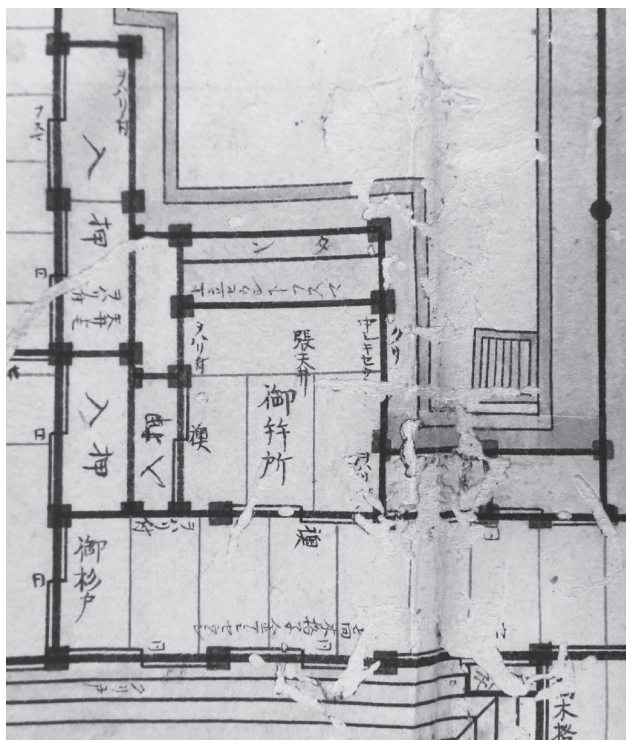
二丁裏には、真龍院溜⁽¹¹⁾の入隅にあつた藩主用の小用樋箱が描かれている。すべて杉柁で作られていた。左側には、「御力子コホシフタ」が描かれており、蓋付きであることがわかる。この蓋も樋箱と同じように杉柁で作られていた。また、「フミ板」も描かれており、樋

図1 天保期頃の本郷邸（御住居空間の一部）



(註) 金沢市立玉川図書館近世史料館蔵清水文庫「江戸御上屋敷惣御絵図」を一部拡大、加筆した。

図2 御拝所図



(註) 金沢市立玉川図書館近世史料館蔵加越能文庫「江戸屋敷総図」(⑥御住居御奥廻)を一部拡大。

箱のなかに勾配を付けて板が設置されていたことがうかがえる。

三丁表には、御対面所(図1②)・御寝所(図1③)・御納戸(図1④)・御休息之間(図1⑤)・御小座敷(図1⑥)・庭園(育徳園)内の御亭仮御閑所・御物見などにあつた溶姫用の樋箱が描かれている。樋箱には、蓋や引き出しが付いていた。また、樋箱は「何茂真溜塗くり色内外共」とあるように栗色の漆塗で、金具は金属を黒く染めた「煮黒目」⁽¹²⁾であつた。三丁裏には、この樋箱の引き出しに付いていた金具や蓋の把手の拡大図が描かれている。

四丁表には、御住居御寝所・真龍院溜・御亭仮御閑所などにあつた藩主用の樋箱が描かれている。杉柵で作られたものであり、蓋があることがわかる。この樋箱は、四丁裏に描かれている真龍院溜・御物見などにあつた真龍院用の樋箱と同じタイプである。杉柵で作られており、蓋の形も四丁表の藩主用のものと同じである。

五丁表・裏には、御通抜に関わる樋箱が描かれている。御通抜とは、将軍が御住居(御守殿)を訪れることをいう。溶姫の御住居には、家斉が文政十一年(一八二八)三月に、家慶が嘉永三年(一八五〇)三月に御通抜をおこなっている⁽¹³⁾。史料の内容年代から考えると、この御通抜は家斉の時のものであろう。

五丁表には、御通抜時に御馬見所・御亭に置かれた樋箱が描かれている。「仕様姫君様同断金具共」とあり、三丁表の溶姫用の樋箱と基本的に同じ仕様であつたことがわかる。引き出しが付いている点、蓋の形なども同じである。ただ、「杉正ニ而出来木地」⁽¹⁴⁾とあることから、

漆塗ではない点は溶姫用の樋箱と異なる。御通抜は一時的なもののため、漆を塗らなかつたのではないだろうか。この樋箱の説明には、ほかの箇所で見られる「殿様御用」「姫君様」などの使用者に関する文言がない。御通抜時に樋箱が特別に用意される程の人物は、將軍しかないだろう。この樋箱は、將軍家斉が使用することを念頭に作られたものと考えられる。五丁裏の樋箱も同様である。「御通抜御用御小用樋、御馬見所・御亭・御小座敷等」とあり、藩主用（二丁表・裏）のものとは異なる小用樋箱が描かれている。すべて杉柁で作られ、引き出しが付いていた。また、樋箱のなかには「フミ板」が設置されていた。

御通抜当日は、御住居の梅之間（図1⑦）に雪舟の掛軸、庭園横の馬場に隣接した御馬見所に海北友雪の掛軸、銀製の鶴の置物などが飾られた¹⁴。將軍家斉の目に触れるところは、このように飾り付けがおこなわれ、また樋箱も用意されていたのではないだろうか。

六丁表には、樋箱に「梅之御間樋」、上部に「御輿廊下閑所」と書かれており、御住居の梅之間（図1⑦）と御輿廊下（図1⑧）付近にあった閑所の樋箱であることがわかる。すべて杉柁で作られていた。形は、四丁表・裏に描かれている藩主用・真龍院用の樋箱と同じである。この樋箱には、使用者に関する説明はなく、使用者は判然としない。

・炉縁

六丁裏には、御住居の御座之間（図1⑨）・御寝所（図1③）・御休息之間（図1⑤）・御小座敷（図1⑥）など、真龍院溜・松之間など、御化粧之間（図1⑩）で使用された三種類の炉縁が描かれている。各寸法は、二尺七寸五分（約八三cm）×二尺五分（約六二cm）×高さ二寸一分（約六cm）、一尺七寸五分（約五三cm）四方×高さ二寸（約六cm）、二尺五分（約六二cm）四方×高さ二寸（約六cm）であり、それぞれ異なるが、すべて桐で作られていた点は共通している。

おわりに

「加賀藩江戸本郷邸樋箱等図面帳」に描かれているほとんどの樋箱は、杉柁で作られており、木目を気にして製作されていたことがうかがえる。江戸城内で使用された樋箱も見栄えを気にしており、たとえば萩之廊下の御用場¹⁵樋箱は檜製で飾がないもので作られていた¹⁶。また、溶姫用（三丁表）として作られた樋箱は、漆塗で付属の金具も黒く染められており、蓋の形も藩主用・真龍院用の樋箱とは異なる特別な仕様であった。江戸城本丸御殿の大奥御座之間で將軍が使用した樋箱の図面にも、「ため塗」（溜塗）¹⁷と書かれているので、漆塗されたものであったことがわかる¹⁸。漆塗の樋箱は、高貴な身分の者が使用するもので、使う側の身分により樋箱の仕様が異なっていたことがうかがえる。

今回紹介した樋箱は、どのように使用・管理されていたのだろうか。これらについては、文献史料から関連の記述をみつけるしかない。今後の課題としたい。

註

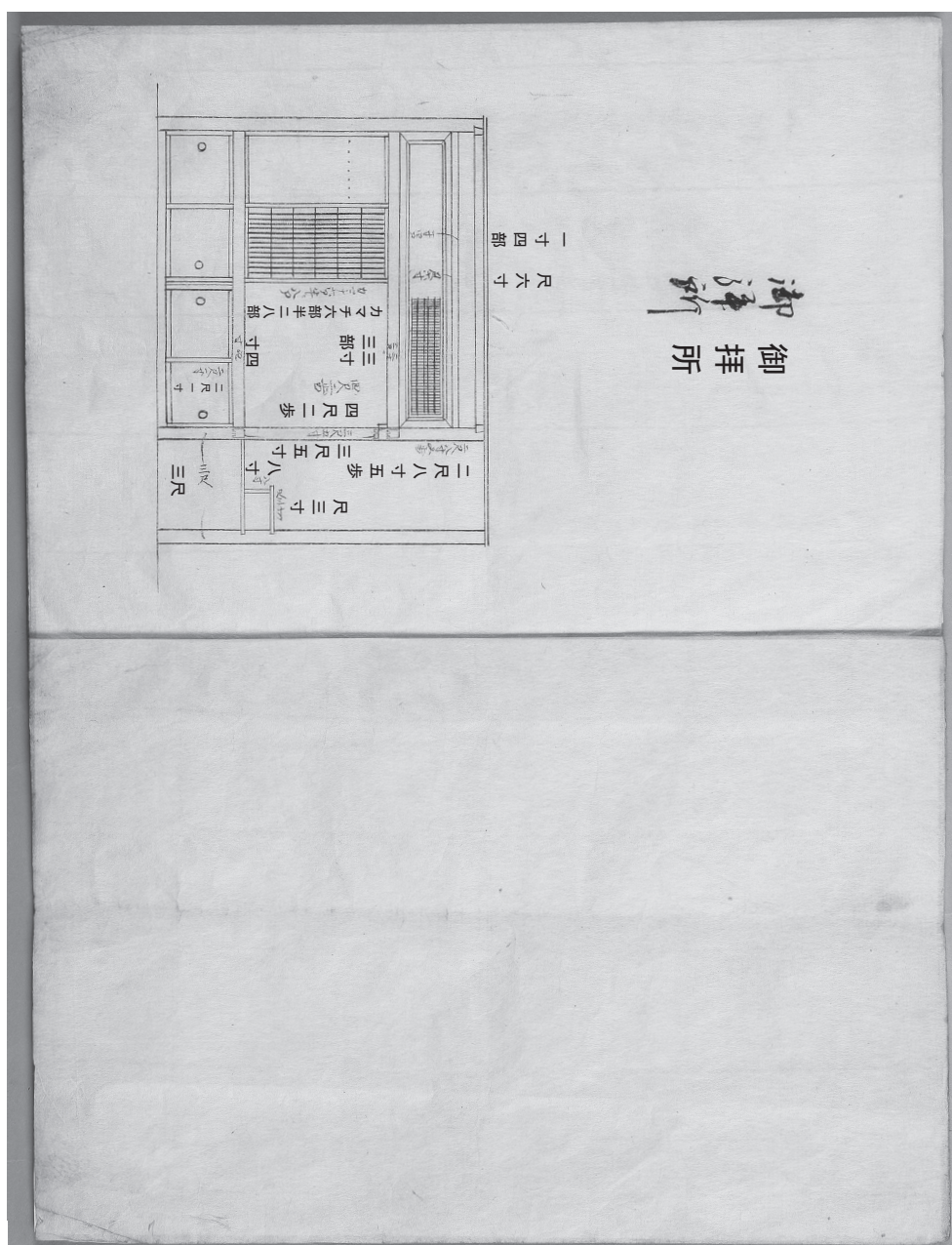
- (1) 以上、宮崎勝美『大名屋敷と江戸遺跡』（山川出版社、二〇〇八年）、八・八一頁。
- (2) 以上、吉田伸之『巨大城下町江戸の分節構造』（山川出版社、二〇〇〇年）、五・六頁。
- (3) たとえば、東京都立中央図書館蔵木子文庫「江戸城本丸大奥小用箱等図」には大奥御座之間の樋箱・小用樋箱の図、同館蔵東京詰料「御本丸萩之御廊下并御用場諸絵図」の(5)「萩之御廊下御用場御小用箱絵図」、(6)「萩之御廊下御用場御樋箱絵図」には萩之廊下の御用場樋箱・小用樋箱の図が描かれている。また、研究としては服部佐智子・篠野志郎「享保期から万延期に至る江戸城本丸御殿大奥御殿向内の御用場からみた将軍家における生活空間の変容」『日本建築学会計画系論文集』七五(六五三)、二〇一〇年のほか、氏家幹人「弘化四年『言贈帳』について」『北の丸』四九、二〇一七年)にも江戸城内の御用場・樋箱の記述がある。
- (4) 中村昌生「旧・新家別邸(2)」『和風建築』一五、建築資料研究社、一九八三年、一六二頁。この「新御殿」は、石川県加賀市山中温泉下谷町に移築され、「無限庵」という名で現存している。
- (5) 以上、小松愛子「溶姫の引移り婚」(堀内秀樹・西秋良宏編『赤門―溶姫御殿から東京大学へ』東京大学総合研究博物館、二〇一七年)、七三・七四・七九頁。
- (6) 前掲註(1) 宮崎勝美『大名屋敷と江戸遺跡』、一四頁。
- (7) 前掲註(5) 小松愛子「溶姫の引移り婚」、七六頁。
- (8) 同右、七九頁。

- (9) 以上、『加賀藩史料』一四(清文堂出版、一九七〇年)、天保三年二月二八日条・同九年八月二二日条。
- (10) 烟尚子「加賀藩邸内の徳川將軍家」(前掲註(5)『赤門―溶姫御殿から東京大学へ』、四八頁)。
- (11) 真龍院溜は、溶姫の御寝所(図1③)と御化粧之間(図1⑩)の間から延びる御鈴廊下が最初につながる所にあつた(同右註)。
- (12) 『日本国語大辞典』八(小学館、一九八〇年)、「煮黒」の項。
- (13) 前掲註(10) 烟尚子「加賀藩邸内の徳川將軍家」、五六頁。
- (14) 『加賀藩史料』一三(清文堂出版、一九七〇年)、文政二年三月二三日条。
- (15) 御用場は、閑所と同じ意味である。
- (16) 前掲註(3)「萩之御廊下御用場御樋箱絵図」。
- (17) 赤色の中塗の上に透漆をかけたもの(『日本国語大辞典』七、小学館、一九八〇年、「溜塗」の項)。
- (18) 前掲註(3)「江戸城本丸大奥小用箱等図」。なお、材質は檜であつた。

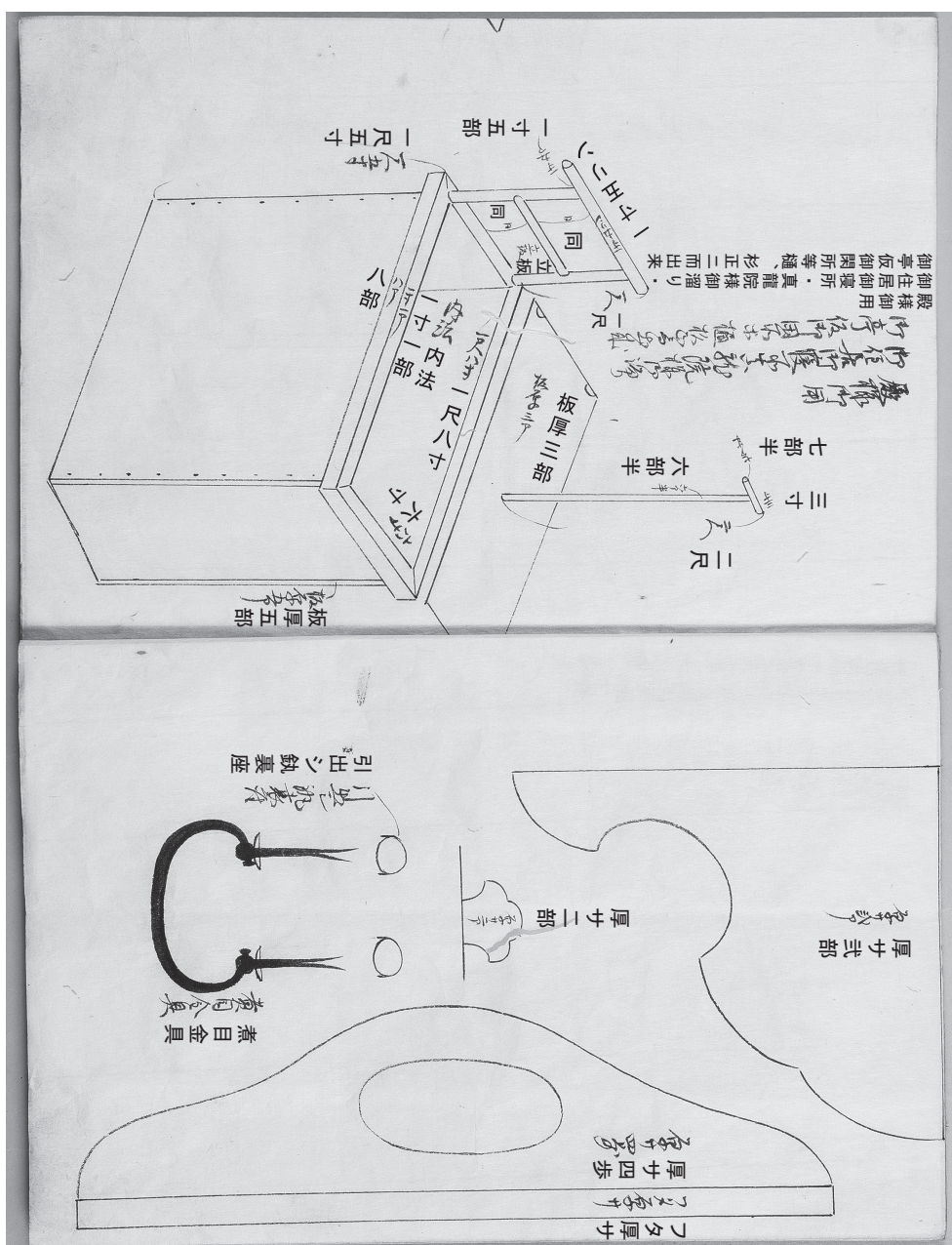
「付記」杉谷和子氏には、史料の閲覧・撮影・掲載にあたり格別の御高配を賜った。また、樋箱の仕様などについては、適宜、金沢城調査研究所の中村駿介氏の御教示を得た。ともに感謝申し上げます。

「史料画像・翻刻」

※翻刻にあたっては、基本的に旧字・異体字を常用漢字に改めた。なお、長さの単位である「分」については、「部」「歩」と書かれている箇所が多くみられるが、そのまま表記した。

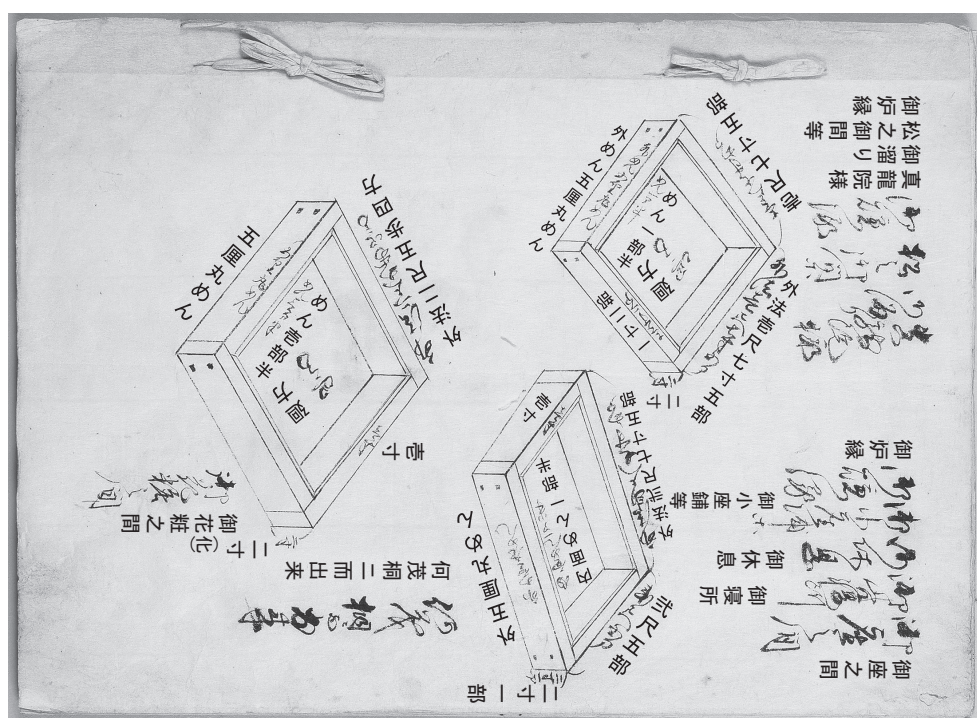








4丁裏



石川の歴史遺産セミナー要旨集

当館では、県内外の研究機関並びに研究者の協力を得ながら、古代から現代に至る当地の歴史を多角的な視点から再検証することを目指し、「石川の歴史遺産セミナー」を開催している。平成三十一年度の第三十二回まではシンポジウム形式を採り、講演録の刊行を続けてきた。令和四年度からのリレー講義形式への開催形式の変更を受け、当館の紀要にて実施内容の紹介を行っている。今回は、令和六年度に実施した第四十回のセミナーの開催趣旨および講座の要旨を収録する。

第四十回「震災を未来につなぐー文化財・遺構・手記ー」

県下に未曾有の被害をもたらした令和六年能登半島地震から一年、そして奥能登豪雨から半年以上が経過し、生活再建とあわせて復興に向けたさまざまな取り組みが進んでいる。

文化財レスキュー活動においても、今後は救出した文化財をいかに継承し、地域の復興につなげるのか、長期的な展望が必要となる。さらには、この災害そのものを後世に伝えていくための資料や遺構、情報の収集・保存も重要である。

本セミナーでは、過去の震災における取り組みにも学びつつ、能登半島地震の被災文化財を、そして記録と記憶を未来に伝えるため、いま必要なアクションは何かを、共に考える契機とした。

東日本大震災の事例として、国立文化財機構文化防災センターの小谷竜介氏に、宮城県で当時取り組みられた文化財レスキューについてご紹介いただき、文化財の救援と被災地の復興との関わりを考える機会となった。能登半島地震の事例として、自然地理学をご専門とする金沢大学人間社会研究域地域創造学系の青木賢人氏に、災害の教訓を後世に伝える力を持つ災害遺構についてお話しいただき、その保存と活用の方を考える機会となった。阪神・淡路大震災の事例として、情報科学芸術大学院大学産業文化研究センターの高森順子氏に、事務局長を務められている「阪神大震災を記録しつづける会」による「三十年目の手記」の取り組みをご紹介いただき、災害の体験を現在と地続きであると捉え、それを記録し続けることの意義を考える機会となった。いずれも、能登半島地震からの復興を考える上で、重要な論点をご提供いただいた。

令和七年二月二十二日（土）

「文化財がつなぐ地域のくらしー東日本大震災と東北の取り組みー」

小谷 竜介（国立文化財機構文化防災センター・

文化防災統括リーダー）

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード9.0、最大震度7を記録した国内最大級の地震である。この地震により引き起こされた津波は、特に青森県から千葉県に掛けての沿岸部には大きな被害を与えた。当時宮城県に務めていた筆者は、こ

の地震後、被災した文化財対応にあたった。筆者は、有形文化財のうち美術工芸品と民俗文化財を担当していたことから、県内の国および県指定の文化財の被害状況を調査するとともに、文化庁が事業実施を模索していた文化財レスキュー事業を実現するための環境整備を行った。

文化財レスキュー事業は、美術工芸品など動産の文化財を対象に、被災した場所から安全な場所に移動し、それ以上悪くならないように応急処置を施し、一時保管を行う事業である。主として博物館や社寺、個人宅に保管されている文化財を対象に実施された。この取り組みは、平成七年の阪神・淡路大震災以来、二回目の実施となった。阪神・淡路大震災に比べて、東日本大震災では、博物館、収蔵庫の被害が多く、一ヶ所あたりの活動規模が大きくなる傾向にあった。

文化財レスキュー事業と並行して、東日本大震災では無形の文化財、特に祭礼行事および民俗芸能に対する支援にも取り組んだ。岩手県から福島県の沿岸域、すなわち津波被害の特に大きかった一帯には、ほぼ全てと行ってもよいほど民俗芸能が伝承され、そうした芸能が奉納される祭礼行事が行われていた。そして、こうした芸能を見る、踊るということを通して民俗芸能が地域の暮らしに根付いていた。東日本大震災により芸能の用具や、演じる場所も大きな被害を受けたが、地域の人たちは驚くべきスピードで再開を果たしていくことになる。それは、災害からの暮らしの復旧、復興において、まず取り戻すものであるということを示していると思われる。

文化財は、所有者のものである。災害時にももちろんそうではあるが、同時に、地域に残された歴史、文化を象徴するものは、有形、無形問わず、地域社会の文化的な環境の豊かさをしめすものである。も自体が持つ機能は新しいものに置き換えることができるが、伝えられてきたことでうまれる文化的な深みを取り戻すことはできない。

災害後の対応には、復旧、元に戻す取り組みと、復興、新しい地域をつくる取り組みがある。復旧時に文化財があることで、災害前と現在をつなぐことができる。そのためにも文化財を含めた地域の復旧は大切である。同時に、復興時にはその社会ならではの要素を伸ばし、魅力ある地域を取り戻そうとする取り組みを行うが、こうした取り組みに文化財が加わると、その地域ならではの復興が成し遂げられるだろう。こうした観点からも、文化財の災害対応は必須である。

令和七年三月二日（日）

「能登半島地震と災害遺構の保存について

―震災遺構の活用と震災復興ツーリズム―

青木 賢人（金沢大学 人間社会研究域 地域創造学系・准教授）

二〇二四年一月一日に発生した能登半島地震は能登を中心に大きな被害をもたらした。地震などの災害によって生じた現象や被害を後世に伝えるために残される、変化が生じた自然景観や被災した構造物、災害を象徴するモニュメントなどを災害遺構と呼び、地震災害の場合では震災遺構とも呼ばれる。

災害遺構を後世に伝えることには、「防災教育」「追悼の場」「ツーリズム産業」の三つの意味がある。「防災教育」としての意味は、自然現象やその影響の強度や空間性、被害の様相や程度などについて遺構を通して実態的に学ぶことにより、将来世代の防災に対する意識や知識、態度などを醸成することにつながる。「追悼の場」としての意味は、災害遺構がダークツーリズムの対象となることにある。ダークツーリズムは人の死を含む悲しみの記憶と結びついた場所を訪れる観光行動で、災害だけでなく様々な悼みや記憶を継承するための営みである。そして、防災教育やダークツーリズムは地域の「ツーリズム産業」につながる。学びやツーリズムで被災地を訪れる人が増えることにより、宿泊や運送、飲食など観光行動に関連した産業の復興につながる。人口流出や高齢化の加速が激しい能登にとって、基幹産業である観光産業の復興は欠かせない。東日本大震災、新潟県中越地震の被災地では、震災遺構を組織的に残すことで、災害伝承や修学旅行の受け入れなどに活用している。

筆者は、震災発生直後から能登半島地震の震災遺構を組織的に保全し、ツーリズムに活用することを提言してきた（季刊『能登』五十五号参照）。講演会・マスコミなどを通じて積極的な発信をしてきたが、東日本大震災の時とは異なり社会から大きな反対がなかったことは、災害遺構を通じた災害の伝承の意味を社会が受容してきたことの表れだと考える。県の『創造的復興プラン』でも震災遺構の保全と資源化が取り上げられている。能登町白丸郵便局など、すでに公的に保存が

決まった震災遺構もある。また、石川県観光連盟では震災遺構を活用して全国から修学旅行を誘致するためのプログラムを完成させた。長期的には、震災遺構と里山里山の恵みを組み合わせ、人と自然環境の関わりを深く考えることができるジオパークとして整備する方向性も示されている。

地震だけでなく豪雨にも見舞われた能登は、間違いなくピンチを迎えている。災害遺構を活かすことで、このピンチを「災害を学び、備える」とことと「能登の風土を再認識する」ことのきっかけに変えるチャンスにつなげていきたい。

令和七年三月二十二日（土）

「運動」としての震災アーカイブ

― 阪神・淡路大震災「三十年目の手記」の取り組み ―

高森 順子（情報科学芸術大学院大学

産業文化研究センター・研究員）

本レクチャーでは、一九九五年三月から現在まで、阪神・淡路大震災にかかわる体験手記を募集し出版等の活動を行う、市民団体「阪神大震災を記録しつづける会」の活動の経緯を、同会の事務局長を務める立場として報告した。特に、二〇二四年一月から、同会と神戸市の文化施設「デザイン・クリエイティブセンター神戸」と協働して行った震災手記募集事業「三十年目の手記」について、「震災アーカイブ」の社会的意義を捉え直す取り組みとして報告し、二〇二四年一月の能

登半島地震の震災アーカイブのあり方を考える契機とした。

最初に、二〇一一年の東日本大震災の発災以降、社会的な課題として認識されつつある「震災アーカイブ」について、その目的を確認した。それは、第一に「記録の散逸、紛失、消失を未然に防ぐこと」、第二に「断片的な記録の唯一性・個性を担保したまま、災害という出来事全体を捉える手立てをつくること」、第三に「記録収集活動を広く一般に知らせることによって、記録に「なる」／記録を「うむ」／記録が記録を「よぶ」という、運動を起こすこと」であると述べた。特に、第三の目的は「アーカイブ (archives) からアーカイビング (archiving)」という概念の更新が求められることも付言した。

次に、手記を継続執筆している同会の執筆者の四編の手記（小西眞希子「天国へ行ったのんちゃん」（一九九五年）、「娘の記憶を残したい」（二〇〇五年）、「生きるという事」（二〇一五年）、「私がやらなければならぬ事」（二〇一四年））の一部を紹介しながら、継続的に震災体験を手記として綴る意義を検討した。

さらに、今回行った震災手記募集事業「三十年目の手記」について、集まった手記一八六篇のうちの十篇を配布し、それぞれの手記が社会問題（被災格差、被災者支援の手薄さ、広域避難者の把握の難しさなど）と直結しつつも、報道などの言説ではこぼれ落ちる体験が記述されていることを確認した。

最後に、災害多発時代における「震災アーカイブ」の活動において、記録の多声性の担保や、社会規範によって抑圧されうる体験を掬

い上げることが重視されることを改めて確認し、能登半島地震の草の根によるアーカイブ実践が生まれることへの期待を込めた。

令和七年六月二十三日発行

石川県立歴史博物館紀要 第三十四号

編集
発行

石川県立歴史博物館

金沢市出羽町三番一号
電話 〇七六―二六二―三三三六

印刷

株式会社 谷 印刷
金沢市中村町二八―一四

Bulletin of the Ishikawa Prefectural Museum of History

No. 34 2025

Article

The Historical Position of Sasaki Sengen's "True View of Kahokugata
Lagoon and Onogawa River"

NAKAMURA Manami 1

Research Materials

Shinto Licenses and Related Documents in the Collection of
Suzu-jinja Shrine

OKAZAKI Michiko 45

List and Review of Documents Owned by *Kimoiri* (Village Officials) in
Shimoyasue Village

HAYASHI Ryota and YOSHIDA Tomoo 61

Hibako (Toilet) in Kaga Domain Edo Hongo Residence

HAYASHI Ryota 75

Abstracts

Abstracts of Seminar on the History of Ishikawa 89

Ishikawa Prefectural Museum of History

ISSN 0916-1120